

平成28年第1回定例会

# 東吾妻町議会会議録

平成28年 3月 4日 開会

平成28年 3月17日 閉会

東吾妻町議会

## 平成28年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

### 第1号（3月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	7
○議案第15号の上程、説明、議案調査	8
○議案第16号の上程、説明、議案調査	9
○議案第17号の上程、説明、議案調査	10
○議案第18号の上程、説明、議案調査	11
○議案第19号～議案第21号の一括上程、説明、議案調査	12
○議案第22号の上程、説明、議案調査	14
○議案第23号の上程、説明、議案調査	16
○議案第24号及び議案第25号の一括上程、説明、議案調査	17
○議案第26号の上程、説明、議案調査	18
○議案第27号及び議案第28号の一括上程、説明、議案調査	20
○議案第1号の上程、説明、議案調査	22
○議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	56
○議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	60

○議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	62
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託	66
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託	68
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託	71
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	73
○延会について	76
○延会の宣告	76

## 第 2 号 (3月7日)

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	79
○出席議員	79
○欠席議員	80
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
○職務のため出席した者	80
○開議の宣告	81
○議事日程の報告	81
○議案第 9 号の上程、説明、議案調査	81
○議案第 1 0 号の上程、説明、議案調査	92
○議案第 1 1 号の上程、説明、議案調査	94
○議案第 1 2 号の上程、説明、議案調査	95
○議案第 1 3 号の上程、説明、議案調査	96
○議案第 1 4 号の上程、説明、議案調査	98
○議案第 2 9 号の上程、説明、議案調査	100
○議案第 3 0 号の上程、説明、議案調査	101
○議案第 3 1 号の上程、説明、議案調査	102
○議案第 3 2 号の上程、説明、議案調査	104
○議案第 3 3 号の上程、説明、議案調査	105
○議案第 3 4 号の上程、説明、議案調査	106
○議案第 3 5 号の上程、説明、議案調査	108

○議案第 3 6 号の上程、説明、議案調査	110
○議案第 3 7 号の上程、説明、議案調査	111
○請願書・陳情書の処理について	112
○散会の宣告	112

### 第 3 号 (3月16日)

○議事日程	115
○本日の会議に付した事件	117
○出席議員	117
○欠席議員	117
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	117
○職務のため出席した者	117
○開議の宣告	118
○議事日程の報告	118
○同意第 1 号の上程、説明、採決	118
○議案第 1 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	121
○議案第 1 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	121
○議案第 1 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	122
○議案第 1 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	123
○議案第 1 9 号～議案第 2 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	123
○議案第 2 2 号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第 2 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第 2 4 号及び議案第 2 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	126
○議案第 2 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	127
○議案第 2 7 号及び議案第 2 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	129
○議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	130
○議案第 2 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	137
○議案第 3 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	139
○議案第 4 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	141
○議案第 5 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	142

○議案第 6 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	143
○議案第 7 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	145
○議案第 8 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	146
○議案第 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第 10 号の質疑、自由討議、討論、採決	151
○議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決	151
○議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決	152
○議案第 13 号の質疑、自由討議、討論、採決	153
○議案第 14 号の質疑、自由討議、討論、採決	153
○議案第 29 号の質疑、自由討議、討論、採決	154
○議案第 30 号の質疑、自由討議、討論、採決	161
○議案第 31 号の質疑、自由討議、討論、採決	162
○議案第 32 号の質疑、自由討議、討論、採決	163
○議案第 33 号の質疑、自由討議、討論、採決	163
○議案第 34 号の質疑、自由討議、討論、採決	164
○議案第 35 号の質疑、自由討議、討論、採決	165
○議案第 36 号の質疑、自由討議、討論、採決	165
○議案第 37 号の質疑、自由討議、討論、採決	166
○請願書・陳情書の委員会審査報告	167
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	177
○発委第 2 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	179
○発委第 3 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	180
○閉会中の継続審査（調査）事件について	181
○町政一般質問	185
根津光儀君	185
山田信行君	196
青柳はるみ君	202
○延会について	210
○延会の宣告	210

第 4 号 (3月17日)

○議事日程	211
○本日の会議に付した事件	211
○出席議員	211
○欠席議員	211
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	211
○職務のため出席した者	212
○開議の宣告	213
○議事日程の報告	213
○町政一般質問	213
里見武男君	213
竹淵博行君	218
須崎幸一君	227
金澤敏君	240
重野能之君	248
○町長挨拶	255
○議長挨拶	255
○閉会の宣告	256
○署名議員	257

平成28年 3 月 4 日 (金曜日)

(第 1 号)

## 平成28年東吾妻町議会第1回定例会

### 議事日程(第1号)

平成28年3月4日(金) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 議案第15号 東吾妻町情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第16号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第17号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第18号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第19号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第20号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第21号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第23号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第24号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第25号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

いて

- 第16 議案第26号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する  
条例について
- 第17 議案第27号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第1号 平成28年度東吾妻町一般会計予算
- 第20 議案第2号 平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第21 議案第3号 平成28年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第22 議案第4号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第23 議案第5号 平成28年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第24 議案第6号 平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第25 議案第7号 平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第26 議案第8号 平成28年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第27 議案第9号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）
- 第28 議案第10号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第29 議案第11号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第12号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第31 議案第13号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第32 議案第14号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第33 議案第29号 権利の放棄について
- 第34 議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第35 議案第31号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更について
- 第36 議案第32号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第37 議案第33号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第38 議案第34号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について
- 第39 議案第35号 字区域の変更について
- 第40 議案第36号 町道路線の廃止について
- 第41 議案第37号 町道路線の認定について
- 第42 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹淵博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君
税務課長	丸山和政君	農林課長	松井秀之君
建設課長	高橋修君	上下水道課長	土屋利夫君
会計課長兼 会計管理者	荒木博之君	教育課長	角田豊君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 係	水出淳
--------	------	-------------	-----

---

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

3月に入りましたが、まだまだ寒い日が続いております。

東日本大震災発生から間もなく5年目を迎えます。被災地の生活再建、被災地の復興の道筋はいまだ途上であり、原発事故の処理問題など多くの問題を抱えたままとなっており、これからも継続的な対策や支援が必要とされています。

当町においても、杉並区等と連携をする中、今後も南相馬市を初め、被災地に対しできる限りの支援ができるように努めていかなければいけない、そんなふうを考えております。

さて、本日ここに平成28年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には年度末の極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。

今定例会には、平成28年度予算案を初め、各種条例の制定、改正、平成27年度補正予算など多くの重要案件が提出されます。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって審議に臨まれることをお願いしたいと思います。長い会期が予定されます。町長を初め、執行部各位におかれましても、一層のご協力をお願いいたします。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

---

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成28年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

弥生3月を迎え、ようやく春の息吹を感じるようになってまいりました。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、国においては、2016年度予算が年度内には成立が確実となり、安倍内閣の看板政策である1億総活躍社会の実現に重点配分し、子育て支援や介護サービス拡充などが盛り込まれております。

町といたしましては、総合計画の基本理念を着実に推進するとともに、地方版総合戦略を本格的にスタートさせることを踏まえ、平成28年度一般会計当初予算を編成してまいりました。総額では、83億4,700万円の予算規模となり、対前年度比では2%の減、金額にして1億6,900万円の減額となりました。

本定例会では、東吾妻町農業委員の任命についての人事案件1件、条例関係といたしまして、東吾妻町情報公開条例等の一部を改正する条例についてなど14件、予算関係では、平成28年度一般会計予算など14件、その他9件、合わせて38件を予定させていただきました。慎重かつ熱心な審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決を賜りますようお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成28年第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、7番、根津光儀議員、8番、樹下啓示議員、9番、山田信行議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は14日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は3月7日正午までといたしますので、よろしくお願いたします。限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後も、より一層皆さんにご協力をいただき、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと思います。

一般質問の通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであ

ります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動及び議員活動に資していただければと思います。

---

### ◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る1月12日に開催されました市町村トップセミナー及び2月18日に開催されました平成27年度群馬県吾妻振興局県政説明会について、9番、山田議員より報告願います。

9番、山田議員。

（9番 山田信行君 登壇）

○9番（山田信行君） それでは、2点につきまして、研修会の報告をさせていただきます。

平成27年度群馬県市町村トップセミナーが、1月12日、市町村会館で開会をされました。町長、副町長、正副議長4名にて参加をいたしました。

公益財団法人群馬県市町村振興協会理事長清水聖義氏の挨拶に始まり、講演は人口減少時代をどう乗り切るか、地方創生1億総活躍をうまく生かせるための視点、講師の先生は構想日本代表加藤秀樹氏であり、国と地方の関係に触れ、国が決めたことを県が伝え、市町村が実施するという縦の関係から、市町村も、県も、国もそれぞれ主体的に考え、サービスを提案し、お互いにサポートし合う横の関係になる必要が大事ということでありました。

また、地方自治、議会、住民の役割についても触れられ、行政だけでは魅力的になれない。国や県は現場のことを知らない。住民の日常生活、また現状を把握し、知識やアイデアを引き出すことが、行政と議会の役割であるとの厳しい指摘をいただき、とてもいい講演でありました。

2つ目は、平成27年度吾妻振興局県政説明会が、ツインプラザ交流ホールにて2月18日に開催をされました。

平成28年度群馬県の当初予算7,216億3,800万円、0.8%、56億円の増とのことであります。28年度は、新たな政権の羅針盤とする総合計画、群馬総合戦略のスタートであり、3つの基本を掲げたということであります。地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり、誰もが安心・安全できる暮らしづくり、産業活力の向上・社会基盤の必要性ということであります。また、旧高崎競馬場跡地にコンベンションホールを検討中とのことであります。

以上、2点、報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 山田議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

---

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第15号 東吾妻町情報公開条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町情報公開条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、従来不服申し立てのうち、異議申し立ては廃止されて審査請求に一本化され、また不服申し立てが可能な期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に延長されたことにより、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

今回の改正につきましては、行政不服審査法が平成26年6月に改正になり、平成28年4月1日に施行になりますので、関係する9条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第1条では東吾妻町情報公開条例、第2条では東吾妻町個人情報保護条例、第3条では東吾妻町行政手続条例、第4条では東吾妻町固定資産評価審査委員会条例、第5条では東吾妻町税条例、第6条では東吾妻町手数料徴収条例、第7条では東吾妻町営土地改良事業経費賦

課徴収に関する条例、第8条では東吾妻町における群馬県県営土地改良事業の一部を負担する分担金徴収条例、第9条は東吾妻町町営農林道等事業経費賦課徴収に関する条例の改正でございます。

全て同じでございますが、改正内容は、行政不服審査法の法律番号、条名を変更すること、異議申し立てを審査請求にする、60日以内とされていた申し立て期間を三月以内にするという改正でございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第16号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律、行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） この改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い改正を行うとともに、あわせて行政不服審査法の施行に伴う改正でございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第3条の2号に職員の人事評価の状況、6号に職員の休業に関する状況、10号に職員の退職管理を加え、改正前の第6号の勤務成績の評定を削り、第5条は不服申し立てを審査請求に改正するものでございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第17号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法の改正に伴い、降給の手続及び効果を定めるものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 今回の改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

第1条の事由に降給を加えます。

第2条の2として降給の種類、第2条の3として降格の事由、第2条の4として降号の事由を追加し、次のページでございますが、第3条はそれに伴います条文の整理でございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願ひします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第18号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法、地方独立行政法人法及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものです。義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定することによるものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 今回の改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴います改正を行いますとともに、あわせて学校教育法の施行に伴う改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

第1条は、地方公務員法の項ずれに伴います改正でございます。

8条の2につきましては、学校教育法の改正で小中一貫校が追加されましたので、第2号に義務教育学校を追加するものでございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第19号～議案第21号の一括上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第19号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第20号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第21号 東吾妻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第20号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第21号 東吾妻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告を受けて、職員の給与及び議員、特別職の職員の報酬の改定を行うものでございます。地方公務員法において、職員の給与については、生計費、国及び他の地方公共団体の職員給与、民間事業者の従業者の給与、その他事情を考慮して定めなければならないとされております。本町では、県人事委員会の勧告も考慮して、給与等の改正を行うものでございます。

議員、特別職につきましては、期末手当を年間0.1カ月分の増額、職員につきましては、給料を月額平均0.36%の増額と期末勤勉手当を年間0.1カ月分増額するものでございます。また、給与制度の総合的見直しに伴うもので、給与月額平均2%引き下げるものでございます。

詳細は、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、説明申し上げます。

最初に、議案第19号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、今回の改正につきましては、昨年8月の人事院勧告に準拠する形で実施するものでございます。

主なものは、第1条で初任給、調整手当の引き上げ及び勤勉手当について年間0.1月分の引き上げ、月例給について平均0.36%引き上げるという内容でございます。

第2条は、級別職務分類の条例化、管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大、地公法の改正に伴う勤務評定制度の削除、特例措置の期限の改正、給与制度の総合的見直しによる給料表の改正でございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第1条関係の新旧対照表の第9条の2は、診療所に勤務する医師の初任給調整手当を月額41万2,200円から月額41万3,300円に改正、第20条は勤勉手当でございますが、第2項に12月支給分を100分の75を85に改正、特定幹部職員は100分の95を105に改正する内容となっております。

2号、再任用職員については0.05月分の引き上げでございます。

附則の14項では、55歳を超え給料表6級を適用する職員は、勤勉手当を1.5%減額するという内容でございます。

次の別表第1、行政職給料表は、平均で0.36%増額した額に改定する内容でございます。

10ページの第2条関係の新旧対照表の第1条は、地公法の改正に伴う項ずれ、第3条は、級別職務分類表の制定、次のページの第18条の2は、管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大で、緊急の必要により夜間に勤務した場合も支給するというものです。

第19条の3は、行政不服審査法の改正に伴います条文改正。第20条は、勤勉手当について本年度の12月で合計0.1月分増額したものを、来年度以降6月に0.05カ月、12月に0.05カ月、合わせて本年度同様0.1カ月分増額するという内容となっております。

13ページの第20条の2は、人事評価制度の導入に伴います勤務評定制度の廃止、附則の11は、55歳を超え給料表6級を適用する職員に対する給与削減措置の期限を当分の間から平成30年3月31日で改正、附則の14項につきましても、期限内は6月、12月の勤勉手当を1.5%減額するという内容でございます。

別表第1の行政職給料表は、総合的見直し後の給料表でございます。

続きまして、議案第20号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係は、第6条で本年12月の期末手当を0.1カ月分増額し、第2条関係の第6条で来年度の期末手当を6月で0.05月、12月で0.05月、合わせて本年同様0.1月増額する内容でございますので、よろしくをお願いいたします。

議案第21号、東吾妻町長及び副町長の支給条例の一部を改正する条例につきましても同様に、期末手当を0.1月増額する内容でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本3件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県において、小口資金に係る返済負担の軽減策として、融資期間の延長の特別措置借換制度、借換条件の緩和が、平成28年度も引き続き実施されることとなりました。また、風俗営業法の改正により、特定事業の定義が改正されたことから、中小企業者に関連した一部の事業について、群馬県暴力団排除条例に基づく排除措置など、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正が行われます。さらに、信用保証協会へ町が支援している出損金について、当面の間休止することとなったため、このたび東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） それでは、説明を申し上げます。

この改正につきましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年6月24日に公布され、平成28年6月23日に施行されます。この中で、特定事業の定義の見直しや規定の整備がされ、中小企業者及び小規模企業者に関連した規定の改正と暴力団排除に関する規定の追加を行う条例の改正でございます。

また、経済情勢が依然として厳しいことを勘案し、町においても群馬県小口資金融資促進制度要綱に合わせて借りかえ制度の1年間の期間延長と、融資期間を最長3年間延長することができる特例措置を引き続き行うものでございます。

さらに、信用保証協会への出損金については、町の保証債務残高が60倍以内にとどまるよう随時出損金の支援をしてきたところですが、協会の体力の増強や近年の保証動向などを考慮し、当面の間、町へ新たな出損金の要請をしないことになったため、改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第2条1号の中小企業者の定義では、風俗営業法の反映と、2号では、小規模企業者の定義に暴力団の排除措置の追加及び風俗営業法の規定を追加するものでございます。

第8条の2 既往債務の借換えですが、平成15年7月1日から平成29年3月31日までの間に融資申し込みがあった場合、借換えを可能とし、昨年度に引き続き28年度においても借換え措置を1年間延長するものでございます。

次に、附則の第3項融資期間の延長でございますが、平成27年度以前の融資について、申請期間を平成28年度中として取り扱い金融機関に融資期間延長の申請を行い、手続が可能な場合は、融資期間を最大3年間延長できるように改正するものでございます。

また、附則第4項は、保証協会への出損金停止を加えるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第23号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第23号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、あづま児童クラブの設置場所をあづま保育所から青少年支援センターに変更することにより、小学校高学年までを対象とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

今回の改正は、町長提案理由のとおりでありまして、あづま児童クラブの実施場所を変更するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条の表中のあづま児童クラブの位置及び定員を変更するものでございます。現在、あづま児童クラブは、あづま保育所内の併設施設で実施しておりますが、スペース的に小学校低学年の受け入れが限度となっております。東幼稚園に併設する青少年支援センターに実施場所を移すことにより、小学校高学年までの受け入れが可能となりますので、今回改正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第24号及び議案第25号の一括上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第24号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第15、議案第25号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第25号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本2件は関連がございますので、一括提案させていただきます、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域密着型通所介護、定員19人未満及び介護予防地域密着型通所介護、定員19人未満の指定が、県から町に変更となることに伴う改正でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、説明させていただきます。

議案第24号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の改正は、町長提案理由のとおりでありまして、地域密着型通所介護、定員19人未満

の指定が、県から町に変更になることに伴う改正でございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

目次の第4章の次に、第4章の2地域密着型通所介護を加え、第10条の2基本方針及び第10条の3準用を加える改正でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第25号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例も、先ほどの議案第24号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例同様、介護予防地域密着型通所介護、定員19人未満の指定が、県から町に変更になることに伴う改正でございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

目次の第3章を介護予防地域密着型通所介護とし、第5条基本方針及び第6条記録の保存並びに第7条管理者とし、第3章介護予防認知症対応型通所介護を第4章とし、第5条基本方針を第8条、第6条及び第7条を第9条準用とし、以降章及び条ずれとなりますので、改正するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第16、議案第26号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第26号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、または増設した認定事業者に対する固定資産税の不均一課税を設けようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（丸山和政君） お世話になります。

東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例について、詳細の説明をさせていただきます。

第1条は、趣旨でございます。先ほど町長の説明のとおり、地方再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、または増設した認定事業者に対する固定資産税の課税の特例について、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、固定資産税の不均一課税でございます。地方再生法に基づき、特定償却設備を新設し、または増設した者に特定償却設備である家屋または構造物及び償却資産並びに当該家屋または構造物の敷地である土地に対して課する固定資産税について、最初に固定資産税を課することとなる年度以後3年度分に限り不均一課税をする旨を規定しております。

第3条は、不均一課税の税率でございます。第1号は、移転して整備する事業に該当するもので、町税条例第62条で規定する税率100分の1.4に開始年度はゼロを、第2年度は4分の1を、第3年度は2分の1をそれぞれ乗じて得た税率とするものでございます。

第2号は、整備する事業拡張型の事業が該当するものでございます。町税条例に規定する税率100分の1.4に開始年度はゼロを、第2年度は3分の1を、第3年度分は3分の2をそれぞれ乗じて得た税率とするものでございます。

第4条は、不均一課税の申請でございます。この条例の委任を受けた規則に基づき、不均一課税の申請を規定しております。

第5条は、不均一課税の取り消しでございます。不均一課税の取り消しについて、規定しております。

第6条は、報告でございます。報告の求めを規定しております。

第7条は、委任でございます。必要な事項を規則に委任する規定でございます。

以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第27号及び議案第28号の一括上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第27号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第18、議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第27号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

この改正については、全国的に地価が下落をしていることに加え、固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を反映するため、今回国及び県に準じた単価改定をお願いするものでございます。

東吾妻町の公共物使用等につきましては、道路法の適用を受けない道路、河川法の適用を受けない河川等において、使用許可を受けた者から徴収する使用料の額の一部の改正を行うものでございます。また、認定道路におきまして、道路占用許可を受けた者から徴収する占用料の額について、一部改正をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（高橋 修君） お世話になります。

それでは、議案第27号と議案第28号は関連がありますので、一括説明とさせていただきます。

議案第27号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

国におきまして、現行占用料及び公共物使用の基礎となる地価水準が、全国的に下落していることに加え、平成24年に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料水準の変動等を反映するため、道路法施行令の一部が改正され、占用単価が改正されました。この国の改正に伴い、町におきましても国に準じた改正を行うものでございます。

公共物使用につきましては、道路法の適用を受けないその他の道路と河川法の適用を受けない河川において、使用料を変更するための改正でございます。使用料につきましては、いわゆる馬入れとか、河川に関しては水路、堰などの小規模なものを指しております。

それでは、3枚めくっていただき、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

法第32条第1項第1号に掲げる工作物でございますが、改正前の料金は、その先の8ページにあります太枠の電柱類及び諸管理設料金で第1種電柱料金530円が、改正後、また戻ってもらいまして1ページの310円に改定となります。以下、第2種電柱からその他の柱類までの改定料金は、表のとおりでございます。その下の共架電線その他上空に設ける線類については、占用料と整合性を図るため追加させていただきました。こちらの公共物使用条例の一部改正が、全部で9ページに及んでございますが、全ての朗読は行いませんけれども、ごらんいただき、改正された部分を見ていただければと思います。

続きまして、議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

3枚めくっていただきまして、占用料の新旧比較表をごらんいただきたいと思います。

左側が改正後、右側が改正前でございます。

まず、法第32条第1項第1号関係でございますが、占用料第1種電柱が530円から310円へ改正するのを初め、第2種電柱が820円から480円となり、以下両面7ページにわたり改正される金額は、ほとんど減額となるものでございます。

最後の7ページの別表2（第2条、第4関係）であります。道路占用料と公共物使用料の整合性を図るため、追加をお願いするものでございます。

以上が、議案第27号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

(午前10時58分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午前11時10分)

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第19、議案第1号 平成28年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成28年度東吾妻町一般会計当初予算案について、提案理由の説明を申し上げます。

国の平成28年度予算編成においては、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化することとされています。町におきましても総合計画の実施計画を着実に執行するとともに、「子供も大人もいきいき暮らせる元気なまち 共に創ろう未来に向けて」のキーワードをもとに策定をされる地方版総合戦略を本格的にスタートさせる重要な年であることを踏まえ、平成28年度予算を編成いたしました。

今回お願いする平成28年度東吾妻町一般会計予算につきましては、総額83億4,700万円を計上させていただきました。前年度比では2.0%、金額にいたしまして1億6,900万円の減額となっております。

それでは、予算の主な内容について、歳入からご説明申し上げます。

町税につきましては、3,972万9,000円増の18億9,534万9,000円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、普通地方交付税が27億1,382万6,000円、特別地方交付税が2億5,000万円となり、総額で3,416万9,000円の減額となっております。

国庫支出金は、民生費国庫補助金及び土木費国庫補助金の増などにより、総額で1億4,850万7,000円の増額となりました。

県支出金では、民生費県負担金は増加しているものの、総務費県補助金及び農林水産業費県補助金が減少したため、総額で3,051万8,000円の減額となっております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を前年度と同額の3億円計上いたしました。

諸収入が3億484万円減額となっておりますが、ダム関連事業雑入及びプレミアム商品券販売費の減額が主な要因でございます。

最後に、町債でございますが、新規発行債では保育所施設整備事業債、小中学校校庭整備事業債を計上いたしましたが、合併特例基金造成事業債及び坂上小学校施設整備事業債の減少により、総額では1,310万円の減額となっております。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

総務費につきましては、総務管理費及びダム対策総務費が大きく減少したため、総額で4億8,412万3,000円の減額となりました。

民生費は、社会福祉費の増などにより、1億9,225万1,000円の増額となっております。

土木費につきましては、道路橋梁費の増により、1億8,507万7,000円の増額となりました。

最後に、公債費でございますが、平成25年度借入の臨時財政対策債及び平成26年度借入債等の元金償還が開始されることに伴い、公債元金は9億2,020万2,000円、対前年度比1.2%、金額で1,106万円の増額となりました。

以上が主な内容でございますが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、詳細説明に入る前に、本日お配りをしてあります予算資料について説明申し上げ

げたいと思います。

全部で9ページにわたる資料でございます。

まず、1ページでございますが、一般会計当初予算の款別歳入歳出総括表でございます、対前年度との差し引き及び伸び率並びに構成比の一覧でございます。

2ページは、会計別歳入歳出予算額の対前年度との比較一覧でございます。

3ページは、一般会計における細節別性質集計でございます。人件費、物件費といった集計をしております。表の見方につきましては、表の一番下に説明書きがありますので、お読みいただければというふうに思います。

4ページにつきましては、3ページと同様でございますが、全会計の細節別性質集計になっております。

5ページでございますが、一般会計当初予算歳入の増減分析表でございます。

6ページでございますが、同様に歳出の増減分析表でございますが、一部誤りがございしますので訂正をお願いいたします。2款総務費の「主な増減理由」欄の中ほどになりますが、「固定資産税客体調査等委託料」マイナスの1,148万3,000円と記載されておりますけれども、これがマイナスではなくプラスとなります。申しわけありませんけれども、訂正をお願いしたいというふうに思います。

7ページでございますが、新規及び目玉事業の一覧でございます。

8ページは、一般会計から各会計に対する操出金、補助金の一覧でございます。

最後9ページになりますが、地方債の全会計における残高調書でございます。

資料説明は以上でございますが、今後の予算調査の参考にしていただければというふうに思います。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、今回お願いする額は、歳入歳出それぞれ83億4,700万円とするお願いでございます。これは前年度と比べまして、率にして2%、額にして1億6,900万円の減額でございます。

第2条は債務負担行為でございますが、内容は第2表のところの説明をさせていただきます。

第3条は地方債ですが、こちらにつきましても第3表のところの説明をさせていただきます。

第4条は一時借入金ですが、前年同様、最高額を8億円と定めるお願いでございます。

第5条は歳出予算の流用についての説明でございます。

以上、第1条から第5条までが今回議決をお願いする案件でございます。

次に、2ページからの第1表ですが、4ページまでが歳入の款項の集計でございます。

5ページ、6ページが、歳出の款項の集計となっております。説明は後ほどさせていただきます。

7ページ、第2表の債務負担行為ですが、情報ネットワークシステムリース料の限度額を平成28年度から平成33年度までの6年間、2,116万円とするお願いでございます。

第3表の地方債ですが、13件で合計8億6,990万円でございます。前年度と比べ1,310万円の減額でございます。詳細につきましては、26ページからの21款1項町債のところで説明をさせていただきます。

続きまして、8ページからが事項別明細書になりますが、8ページ、9ページにつきましては、款ごとの合計でございます。10ページからが歳入歳出の説明になりますので、ここからは各課より説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 税務課長。

○税務課長（丸山和政君） お世話になります。

最初に8ページをごらんください。

自主財源の柱であります町税は、直近の調定額をもとに徴収率や経済動向などを勘案して計上させていただきました。総額では、前年度より3,972万9,000円増の18億9,534万9,000円、率で2.1%となりました。

続きまして、10ページをお願いいたします。

これからは税目ごとに説明をさせていただきます。

1款1項の町民税でございます。

1目の個人の町民税でございますが、5億3,547万8,000円を見込んでおります。昨年、一昨年の調定額の動向を勘案し、個人所得は若干減少と予測し、現年課税分につきましては5億3,129万3,000円、滞納繰越分につきましては418万5,000円でございます。

2目の法人の町民税でございますが、1億8,527万6,000円を見込んでおります。現年課税分につきましては、直近の収入額等を勘案し、302法人で1億8,517万6,000円、滞納繰越分は10万円でございます。

1項町民税につきましては7億2,075万4,000円で、町民税は税込全体のおよそ38%を占めております。

続きまして、2項固定資産税でございます。

1目の固定資産税は、9億9,065万1,000円を見込んでおります。現年課税分につきましては9億8,399万8,000円、滞納繰越分につきましては665万3,000円でございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、2,568万7,000円を見込んでおります。

2項固定資産税は10億1,633万8,000円を見込んでおります。税込全体のおよそ53.6%と、一番大きな財源でございます。

次に、3項の軽自動車税は、6,039万7,000円の見込みでございます。現年課税分につきましては6,012万1,000円、滞納繰越分につきましては27万6,000円でございます。28年度より軽自動車税の税率が変わることなどによりまして、昨年よりも1,316万3,000円増額を見込んでおります。

4項町たばこ税につきましては、嫌煙志向なども加味し、9,282万5,000円を見込んでおります。

最後に5項入湯税でございますが、503万5,000円を見込んでおります。

よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、2款地方譲与税からですが、13ページの11款交通安全対策特別交付金までは前年と同様に、決算の見込み額、国からの地方財政計画の概要等を考慮して計上してあります。

最初に、2款の地方譲与税でございますが、国税として徴収し、一定の基準により譲与されるものでございまして、1項の地方揮発油譲与税が3,150万円、2項の自動車重量譲与税は、自動車重量税収入を道路に関する費用に充てるため譲与されるものでございますが、7,380万円を見込んでおります。

3款の利子割交付金ですが、ここからは交付金となります。利子割交付金は、利子等の所得に対して分離課税される税を一定のルールによって交付されるもので、250万円を見込んでおります。

4款配当割交付金ですが、これも利子割交付金と同じように一定のルールによって公布されるもので、1,000万円を見込んでおります。

12ページの5款株式等譲渡所得割交付金ですが、株式等譲渡所得に対して課税される税を、これも一定のルールによって交付されるもので、600万円を見込んでおります。

6款の地方消費税交付金ですが、県税である地方消費税の2分の1相当額を、市町村に対

し人口及び従業者数等で案分されて交付されるもので、対前年度600万円増額の2億6,500万円を見込みました。説明欄の別段に1億2,000万円の表示がされていると思いますが、これは、引き上げ分の地方消費税交付金は社会保障施策に要する経費に充てることが地方税法で明記されていることを踏まえて、説明欄において明示をしたものでございます。

7款のゴルフ場利用税交付金ですが、1,300万円を見込んでおります。

8款の自動車取得税交付金ですが、平成26年4月から消費税が8%で導入されることに伴い、税率の引き下げがされたことから、対前年度400万円減額の1,600万円を見込んでおります。

9款地方特例交付金ですが、対前年度10万円減額の370万円を見込んであります。個人住民税における住宅借入金特別税額控除の実施に伴い、自治体の減収負担を補填するものとして交付をされるものでございます。

10款の地方交付税でございますが、国の地方財政計画を踏まえ、対前年度3,416万9,000円減額の29億6,883万1,000円を見込んでおります。普通交付税と特別交付税の内訳は説明欄の記載をお願いいたします。

11款の交通安全対策特別交付金ですが、対前年度40万円減額の270万円の見込みでございます。

12款の分担金及び負担金、1項負担金ですが、1目民生費負担金から3目農林水産業費負担金まで、合計1億1,340万1,000円の計上でございます。内訳は説明欄をお願いしたいと思います。2項分担金ですが、存目として1,000円の計上でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料ですが、決算見込み額によりまして計上させていただいております。1目の総務使用料から8目岩櫃ふれあいの郷使用料まで、合計1億26万4,000円でございます。内容は説明欄をごらんいただきたいと思います。

2項の手数料ですが、1目総務手数料から5目の土木手数料まで、合計1,048万円でございます。内容は説明欄をごらんいただきたいと思います。

14款の国庫支出金、1項国庫負担金ですが、1目民生費国庫負担金、2目衛生費国庫負担金の合計で、対前年度1,247万5,000円増額の3億73万5,000円でございます。国庫負担金につきましては、国が共同責任を持つ事業に対して一定の割合を給付するというものでございます。

2項国庫補助金ですが、1目民生費国庫補助金から5目教育費国庫補助金まで、合計で前年度1億3,699万8,000円増額の1億9,836万8,000円でございます。増額の要因でございま

すが、1目1節年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金の8,785万9,000円の皆増等が主な要因でございます。国庫補助金につきましては、地方の事業の奨励や財政援助のために給付されるものでございます。

3項委託金ですが、1目総務費委託金、2目民生費委託金の合計で、対前年度96万6,000円減額の469万8,000円でございます。一番下の教育費委託金は廃目の整理でございます。委託金は、国が行う事業を地方が行ったほうが効率的ということから、国から委託されて行う事業でございます。

15款県支出金、1項県負担金ですが、1目の民生費県負担金と2目衛生費県負担金の合計で、対前年度1,373万7,000円増額の2億873万1,000円でございます。内容は説明欄をごらんいただきたいと思っております。

2項県補助金ですが、1目の総務費県補助金から20ページの7目農林水産業施設災害復旧費県補助金まで多くの事業が掲載されております。合計で、前年度2,805万円減額の2億7,125万5,000円でございます。内容は説明欄をごらんいただきたいと思っております。

3項委託金ですが、1目総務費委託金、2目農林水産業費委託金の合計で、前年度1,620万5,000円減額の3,644万7,000円でございます。

16款財産収入、1項財産運用収入でございますが、土地建物に対する収入及び基金の利息収入でございます。合計で、前年度467万6,000円増額の2,431万1,000円の計上でございます。

2項財産売却収入ですが、合計で10万3,000円の計上でございます。

17款寄附金でございますが、合計で、前年度2,069万9,000円増額の2,100万1,000円の計上でございます。説明欄は一番上の一般寄附金の2,000万円でございますが、群馬県町村会から少子化対策・子育て支援として県下一律に交付を受けるものでございます。

18款繰入金ですが、各基金からの繰入金でございます。1目から6目までの合計で、前年度5,599万円増額の4億3,519万円でございます。内容は説明欄をごらんいただきたいと思っております。

19款の繰越金ですが、前年同額の2億1,000万円の計上でございます。

20款諸収入でございますが、1項延滞金、加算金及び過料は、前年度90万円減額の180万円でございます。

2項の預金利子につきましては、存目で1,000円の計上でございます。

3項の受託事業収入ですが、550万7,000円の計上でございます。

4項の雑入でございますが、1目衛生費徴収金から26ページの8目弁償金まで、合計で前年度3億389万6,000円減額の2億5,142万7,000円でございます。減額の要因ですが、6目ダム関連事業雑入の減額及びプレミアム商品券発行費7,000万円の減額が主な要因となっております。一番下の天狗の湯雑入は廃目整理でございます。

21款町債でございますが、詳しくは歳出予算のほうであるかと思しますので簡単に説明をさせていただきます。1目総務債から6目臨時財政対策債まで合計で、1,310万円減額の8億6,990万円でございます。内容につきましては説明欄をお願いしたいと思います。

歳入については以上でございます。

続いて、歳出につきましては各課長より説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、28ページからの歳出について説明させていただきます。

1款1項1目議会費についてでございますが、9,192万4,000円のお願いでございます。これにつきましては、議員14名分の報酬及び事務局職員の人件費、議会運営に要する経常的な経費等、会議録調製印刷製本委託料189万円、会議録音反訳委託料217万円が主なものでございます。

29ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費についてでございますが、5億4,378万6,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

職員人件費は、特別職2名、総務課等の職員43名分の給料、その他職員共済負担金、退職手当組合負担金、社会保険料が主なものでございます。

一般管理事務費は、庁舎内の一般的な管理経費と特別職報酬審議会委員等の24名分の報酬が主なものでございます。

31ページ、お願いいたします。

庁舎建設検討事業といたしまして、役場庁舎の調査設計委託料を計上させていただきました。

次の2目行政振興費につきましては1,841万4,000円のお願いでございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、住民センター整備事業補助金、住民センター用地費補助金が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 3目の財産管理費でございますが、前年度に比べ、142万5,000円増額の433万6,000円でございます。新地方公会計に向けたシステムのレンタル料が増額の要因でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 会計課長。

○会計課長（荒木博之君） 32ページをお願いいたします。

4目の会計管理費でございますが、適正な会計事務を行うための経費で、893万3,000円のお願いでございます。財源内訳の特定財源のその他の20万円につきましては、収入印紙等購入基金の運用収益でございます。

説明欄の会計管理事業につきましては、会計係3名の時間外勤務手当及び会計管理の経常的な経費でございます。中ほどの口座振替手数料につきましては、口座振替手数料は1件10円、郵便局窓口取扱手数料は1件30円、コンビニ取扱手数料は1件60円、それぞれプラス消費税で計上しております。

次に、事務用品管理事業につきましては、役場全体で使用する消耗品及び各種封筒の印刷代でございます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、5目の財産管理費でございます。1億3,477万7,000円のお願いでございます。この目では、庁舎、庁用車、町有バス等の管理費でございます。バス運転委託料、庁舎用地及び駐車場借り上げ料、委託料につきましては公共施設等総合管理計画策定委託料、工事請負費につきましては坂上小学校の撤去工事費等が主なものでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 6目の公平委員会費でございますが、前年同額の9万2,000円です。委員3名の報酬が主になっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 7目の固定資産評価審査委員会費ですが、12万9,000円のお願いでございます。この目では、委員3名分の報酬が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 8目の財政調整基金費でございますが、前年度比7,000万円減額の190万円の計上でございます。

続きまして、9目の企画費でございますが、全体で前年度1億9,674万8,000円減額の4,367万7,000円でございます。

説明欄をお願いいたします。

最初の企画調整事業ですが、1,991万円で、前年度に比べ1億9,775万7,000円の減額でございます。これは、平成23年度から2億円の合併市町村振興基金の積み立てを行ってまいりましたが、平成27年度の積み立てをもって当町の基金規模である10億円の上限に達したため、その分が減額となっております。そのほか、吾妻広域圏一般経費負担金1,525万7,000円が主になっております。

次の光ケーブル等管理事業2,169万2,000円でございますが、光ケーブルの保守点検等の管理が主でございます。

定住促進事業は、40万6,000円の計上でございます。

次のふるさと応援寄附基金事業でございますが、新たに事業立てを行うものでございます。166万9,000円の計上でございますが、来年度からインターネットを介して寄附金を募る、そういったものでございます。

36ページをお願いいたします。

10目の運輸対策費でございますが、前年度比363万2,000円減額の4,556万5,000円の計上でございます。説明欄の路線バス運行対策事業の一番下の事業費、事業運営費補助金ですが、この中には、今年度におきましても乗り合いタクシー購入補助金600万円を含んでおります。補助金は、昨年度に比べ減額になっておりますけれども、要因といたしましては、湯中子線の小型車両化、バス2台運行を1台運行、運行便数の減等による経費縮減でございます。

路線バス運行対策及び鉄道対策事業でございますが、事業運営費補助金の4,398万円がほとんどを占めております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、11目支所費でございます。8,915万6,000円のお願いでございます。この目では、東支所管理事業、改善センター管理事業に伴う経費と、地域開発事業特別会計への操出金でございます。なお、工事請負費は、改善センター屋根工事が主なものでございます。

次の12目簡易郵便局費でございます。537万3,000円のお願いでございます。臨時職員2名分の賃金及び植栗、厚田、本宿の3簡易局の経常経費でございます。

38ページをお願いいたします。

13目の交通対策費でございます。1,346万5,000円のお願いでございます。この目では、交通指導員20名分の報酬と出張旅費及び工事請負費としてカーブミラーの設置、外側線工事が主なものでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 14目の電算業務費でございますが、前年度1,323万2,000円減額の4,655万3,000円の計上でございます。電算業務費は、保守点検委託料とシステム機器リース料がほとんどを占めておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

15目の開発費、29万8,000円でございますが、企画課所有の公用車の維持管理が主でございます。

16目の広報広聴活動費ですが、前年度150万9,000円減額の766万9,000円でございます。広報、お知らせカレンダーの発行に関する経費が主でございます。町勢要覧作成事業130万円でございますが、本年度、28年度、印刷製本を予定しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） お世話になります。

17目地域活性化対策費でございますが、4,121万円をお願いでございます。

主なものは、地域活性化事業は、町のマスコットキャラクター、水仙ちゃんの活用にかかわる費用、地域活性化事業補助金、地域振興事業補助金や地域振興事業の道普請型補助金が主なものでございます。

次に、地域おこし協力隊事業は、地域おこし協力隊員2名分の活動費用でございます。

萩生地区活性化事業は、萩生地区活性化施設、主にトイレの管理費用でございます。

吾妻溪谷活性化対策事業は、吾妻溪谷内を訪れる観光客の周遊を促すためのシャトルバスの運行にかかわる費用が主なものでございます。

真田丸プロモーション活動事業は、平沢登山口の無料休憩所の補修、駐車場の改修費、42ページをお願いいたします。真田丸放映記念のモニュメント等の作成委託料、忍びの乱のイベントに対する事業費補助金が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 18目交流事業推進費でございますが、前年度4万6,000円減額の168万1,000円でございます。

説明欄をお願いいたします。

都市交流促進事業と交流人口推進事業の2事業がございますが、それぞれ所管課が異なっておるということがございますので、企画課、地域政策課、それぞれで説明をさせていただければというふうに思います。

最初の都市交流促進事業でございますが、61万7,000円でございます。高円寺阿波おどり参加経費及びふるさと祭りにおける杉並区関係者及び杉並区阿波おどり連の方々に対する受け入れの経費が主となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） それでは、交流人口推進事業106万4,000円ですが、杉並区、南相馬市など、友好自治体との主にイベントなどを通じた交流を行うための費用でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 19目の山村振興対策費12万1,000円でございますが、上部団体への負担金が主でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、20目諸費でございますが、1,123万5,000円のお願いでございます。この目では、弁護士報酬、法律顧問委託料として50万円を計上させていただきました。また、防犯事業では、防犯灯のリース料及び電気料等が主なものでございます。自衛隊事業は経常経費でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 税務課長。

○税務課長（丸山和政君） 続きまして、2項徴税费、1目税務総務費6,197万4,000円のお願いでございます。2節給料から4節共済費まで一般職員9名分の人件費でございます。

45ページをお願いします。

2目の賦課徴収費6,122万円のお願いでございます。この費用は、税の賦課徴収のための経費でございます。

説明欄をごらんください。事業別ごとに説明をさせていただきます。

賦課徴収費1,695万3,000円につきましては、賦課徴収に係る全般的な経費でございます。全て経常的な経費で、電算関係の経費や還付金、庶務的経費が主なものでございます。

次に、住民税、軽自動車税の454万5,000円につきましては、主に町民税及び軽自動車税の賦課徴収に要する経常的な経費でございますが、平成28年度に、原動機付自転車等の標識についてオリジナルナンバーの作製費を計上させていただきました。

次に、資産税の3,745万2,000円につきましては、主に固定資産税の賦課徴収に要する経常的な経費でございます。平成28年度には、固定資産税の課税客体調査のための調査費及び家屋調査システムの使用料が増加となっております。

収税については、会計課とあわせて説明をさせていただきます。

収税現年度課税分の157万4,000円につきましては、現年度課税の収納のための電算処理業務委託料が主なものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 会計課長。

○会計課長（荒木博之君） 続きまして、収税滞納繰越分のお願いでございます。

滞納繰越分の69万6,000円につきましては、滞納整理や滞納処分等を執行し、収納率の向上に努めておりますが、それらに要する経費でございます。

それから、次のページ、46ページをお願いいたします。こちらの説明欄をごらんいただきたいと思っております。

購買不動産の鑑定委託料、それらの経費の合計の願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費5,996万7,000円のお願いでございます。内訳としまして、職員人件費4,054万1,000円、職員5名分の人件費でございます。

次に、戸籍は846万円、主なものは電子戸籍システムの保守料及びリース料等でございます。

次の住民基本台帳関係は、511万6,000円、主なものはシステムの更新料及び住民情報基本ソフトのレンタル料でございます。

住基ネット・公的個人認証関係は531万7,000円で、住基ネット関係の保守及びリース料と個人番号カード関連の費用でございます。

次の人権擁護委員につきましては45万5,000円、人権啓発活動として人権講座を予定しております。

旅券発行事務事業は7万8,000円で、消耗品及び委託料でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、4項1目選挙管理委員会費でございます。83万5,000円のお願いでございます。主なものは、選挙管理委員の報酬など、経常的な運営費でございます。

48ページをお願いいたします。

2目選挙啓発費でございますが、21万9,000円のお願いでございます。この目では、選挙啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰記念品等が主なものでございます。

3目参議院議員選挙費でございますが、1,125万4,000円のお願いでございます。7月に予定されております参議院議員選挙事務に係る経常経費でございます。

東吾妻町議会議員選挙費、群馬県知事選挙費、群馬県議会議員選挙費、農業委員会委員選挙費は廃目とさせていただきました。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費18万1,000円でございますが、これは、例年同様、経常経費でございます。

2目統計調査費ですが、前年度と比較して700万3,000円減額の107万2,000円の計上でございます。前年度は大きな調査として国勢調査がございましたので、その分が減額の要因となっております。

6目の監査委員費ですが、監査委員2名の報酬と経常経費でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 続きまして、7項1目ダム対策総務費1億4,733万5,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いします。

ダム対策総務費3,383万5,000円は、職員2名分の人件費及び経常的経費と、公共施設等

整備基金積立金は松谷・六合村線整備事業の下流都県負担分と基金利息2,268万9,000円でございます。

次に、ふれあい公園事業の建設課分2,950万円は、紅葉等の行楽シーズンに観光客が多数来町するため、公園内にトイレを増設するための測量工事請負費でございます。

次に、溪谷自然公園事業8,400万円は、現在建設中の猿橋から十二沢パーキングまでの遊歩道工事を群馬県八ッ場ダム対策事務所に施工していただくための委託料7,800万円と、十二沢パーキング内の駐車場の一部舗装工事の工事請負費600万円でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、52ページをお願いいたします。

2款8項1目岩櫃ふれあいの郷総務費6,230万円のお願いでございます。主なものは、職員4名の人件費や臨時職員の賃金、施設管理に必要な費用でございます。

次に、2目福祉センター管理費10万円のお願いでございます。これは、備品等の修繕費用でございます。

次に、3目コンベンションホール管理費298万6,000円のお願いでございます。主なものは、コンベンションホールの施設管理に必要な費用でございます。

次に、4目健康増進センター管理費162万3,000円のお願いでございます。主なものは、健康増進センターの管理運営に必要な費用のお願いでございます。

次に、5目道の駅管理事業2,428万6,000円のお願いでございます。主なものは、指定管理者への指定管理委託料、町営時代に発行した天狗の湯の施設利用回数券等の精算取扱委託料等でございます。

国民宿舎事業につきましては、廃目でございます。

次に、9項温泉事業、1目桔梗館管理費1,090万4,000円のお願いでございます。主なものは指定管理者への指定管理委託料や、町営時代に発行した桔梗館の施設利用回数券等の精算取扱手数料でございます。

次に、2目温泉センター管理費8,738万円のお願いでございます。主なものは、職員2名の人件費や臨時職員の賃金、施設管理に必要な費用でございます。

次に、3目温泉センター食堂費4,491万4,000円のお願いでございます。主なものは、職員1名の人件費や、56ページをお願いしたいと思いますが、臨時職員の賃金、食事の原材料費、施設管理に必要な費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時とします。

（午後 零時01分）

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） お世話になります。

56ページをお願いいたします。

3款民生費でございます。

1項1目の社会福祉総務費2億1,825万3,000円のお願いですが、対前年度比61%増となります。この要因の主なものとしまして、新たな事業として平成28年度に支給を予定しております年金生活者等支援臨時福祉給付金事業でございます。

それでは、説明欄をごらんください。

最初に、社会福祉事業として1億1,718万8,000円でございます。前年度とほぼ同じで、一般職員10名分の人件費から民生・児童委員53名、保護司10名の報償など、経常的な経費でございます。補助金も例年どおりで、社会福祉協議会補助金は若干減額の3,736万5,000円となります。

なお、民生・児童委員につきましては、平成28年11月末日をもって3年間の任期が満了となるため、今年度、改選を予定しております。委員数につきましては1名増となる予定でございます。

続きまして、臨時福祉給付金事業1,320万6,000円ですが、本年度は給付金額を減額して実施いたします。給付対象者は変わらず町民税非課税者、給付額は3,000円で、3,600人を

見込んでおります。この財源は、前年度同様、事務費を含め全額国庫補助となります。

58ページをお願いします。

新規事業としまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業8,785万9,000円ですが、支給対象者は、平成27年度の臨時福祉給付金の対象者のうち平成28年度中に65歳以上となる低所得の高齢者2,460人と、平成28年度の臨時福祉給付金の対象者のうち障害基礎年金または遺族基礎年金受給者400人を見込んでおります。給付額は、給付対象者1人につき3万円でございます。この財源も臨時福祉給付金同様、全額国庫補助となります。

続きまして、2目の障害福祉費ですが、ここでは、障害児者の自立を支援するための経費でございます。

最初に、障害者総合支援事業3億5,915万6,000円です。市町村は、障害者総合支援法に基づき、障害の種別にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう一元的にサービスを提供しなければならず、そのための事業費でございます。その中心となるのが、59ページ中ほどにあります障害福祉サービス給付費3億1,976万円で、若干増額となっております。その他は例年どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次は、障害福祉事業1,029万5,000円で、若干減となっております。

ここでは、先ほどの障害者総合支援法に基づかない町・県独自の事業であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 60ページをお願いいたします。

3目の国民年金費52万5,000円でございます。消耗品や電算処理業務委託料等でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 4目の老人福祉費2億9,853万5,000円のお願いです。ここでは介護保険特別会計への操出金が大きな比重を占めております。

それでは、老人福祉事業2億7,245万5,000円をごらんください。

ほぼ例年どおりでございます。敬老祝金対象者は481人、うち100歳到達者は10人でございます。中ほどの養護老人ホームへの老人保護措置委託料は、2施設12人分を計上してございます。

61ページをお願いいたします。

最後にございます介護保険特別会計への操出金は2億2,029万3,000円となります。

次に、地域包括支援センター事業2,608万円のお願いです。

一般職員2名の人件費は保健師と主任ケアマネです。社会福祉士につきましては町の社会福祉協議会から派遣していただいておりますので、その人件費相当が、最後にあります実務者指導派遣受け入れ負担金425万円でございます。

続きまして、5目の福祉医療費1億4,572万6,000円です。福祉医療費は1億4,300万円を見込んでおります。この福祉医療費の財源につきましては、2分の1は県費補助、残りのうち2,020万円は過疎債を充当いたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく6目国民健康保険費1億5,309万3,000円のお願いでございます。

国民健康保険費1,814万2,000円、職員3名分の人件費でございます。

次の62ページをお願いいたします。

事業勘定操出金1億3,495万1,000円、保健基盤安定操出金ほかですが、詳細につきましては、国保特別会計で説明いたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 7目の社会福祉施設管理費980万円のお願いでございますが、保健福祉課で管理している施設の保険料、光熱水費及び今年度はすこやかセンター福寿草の水道設備の修繕及び空調設備の更新工事などを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく8目後期高齢者医療費2億6,303万5,000円のお願いでございます。広域連合から示された療養給付費負担金と後期高齢者医療特別会計への操出金です。操出金につきましては、特別会計で説明いたします。

次に、9目老人医療費12万2,000円のお願いでございます。過年度分の医療給付費が主なものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、63ページ、2項の児童福祉費です。

最初に、1目の児童措置費1億7,786万7,000円のお願いでございます。

まず、子育て支援費 1 億 7,657 万 1,000 円ですが、子ども・子育て会議の委員報酬や出産祝金、児童手当関連経費でございます。

次の子育てひろば 129 万 6,000 円は、福祉センター内にあります子育て「にこにこひろば」の運営経費でございます。

続きまして、2 目の保育所費 2 億 5,327 万円をお願いでございます。

まず、保育所運営事業 1 億 9,377 万円ですが、4 月当初見込みの園児数は、原町 95 人、岩島 21 人、大戸 9 人、あづま 24 人の合計 149 人で、その後の途中入所も 8 人ぐらいを予定しております。これら 4 つの保育所の経常的な運営経費でございます。なお、運営費の財源につきましては、保育料のほか、電源立地地域対策交付金 2,240 万円を前年度同様充当いたします。

次に、65 ページをお願いします。

保育所施設整備事業 5,950 万円ですが、保育所建設に向けた測量設計委託や用地費等でございます。

次に、3 目の学童保育費の学童保育事業 1,980 万 6,000 円でございますが、直営で行っておりますあづま児童クラブ及びさかうえ児童クラブの運営経費と、原町、太田の児童クラブへの運営費の補助となりますのでよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 66 ページをお願いいたします。

3 項 1 目災害救助費でございます。4 万 6,000 円をお願いでございます。災害弔慰金支給事業負担金及び罹災救助資金積立金が主なものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、4 款の衛生費に移らせていただきます。1 項 1 目の保健衛生総務費 1 億 3,576 万 7,000 円をお願いでございます。

最初の保健総務費 1 億 2,969 万 8,000 円は、保健センター職員の人件費を含む経常経費並びに負担金、補助金などでございます。

原町日赤病院への補助金は、総額で 3,805 万 8,000 円となります。なお、運営費助成につきましては特別交付税措置されますので、よろしく願いいたします。

67 ページをお願いします。国保特別会計施設勘定繰出金 606 万 9,000 円は、特別会計で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2目の予防費4,361万8,000円のお願いでございます。最初の定期予防接種事業2,386万9,000円は、予防接種法に基づく定期予防接種でございます。

次の定期外予防接種事業81万5,000円ですが、これは、ごらんとおり3つの予防接種に対する補助金で、いずれも接種費用の2分の1の補助となります。

次のインフルエンザ予防事業1,817万1,000円は、65歳以上の方を対象に3,600人分の高齢者インフルエンザ委託料と18歳以下の子供及び妊婦に対するインフルエンザ予防接種補助金等で、いずれも1人当たり3,400円の助成となります。

最後に、狂犬病等予防事業の76万3,000円につきましては、狂犬病予防等に係る経費でございます。犬・猫避妊手術等補助金は1頭につき3,000円となります。

続きまして、3目の母子保健費1,961万3,000円のお願いでございます。最初の次世代育成支援事業として14万5,000円ですが、こんにちは赤ちゃん訪問に係る経費でございます。

68ページをお願いいたします。教育相談事業118万3,000円は、乳幼児を対象とした各種教室や講習会などの経費でございます。

次の妊婦支援事業1,181万9,000円では、不妊治療に対する助成や、安心出産宿泊支援事業に加え、新しい事業としまして乳児おむつ等購入費補助を始めます。この事業は、町内に住所を有し、1歳に満たない乳児を養育する保護者が購入したおむつ関連用品に対し、購入費の80%、月額3,000円を上限として補助するものでございます。よろしくをお願いいたします。

次の健康診査事業292万5,000円は、乳幼児の定期健康診査等に係る経費でございます。

次の歯科健康診査事業166万2,000円は、乳幼児の定期歯科健診に係る経費でございます。

69ページの母子医療給付費給付事業187万9,000円は、2,000グラム以下の未熟児で生まれた場合には、母子保健法の規定により医療費を公費で負担するとともに、退院後の家庭訪問等を行いますので、その経費と、18歳未満の障害児に対する育成医療費の計上でございます。

続きまして、4目の健康増進事業費3,403万8,000円のお願いです。

最初は、健康診査事業1,021万5,000円です。ここでは、75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査や国保特定健診、腎機能や骨密度などの検査委託料が主なものとなります。

次は、がん検診事業2,235万8,000円でございますが、胃がん、大腸がんを初めとする各種がん検診の委託料2,142万6,000円となります。

最後は、生活習慣病予防対策事業146万5,000円で、糖尿病予防教室や特定保健指導などに係る経費でございます。

なお、新名物料理コンテスト入賞作品につきましては、引き続き普及を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

70ページをお願いいたします。

続いて、5目の健康推進費42万2,000円は、食育の推進に係る経費でございます。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく6目環境衛生費1,985万4,000円をお願いでございます。

吾妻広域の火葬場運営費負担金と、太陽光発電設備費補助金が主なものでございます。

次に、7目の公害対策事業費155万9,000円をお願いでございます。公害対策事業費として、大気汚染測定局の電気料や水質検査委託料でございます。

除染対策事業は汚染土壌の処分等を行うための工事請負費等が主なものでございますが、国において処分方法が決定し、指示があった場合に備えての計上でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、8目の保健センター管理費334万3,000円をお願いでございますが、保健センターを管理する上で必要な経費となります。本年度は機能訓練室のエアコンの更新工事を予定しております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続きまして、72ページをお願いいたします。

9目霊園管理費322万4,000円をお願いでございます。霊園管理費として草刈り、剪定等の委託料と工事請負費として、あがつま霊園の20区画の増設工事を予定しております。

集会所管理費につきましては、維持管理の経費でございます。

次に、2項1目清掃総務費2億3,292万3,000円をお願いでございます。主なものは、吾妻東部衛生施設組合の運営費負担金2億3,143万7,000円で、し尿、可燃物、粗大ごみ及び最終処分場の負担金でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

続きまして、3項1目の簡易水道費でございますが、総額で2,452万1,000円をお願いでございます。整備事業補助金225万円ですが、これは町営以外の簡易水道等の施設改修費に

対する補助金です。事業費の2分の1、上限150万円までを補助する制度でございます。

次の水質検査補助金14万3,000円は、水道法に基づく全項目検査を実施した場合に検査手数料の3分の1を補助するものです。簡易水道特別会計への繰出金2,212万8,000円につきましては、簡易水道特別会計のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、5款1項1目労働諸費100万5,000円のお願いでございます。主なものは、勤労者住宅建設資金利子補給金でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（松井秀之君） お世話になります。

6款1項1目農業委員会費2,519万4,000円のお願いでございますが、主なものは、農業委員12名、農地利用最適化推進委員18名の報酬と農家組合長、班長報酬、職員2名分の給料の人件費など、農業委員会運営に係る経常経費、そして国有農地管理事業、農業者年金業務に要するものでございます。

続きまして、74ページをお願いします。

2目農業総務費8,489万3,000円のお願いでございます。2節給料から4節共済費までは、職員12名分の人件費となります。そのほかに農業後継者褒賞事業、農政対策事業で、主なものは農業振興協議会への活動補助金でございます。

続きまして、3目農業振興費4,892万4,000円のお願いでございます。説明欄をごらんいただきたいと思っております。

主な事業といたしましては、経営所得安定対策事業は、地域農業再生協議会への直接支払推進事業費補助金でございます。

緑のふるさと協力隊事業は、一昨年、昨年に引き続いて都会の若者を1名、1年間受け入れるための費用でございます。

青年就農給付金事業は、4名分の青年就農支援でございます。

農業振興地域整備促進事業につきましては、農業振興地域整備計画変更業務、農業振興計画作成に係る基礎調査業務委託料でございます。

農業近代化資金等利子補給事業は、農業近代化資金、総合農政推進資金、スーパーL資金に対する利子補給でございます。

農業振興対策事業につきましては、蒟蒻病害虫試験圃委託料、営農施設等整備事業、花卉振興対策、果樹振興対策への建設事業補助金と農業研究会連絡協議会への事業運営費補助でございます。

野生動物による農作物災害対策事業につきましては、電気柵や有害鳥獣駆逐装置の購入補助でございます。

農業災害対策事業につきましては、農作物の樹勢回復に対する補助金でございます。

世界で戦えるこんにゃく総合対策事業は、新技術導入支援でコンニャク消毒用機械導入の補助でございます。

中山間地域等直接支払事業につきましては、町内23集落協定への補助金でございます。

「野菜王国・ぐんま」総合対策事業は、パイプハウス建設等の補助金でございます。

78ページをお願いいたします。

4目農業経営基盤強化対策事業費10万円のお願いでございます。これは認定農業者への農用地利用集積促進の奨励金が主なものでございます。

続きまして、5目畜産振興費1億5,835万1,000円のお願いでございます。15節の工事請負費につきましては、十二ヶ原第二団地内にあります沈砂池のしゅんせつ工事で、他の畜産振興費につきましては、畜産協議会への運営補助などでございます。

公団営畜産基地負担金事業につきましては、4経営団体の建設事業償還金と町の道路工事負担金分でございます。

続きまして、6目農地費1億517万7,000円のお願いでございます。主なものといたしまして、説明欄の菘生川西地区基盤整備事業につきましては、換地業務委託、県営事業負担金などがございます。

群馬県中山間地域農業農村整備事業につきましては、本宿・上野原地区の県営土地改良事業の事業化へ向けた調査や地元調整に要する費用でございます。

農業基盤整備促進事業では、小泉用水改修、原町・在下地区ポンプオーバーホール、岩井・西組水路整備の設計業務委託及び工事を予定しております。

県単小規模土地改良事業につきましては、委託料と工事請負費で大戸・上宿地区、本宿・霜田用水、原町・紺屋町地区の用排水路の整備、松谷・松下地区、三島・細谷地区の農作業道の整備を予定しております。

鳥獣害防止対策につきましては、電気柵設置等の補助を3地区予定しております。

町単小規模土地改良事業では、農道台帳作成業務委託料、農道・用水の維持補修の工事請

負費、重機等借り上げ料及び工事材料費、町単小規模土地改良のための建設事業補助金などでございます。

多面的機能支払交付金事業につきましては、農地維持活動・資源向上活動を取り組む組織への補助金などでございます。

続きまして、7目地籍調査費4,412万1,000円をお願いでございます。27年度に実施しました矢倉地区0.38平方キロメートルと須賀尾地区の0.60平方キロメートルの地積測定業務委託と、28年度は矢倉地区1.18平方キロメートルと須賀尾地区0.47平方キロメートルの一筆地調査測量業務委託料が主なものでございます。

続きまして、6款2項1目林業振興費3,008万円をお願いでございます。説明欄をお願いいたします。

主なものですが、林業振興費につきましては、緑の県民税事業委託料のほか、森林整備支援交付金、美しい森林づくり交付金事業、森林整備の担い手対策補助金などの補助金が主なものでございます。

有害鳥獣捕獲事業でございますが、東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の報酬と活動に伴う、わな、轟音玉などの購入費及び鳥類、イノシシ、鹿などの有害鳥獣捕獲事業補助金でございます。

82ページをお願いいたします。

広域林道開設事業につきましては、吾嬭山線の用地対策で用地測量等の委託料と土地購入費、県営林道事業負担金につきましては、県単応急復旧工事に係る5割の町負担分でございます。

治山事業につきましては、県単事業に係る1割の町負担分でございます。

県単林道改良事業につきましては、主に林道坂倉線の舗装工事でございます。

町単林道整備事業につきましては、林道の管理経費で、機械借り上げ料、工事材料費と、工事請負費につきましては、林道北榛名山線舗装改修工事ほか4路線、事業運営補助金につきましては作業道開設に伴う森林組合への補助金でございます。

3目町有林管理費447万3,000円をお願いでございます。主なものにつきましては、町有林森林国営保険料と町有林管理委託料は、町有林の下刈りやマツクイムシ防除を予定しております。

続きまして、3項1目水産振興費15万2,000円をお願いでございます。事業運営費補助金としまして、吾妻漁業協同組合及び吾妻漁業協同組合東吾妻支部への補助金でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、84ページをお願いします。

7款1項1目商工総務費1,958万2,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

主なものは、職員3名分の人件費等経常経費でございます。

2目商工振興費9,263万1,000円のお願いでございます。

主なものは、町商工会補助金、商工会街路灯電気料補助金、住宅新築改修等補助金、空き店舗対策事業補助金、小口資金保証料補助金、商工業経営振興資金利子補給金、企業立地奨励金、商店街活性化支援補助金などが主なものでございます。

次に、3目観光費でございます。6,059万5,000円のお願いでございます。

観光管理費は、施設修繕料、町観光協会運営費補助金、そして観光振興事業補助金は、それぞれの実行委員会が開催しますふるさと祭り、すいせん祭り、盆踊り、マウンテンバイク、岩櫃山紅葉祭にかかわる観光関連事業の補助金でございます。観光宣伝事業は、観光キャンペーンやパンフレット、ガイドブック作成など、各種観光宣伝のための費用でございます。

86ページをお願いいたします。

温川キャンプ場管理事業は、管理人の賃金など運営費のほかに、キャンプ場内の支障木の伐採、バンガロー屋根の塗装工事などを計画しております。

あづまキャンプ場管理事業は、管理人賃金などの運営費と、園内施設修繕、寝具借り上げ料等が主なものでございます。

公園等管理事業は、町内にあるあづま親水公園や岩井親水公園など公園管理費用、また、昨年に引き続き、天神山公園の支障木伐採や、岩井親水公園の改修工事を予定しております。

都市公園管理事業は、88ページをお願いします。駅北街区公園3カ所、コミュニティ広場の管理費用のほか、2号街区公園に遊具の設置などを予定しております。

次に、溪谷自然公園事業は、溪谷遊歩道、溪谷パーキング、十二沢パーキング、熊の茶屋トイレなど関連施設の修繕や、施設等の清掃業務委託が主なものでございます。

次に、日本ロマンチック街道事業は、日本ロマンチック街道協会が計画するスタンプラリー一等の負担金などが主なものでございます。

続きまして、4目消費者行政推進費は64万5,000円のお願いでございます。消費者庁よりお借りしております放射性物質検査機器の保守点検委託及び消費生活センター運営費に係る

一部事務組合負担金などが主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） お世話になります。

89ページをお願いいたします。

8款土木費、1項1目道路橋梁総務費1億798万7,000円をお願いでございます。職員13名分の人件費と道路橋梁台帳補正業務委託料620万円、工事請負費866万6,000円は町道に係る道路大型標識の交換及び撤去と町道番号標識の交換工事でございます。その他、県道路協会期成同盟会への会費でございます。

次に、2目道路維持費1億890万6,000円をお願いでございます。直営作業班としての非常勤職員1名の保険料と賃金等です。

90ページをお願いします。

続いて、燃料費、修繕料、手数料、保険料につきましては、グレーダー、4トンダンプ、2トンダンプの経費で、測量・設計・監理委託料380万円は、須賀尾4区地内普通河川トドヶ沢調査及び町道用地境界復元測量委託等でございます。また、冬季降雪時の対応として除雪、砂まき委託及び町道須賀尾・大柏木線道路除草委託等に1,002万9,000円、各地区の原材料支給として機械借り上げ料517万5,000円です。また、工事請負費4,400万円、工事材料費2,366万3,000円は道路修繕工事及び町内一円道路管理、町道70号線等の除草工事や道路側溝の土砂撤去工事、町道平・長藤線など4路線の舗装、側溝、水路、河川工事でございます。県営事業負担金1,500万円は道路ストック県営事業、西榛名・弥栄地区に係る25%の町負担分でございます。

次に、3目道路改良費2億9,267万8,000円をお願いでございます。説明欄をお願いします。

道路改良費2億96万3,000円でございますが、測量・設計・監理委託料2,365万円は町道1054号線岩井・松ノ木地区及び町道馬場・相原線など5路線の測量業務委託でございます。工事請負費1億2,500万円は三島・唐堀地区の県単小規模改良で舗装工事、町道鳩の湯線など4路線の道路改良工事、そのほか町道岩下・川中線などの5路線の改良工事でございます。土地購入費2,100万円と補償金3,025万円は、主に道路改良工事を行う路線の土地の購入や、建物、耕作物、立竹木費用でございます。

次に、ダム関連道路費7,751万5,000円は松谷・六合村線整備事業で群馬県八ッ場ダム水

源地域対策事務所へ工事委託料7,000万円と、91ページに移りまして、土地購入費530万円でございます。

次に、上信自動車道関連事業1,420万円でございますが、上信自動車道吾妻西バイパスの建設工事に伴い、工事用道路で使用する町道新井・横谷・松谷線を工事用車両が通る際の安全確保のため、拡幅工事を中之条土木事務所で行います。工事に伴う拡幅のため、本来であれば原型復旧することになりますが、町としては基幹道路である2級町道が拡幅されることから、原型復旧ではなく拡幅のまま残してもらうために用地費と登記費用を町で負担するための委託料、土地購入費でございます。

次に、4目橋梁維持費1億770万3,000円のお願いでございます。測量・設計・監理委託料3,750万円は橋梁の定期点検業務委託であり、町内に設置されている2メートル以上の橋梁全てが点検対象で、平成26年度から5年間以内に点検を要するため、今回、60橋の点検業務と橋梁補修の詳細設計3橋及び町道三島・大戸線の温川にかかる梁瀬橋補修に伴う管理業務を計画しております。工事請負費7,000万円は、先ほどの梁瀬橋ほか2橋の橋梁補修、舗装の打ちかえ、耐震工事でございます。

次に、2項1目都市計画総務費755万7,000円のお願いでございます。説明欄をお願いします。

都市計画総務費678万7,000円でございます。委員報酬は、都市計画道路の見直しのため審議会2回分の報酬15万4,000円、時間外勤務手当80万円は、各地区別の都市計画道路変更及び上信自動車道関連の説明会を見込んでいます。都市計画道路の変更委託料500万円は、見直し検討を進めてきました都市計画道路に係る地元への変更説明資料や、図面修正及び原図作成費用でございます。

次に、広場管理費77万円は、主にふくし・ふれあいロードの管理経費と吾高生や駅南まちづくり委員会による花植え作業に係る苗代でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 92ページをお願いいたします。

続きまして、2項2目の下水道費でございますが、総額で2億2,763万7,000円のお願いでございます。榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金333万8,000円は、高崎市との協定書に基づく負担金でございます。下水道事業特別会計への繰出金2億2,429万9,000円につきましては、下水道事業特別会計のほうで説明をさせていただきますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 続いて、都市公園費、この関係につきましては廃目整理させていただきました。よろしく申し上げます。

次に、3目1項公営住宅管理費1,810万円のお願いでございます。説明欄をお願いします。

町営住宅管理経費が主なものでございますが、修繕料360万円は、各町営住宅の床や給水、配水管等の修繕でございます。保守点検委託料294万円は、内出団地、八幡原団地の合併浄化槽保守点検や、八幡原団地のエレベーター保守管理、各団地に設置してある遊具の点検等でございます。弁護士委託料60万円は長期滞納者対策、住宅用地借り上げ料477万3,000円は、矢倉団地ほか3団地でございます。

93ページをごらんください。

工事請負費360万円は、川戸・下郷住宅が老朽化により雨漏りが生じるため、屋根の屋根がえ改修を計画しております。

次に、2目定住促進住宅管理費110万3,000円のお願いでございます。これは箱島町営住宅の管理経費が主なものでございます。

次に、3目住宅管理費305万9,000円のお願いでございます。委託料として木造住宅耐震診断派遣事業10件分、耐震改修促進計画策定業務委託料270万円は、国の建築物の耐震改修の促進に関する法律、通称耐震改修促進法の法律改正に基づき、町でも耐震改修促進計画を更新するための委託料でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9款1項1目消防費でございますが、3億6,647万9,000円のお願いでございます。この目では、消防団員320名分の報酬及び出動旅費並びに消防施設整備に伴う経費が主なものでございます。なお、工事請負費は防火水槽3基の工事費、詰所改修工事費等でございます。備品購入費には、消防ポンプ車の購入を計上させていただきました。

続きまして、2目水防費でございます。消耗品1万円を計上させていただきました。

次に、3目防災費でございますが、897万6,000円のお願いでございます。この目では、防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） お世話になります。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費でございますが、242万4,000円のお願いでございます。教育委員4名の報酬及び委員会の運営経費でございます。

97ページをお願いいたします。

2目事務局費でございますが、1億9,293万4,000円のお願いでございます。説明欄をらんください。

事務局費の1億9,288万5,000円につきましては、非常勤職員2名、特別職1名、一般職員23名の人件費等経常的経費で、説明欄下から2行目の祝金は、小・中学生の入学祝金567万円でございます。

98ページの育英事業4万9,000円は、育英審議会開催に伴います経費でございます。

99ページをお願いいたします。

続きまして、3目教育研究会費でございますが、71万6,000円のお願いでございます。幼稚園、小・中学校の教職員の教育に関する調査研究に要する経費及び例年3月の研究発表会に要する経費でございます。

続きまして、4目通学バス運営管理費では1億5,558万4,000円のお願いでございます。中学校の9路線11台のスクールバス運行、岩島小学校2台、坂上小学校2台、東小学校1台のスクールバス運行に係る経費と、学校行事や各種大会、部活動などの送迎等に要する借り上げ料でございます。

5目給食センター運営管理費では、2億445万3,000円のお願いでございます。給食運営委員会の委員報酬及び会議開催の経費と、職員11名及び臨時給食調理員の人件費、賄い材料費や給食センター運営に係る経常経費でございます。

続きまして、101ページをお願いいたします。

6目外国青年招致事業費では、1,321万8,000円のお願いでございます。外国語指導助手、説明欄2名となっておりますが、8月から3名の配置計画となっております。その報酬等経常経費でございます。

2項小学校費、1目学校管理費では1億105万7,000円のお願いでございます。説明欄の学校管理費事務局8,474万9,000円は、一般職員2名及び臨時職員の人件費及び町内5小学校の学校運営に係る経常経費でございます。主なものは、7節賃金の2,179万5,000円では、講師3名、マイタウンティーチャー、特別支援員及び特別非常勤講師の賃金でございます。

11節需用費の3,421万3,000円は、光熱水費、修繕料等でございます。

15節工事請負費では、太田小学校、岩島小学校職員室のエアコン設置工事、太田小学校教室壁面塗装工事等でございます。

18節備品購入費では、太田小学校の教室カーテン、岩島小学校の教室網戸などの購入費でございます。

各小学校ごとの経費につきましては、103ページから107ページにかけまして説明欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

続きまして、107ページの中段、2目教育振興費では、1,883万7,000円のお願いでございます。説明欄の印刷製本費140万円につきましては、3年に一度改定している社会科副読本作成費でございます。保守点検委託料、リース料につきましては、各学校のパソコンに係る費用でございます。その他につきましては、通常の教材・教具及び就学援助関係の経費でございます。説明欄に各小学校ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

続きまして、108ページをお願いいたします。

3目小学校施設整備費6,441万3,000円のお願いでございます。原町小学校校庭整備事業の管理委託料と工事請負費でございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費でございます。5,297万6,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

学校管理費（事務局）4,390万2,000円は、一般職員1名及び臨時職員の人件費、及び中学校の学校運営に係る経常経費でございます。主なものは、7節賃金の1,000万円、これにつきましては、子供たちをサポートするためのマイタウンティーチャー、特別支援員、特別非常勤講師等の賃金でございます。

13節委託料では、エレベーター、電気工作物、公務パソコン校内ネットワーク保守点検等でございます。

15節工事請負費では、FF暖房機更新、玄関ドアフロアヒンジ交換工事等でございます。

18節備品購入費では、昨年に引き続き、折り畳み椅子収納台車の購入費でございます。

25節積立金につきましては、12月議会で学校施設整備基金条例の制定をお願いしましたが、その基金への積み立てでございます。

東吾妻中学校の運営に係る経費は、110ページから111ページ備考欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思えます。

尾瀬学校に係る経費75万9,000円は、全額県からの支出金でございます。

続きまして、2目教育振興費でございます。1,141万円のお願いでございます。中学校の教材・教具及び就学援助関係の経費でございます。

3目中学校施設整備費では、3,529万5,000円のお願いでございます。中学校校庭整備事業の管理委託料と工事請負費でございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では、1億7,471万9,000円のお願いでございます。

説明欄の幼稚園管理費事務局の1億6,816万円は、非常勤職員4名、一般職員18名及び臨時職員の人件費及び幼稚園の運営に係る経常経費でございます。主なものは、7節賃金2,239万3,000円につきましては、幼稚園臨時教諭、特別支援員及び預かり保育臨時職員の賃金でございます。

15節工事請負費では、東幼稚園のトイレ洋式化改修工事でございます。

113ページから115ページにかけまして、各幼稚園ごとの経費を説明欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

2目教育振興費では、170万8,000円のお願いでございます。5園の幼稚園の教材・教具等の経費でございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、116ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費では、859万7,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

社会教育総務費676万7,000円は、社会教育委員9名の報酬を初め、社会教育を進めるための諸経費、広域町村圏等への各種負担金と、文化協会等関係団体への補助金など経常経費でございます。

117ページの成人式事業87万3,000円は、毎年1月に開催しております成人式に係る経費でございます。放課後子供教室推進事業95万7,000円につきましては、太田地区・坂上地区で実施しております事業の経費でございます。

続きまして、2目公民館費では、1,964万6,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

中央公民館運営費871万9,000円につきましては、公民館運営審議会委員10名の報酬、中央公民館の運営費及び施設の維持管理費など経常経費でございます。

高齢者教室、土曜教室、教養講座、公民館読書推進費等、中央公民館が中心となつて行っ

ております事業に係る経費でございます。

119ページ最下段から122ページにかけまして、各公民館の維持管理、運営費及び事業費が記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

3目文化財保護費では、2,096万9,000円のお願いでございます。説明欄の文化財保護費199万3,000円は、文化財調査委員9名の報酬を初め、文化財保護に係る町指定文化財保護管理、伝統芸能保存団体に対する補助金等経常経費でございます。

123ページの岩櫃城跡保存整備事業1,838万2,000円は、岩櫃城跡を国の史跡指定に向け準備を行っておりますが、5年計画の4年目の事業費用でございます。説明欄下から5行目の赤色立体地図作成測量委託料の550万円につきましては、岩櫃城跡周辺の航空写真による立体地図作成でございます。

124ページの国・県指定文化財保護事業23万6,000円は、国及び県指定の文化財保護に要する経費でございます。吾妻峡保存管理事業25万9,000円は、吾妻峡保存管理計画策定委員8名の報酬を初め、吾妻峡保存管理に要する経費でございます。カモシカ保護事業9万9,000円は、天然記念物のカモシカの保護並びに埋葬に要する経費でございます。

続きまして、4目青少年対策費では、138万3,000円のお願いでございます。説明欄をお願いいたします。

青少年対策費65万円は、青少年推進委員9名の報酬を初め、青少年対策に要する費用でございます。

125ページの杉並・東吾妻子供交流事業73万3,000円につきましては、28年度は1泊を杉並区で、2泊を東吾妻町の3泊4日で開催する予定でございます。この交流に要する経費でございます。

続きまして、5目発掘調査費でございますが、749万7,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

発掘調査費274万円は、旧岩島第2幼稚園の文化財整理室の運営管理費などのほか、出土鉄製品保存処理委託料200万円を新たに計上させていただきました。試掘調査費54万5,000円は、開発等により試掘が必要となった場合の重機借り上げ料などでございます。町内遺跡分布調査事業421万2,000円につきましては、町内全域の遺跡分布調査でございまして、28年度は5年計画の4年目で、岩島地区を予定しております。

続きまして、126ページをお願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費では、2,151万2,000円のお願いでございます。説

明欄をごらんください。

保健体育総務費1,367万3,000円は、スポーツ審議会委員及びスポーツ推進委員22名の報酬及びスポーツ団体及びスポーツ大会の補助金など保健体育の経常経費でございます。

127ページの健康管理対策事業412万6,000円は、各学校の健康診断に対する学校医への診療委託料等でございます。

郡民体育祭事業371万3,000円につきましては、28年度は孺恋村が主会場で実施されます第55回吾妻郡民体育祭に係る経費でございます。

続きまして、128ページをお願いいたします。

2目学校開放事業でございますが、253万1,000円をお願いでございます。学校の体育館及び校庭を一般町民に開放するための電気料などの経費でございます。

続きまして、施設管理費でございます。2,293万7,000円をお願いでございます。

説明欄をごらんください。

社会体育施設管理事業の2,289万5,000円では、各スポーツ広場や運動場、町民体育館、社会体育館の維持管理に要する賃金、光熱水費、管理委託料、工事請負費などの経費でございます。

129ページ説明欄の公園等管理事業の4万2,000円につきましては、東橋スポーツ広場の遊具の保守点検委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後2時15分とします。

(午後 2時02分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 2時15分)

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、担当課長の説明を願います。

農林課長。

○農林課長（松井秀之君） 129ページをお願いします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費16万円をお願いでございます。農業用施設の災害が発生した場合、初期対応をするための委託料を計上しました。林業施設災害復旧費につきましては、廃目整理でございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 続いて、2項1目河川復旧費3万1,000円は科目設定として計上しております。

次に、2目道路復旧費113万3,000円は、応急復旧分として機械借り上げなどを計上しております。

130ページをお願いいたします。

次に、3目橋梁復旧費1万円についても科目設定として計上しております。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 12款1項公債費、1目の元金でございますが、前年度1,106万円増額の9億2,020万2,000円でございます。

2目利子ですが、前年度1,283万8,000円減額の1億2,416万2,000円の償還利子でございます。

3目の公債諸費は前年同額でございます。

13款諸支出金は、水道事業会計への補助金2,000万円でございます。

14款予備費でございますが、昨年同様1,000万円の計上でございます。

132ページから140ページまでが給与費明細でございますので、ごらんいただきたいと思っております。

141ページは地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。各区分ごとの現在高見込みが掲載されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で平成28年度一般会計予算書の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

す。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第20、議案第2号 平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定ですが、平成28年度の予算総額は歳入歳出それぞれ22億8,278万3,000円で、前年度と比較いたしますと4,248万2,000円の減額となります。

次に、施設勘定ですが、予算総額は歳入歳出それぞれ9,166万8,000円で、前年度と比較いたしますと3万5,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、国保特別会計予算について説明申し上げます。

まず、2ページから7ページにつきましては、事業勘定及び施設勘定の款項の区分ごとの第1表歳入歳出予算でございます。

8ページをごらんください。

事業勘定の事項別明細書の総括、歳入ですが、第1款の国民健康保険税3億6,728万7,000円、歳入総額の16.1%、前年度比4,962万2,000円の減額です。それから、3款国庫支出金から第6款前期高齢者交付金についても、前年度比で減額となっております。

8款共同事業交付金4億7,521万から10款の繰越金までは、前年比で増額でございます。

次の9ページ、お願いします。

歳出ですが、主なものとしましては、2款保険給付費が13億6,115万3,000円で、前年度

比6,550万3,000円の減額です。全体の予算総額の59.6%を占めております。

3 款の後期高齢者支援金等は2億5,705万円で全体の11.3%、7 款共同事業交付金は4億7,521万3,000円で20.8%、これらが歳出の主なものをごさいますして、予算総額は歳入歳出それぞれ22億8,278万3,000円で、前年度に比べ4,248万2,000円の減額でございます。

次の10ページをお願いいたします。

歳入のそれぞれの内訳でございますが、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 3 億4,395万7,000円、2 目の退職被保険者等国民健康保険税2,333万円です。

説明欄につきましては、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分等について、被保険者数及び世帯数と、被保険者1人当たりと世帯当たりの税額を記載してあります。

次の11ページになりますけれども、2 款の使用料及び手数料につきましては、督促手数料でございます。

次の3 款 1 項国庫負担金が合計で、次のページになりますけれども、3 億2,626万円と、2 項の国庫補助金 1 億2,394万8,000円につきましては、療養給付費等に対する国庫負担金や、市町村間の財政力の不均衡等を調整するための国庫負担金と補助金でございます。

4 款 1 項の県負担金1,488万3,000円、2 項の県補助金8,915万5,000円につきましても、高額医療費等に対する県支出金でございます。

それから、5 款の療養給付費交付金7,883万9,000円は、退職者医療給付に対する交付金です。

6 款の前期高齢者交付金は5 億3,573万4,000円で、65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するための交付金です。

7 款財産収入は基金利息でございます。

8 款 1 項共同事業交付金につきましては、1 目の共同事業交付金と2 目保険財政共同安定化事業交付金で、合計で4 億7,521万円です。それぞれ財政の安定化を図るための交付金で、各市町村の拠出金を財源としております。

それから、9 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 億3,495万1,000円、1 節の保険基盤安定繰入金から、次のページになりますけれども、5 節の事務費繰入金ですが、それぞれ国・県の補助金分に町負担分を加えていただくと、繰出基準に基づいた一般会計からの法定繰入金ということになります。

2 項の基金繰入金は2,924万6,000円を見込んでいます。

10款繰越金として1億512万9,000円、11款1項1目は被保険者延滞金、2項についてはそれぞれ雑入ということになります。

それから、次に16ページのほうをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目一般管理費418万円、事務費、委託料等の経常経費です。2目は連合会負担金として63万3,000円です。

2項の徴税費429万2,000円、徴税業務に係る経常経費です。

3項運営協議会費33万1,000円、国保運営協議会に係る経費です。

次のページになりますけれども、2款1項療養諸費、1目から5目までで、計で11億9,505万1,000円、前年度に比べ3,803万3,000円の減額となります。

2項の高額療養費、1目から、次のページになりますけれども、4目までで1億5,885万9,000円、前年度に比べ2,620万9,000円の減額です。

3項移送費、4項の出産育児諸費、次のページの5項の葬祭費までですが、27年度の実績等をもとに計上しております。

それから、3款の後期高齢者支援金等2億5,705万円、次の4款前期高齢者納付金等29万1,000円、それから次の20ページの5款老人保健拠出金7万円、それぞれ前年度実績数値をもとに計上してございます。

それから、6款の介護納付金は8,418万7,000円を見込んでおります。

それから、7款共同事業拠出金が合計で4億7,521万3,000円を見込んでおります。

8款1項特定健康診査等事業費1,515万1,000円、特定健康診査、保健指導等の経費でございます。

2項の保健事業費902万8,000円、保健衛生普及費としてデータヘルス計画に基づく保健指導等の委託料等、また疾病予防費として人間ドック委託料を計上しております。

次が22ページになります。

9款基金積立金は利息分です。

10款1項償還金及び還付加算金2,430万円、保険税の還付金及び国庫支出金の返納金でございます。

2項の繰出金627万5,000円は、施設勘定への繰出金です。

3項指定公費負担医療費立替金は9万6,000円を計上しております。

11款予備費は4,051万2,000円で、保険給付費の約3%相当を計上しております。

次に、施設勘定になります。

24ページをお願いいたします。

1の総括ですが、歳入1款の診療収入から6款諸収入までと、歳出の1款総務費から3款公債費です。

歳入歳出それぞれ9,166万8,000円、前年度比3万5,000円の減額で、ほぼ前年度並みの予算規模でございます。

次の25ページですが、歳入ですが、1款1項外来収入6,916万3,000円、2項その他診療収入181万2,000円で、それぞれ診療に係る収入を見込んでおります。

それから、2款1項の使用料8万2,000円、2項手数料42万5,000円、それぞれ使用料収入と診断書等の手数料でございます。

それから、26ページになります。

3款1項県補助金670万2,000円、特別調整交付金に係る補助金等を計上しています。

それから、4款1項他会計繰入金606万9,000円は一般会計からの繰入金です。

2項は事業勘定からの繰入金627万5,000円です。

5款繰越金は100万円計上しております。

6款1項受託事業収入9万8,000円、特定健診等の収入です。

2項は雑入となります。

次に、歳出になりますけれども、28ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費4,135万5,000円、内訳としましては職員人件費として3,510万7,000円と施設管理費として522万1,000円で、主に消耗品や施設管理に係る経常経費でございます。次の研究・研修費につきまして102万7,000円を計上しております。

次の2款1項1目医業管理費131万5,000円、代診医師の旅費及び負担金等の経常経費と備品購入費等でございます。

2目の医療用機械器具費503万9,000円は、酸素濃縮装置などのリース料です。

それから、3目の医療用消耗機材費は医療用消耗品費120万円と、4目医薬品衛生材料費ということで医薬品の購入代として3,840万円を計上してあります。

次の30ページのほうをお願いいたします。

5目の検査費は98万円です。血液検査等委託料になります。

3款は公債費337万9,000円につきましては、償還金の元金及び利子でございます。

あと、次は31ページから36ページまでは給与明細費となっております。

最後のページに地方債の調書が記載されていますので、後ほどごらんいただければと思い

ます。

以上、国保特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第21、議案第3号 平成28年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成28年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億8,683万7,000円で、前年度と比較いたしますと779万7,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

す。

まず、2ページにつきましては、第1表歳入歳出予算の款別の予算でございます。

次の3ページをごらんください。

事項別明細書ですが、予算総額は歳入歳出それぞれ1億8,683万7,000円で、前年度比779万7,000円の減額でございます。

4ページをお願いいたします。

歳入の内訳ですが、1款1項後期高齢者医療保険料1億1,734万2,000円です。1目の特別徴収保険料と2目の普通徴収保険料で前年度比913万6,000円の減額ですが、これは広域連合での試算による保険料の見込みでございます。

次の2款1項一般会計繰入金6,859万3,000円については、1目事務費繰入金と2目保険基盤安定繰入金として県の負担金を含めたものでございます。

3款1項1目雑入60万円は、広域連合からの人間ドック助成費を計上しております。

同じく、2項1目は保険料還付金として30万円の計上でございます。

3項1目は延滞金です。

4款は繰越金となります。

続いて次のページ、6ページですが、歳出となります。

1款1項1目一般管理費102万3,000円、事務費委託料等の経常経費です。

2項1目徴収費164万7,000円、徴収に係る経常経費等でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1億8,326万6,000円、広域連合への納付金でございます。

3款1項1目人間ドック助成事業60万円、30人分の助成費を計上しております。

4款1項は繰出金、5款は予備費として30万円を計上しております。

以上、概要の説明とさせていただきますが、本特別会計につきましては群馬県の広域連合が運営主体となって保険料の決定、医療の給付等を行っているものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第22、議案第4号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第4号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億2,002万9,000円で、前年度と比較いたしますと7,896万9,000円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくようお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(橋爪克敏君) それでは説明申し上げます。

本年度予算は保険給付の伸びを4.4%見込み、対前年度比5.1%増の16億2,002万9,000円となります。

5ページの歳入をお願いしたいと思います。

1款1項1目の65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、1.9%増の2億9,834万円となります。月平均被保険者数は、年金天引きの特別徴収が4,933人で全体の93%、普通徴収は349人を見込んでおります。

続きまして、2款1項1目の負担金ですが、生活支援の短期宿泊利用者の負担金で1日

1,740円の30日分、5万2,000円の計上でございます。

3款1項の国庫負担金、1目の介護給付費負担金ですが、歳出2款の保険給付費15億7,274万4,000円に対する法定負担分でございます。在宅サービス分が20%、施設サービス分が15%で、合わせて2億8,575万8,000円となります。

2項の国庫補助金、1目調整交付金は、先ほどの保険給付費の7.5%を見込みました。

2目及び6ページの3目の地域支援事業交付金は、歳出4款の地域支援事業に対する法定負担分でありまして、介護予防事業、日常生活支援総合事業が25%、総合事業以外は39.5%の計上となります。

次に、4款1項の支払基金交付金ですが、1目の介護給付費交付金4億4,036万8,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でございます。保険給付費に対する法定負担分28%の計上となります。

2目の地域支援事業交付金も1目同様、法定の28%分の計上でございます。

5款1項の県負担金、1目の介護給付費負担金2億2,538万3,000円は、国庫負担同様の法定負担分で、在宅12.5%、施設17.5%でございます。

7ページをお願いいたします。

2項の県補助金につきましても法定補助分、総合事業12.5%、総合事業以外19.75%を計上してございます。

7款1項の一般会計繰入金ですが、1目の介護給付費繰入金1億9,659万3,000円は、保険給付費に対する町負担分の12.5%でございます。

2目と8ページ、3目の地域支援事業繰入金もそれぞれの事業費に対する町の負担分、総合事業12.5%、総合事業以外19.75%でございます。

4目は低所得者保険料軽減繰入金227万5,000円です。これは低所得者の保険料軽減強化に対する補填分となります。

5目の事務費繰入金1,832万6,000円は、保険給付費以外の事務費相当分でございます。

2項の基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金1,570万円は、介護給付費に充当するものであります。

8款は諸収入、9ページ、9款は繰越金でございます。

続きまして、10ページの歳出をお願いいたします。

1款の総務費です。1項1目一般管理費454万6,000円は経常的な経費でございます。

続きまして、2項の介護認定審査会費、1目の認定調査費926万7,000円は、1,500件分の

主治医意見書作成手数料と840件分の認定調査委託料でございます。

2目の認定審査会委託負担金は吾妻広域の認定審査会の負担金でございます。

11ページをお願いします。

3項1目の趣旨普及費77万円は、介護保険関連のパンフレット作成費用でございます。

4項1目の賦課徴収費112万円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

続きまして、2款の保険給付費ですが、4.4%の増加を見込んでおります。介護保険サービスを利用しますと、利用者は1割または一部2割を負担し、残りをこの保険給付費から支払いたします。この保険給付費の財源は税金である国費と介護保険料の折半となります。

1項の介護サービス等諸費ですが、これは要介護認定を受けた方が利用したサービスに対する給付費で、歳出の中心となります。以下、サービス区分ごとに目となっておりますが、いずれも前年度実績見込みに基づき、利用状況などを加味して見込んでございます。

1目の居宅介護サービスは在宅で受けるサービスで、ホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどがございます。

2目の地域密着型介護サービスは、小規模特養や小規模多機能型居宅介護などで、利用者は町民に限定されるサービスでございます。

3目の施設介護サービスは、特養90人、老健施設50人、介護療養型医療施設13人の、合わせて153人を見込んでおります。

4目の居宅介護福祉用具購入費は、腰掛け便座や入浴補助用具などの購入費で、年間上限15万円でございます。

5目の住宅改修費は、段差解消や手すりの設置などで上限20万円でございます。

12ページをお願いいたします。

6目の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネによるケアプラン作成料で、月平均403件の見込みでございます。

2項の介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の方が利用したサービスに対する給付費です。介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、1目は介護予防サービス給付費のうち介護予防訪問看護、通所介護給付費見込み額の4分の3を計上し、残りの4分の1を14ページの地域支援事業として4款1項1目に計上しております。

その他のサービス内容等は先ほどの1項介護サービス等諸費と全く同じであり、利用対象者が違うだけですので、よろしく願いいたします。

13ページ、3項のその他諸費は審査支払手数料105万円です。介護報酬の点検審査料で、

単価は前年度より減額となっており、1件56円でございます。

4項の高額介護サービス等費は、自己負担額が月単位で高額になったときの負担軽減でございます。

5項の高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療と介護の自己負担額を合算後が高額となったときの負担軽減でございます。

6項の特定入所者介護サービス費は低所得者対策費でございます。低所得者につきましては、施設利用時の食費や住居費の自己負担分が低く設定されておりますので、その差額分を事業者へ給付するものでございます。

14ページをお願いします。

4款の地域支援事業は、地域包括支援センターが中心となり健康的な生活を持続するための介護予防事業で、介護保険非該当、自立の方を対象としております。

1項1目の介護予防生活支援サービス事業は、要支援状態相当の方で、介護予防、訪問介護、通所介護費として2款2項1目介護予防サービス給付費で説明しました給付見込み額の4分の1になります。

2目の介護予防ケアマネジメント事業は、他の事業所でケアマネジメント事業を行っている介護支援専門員を対象にした講習等になります。

15ページをお願いいたします。

2項1目の一般介護予防事業では、介護や支援を必要としない元気高齢者を対象としております。介護予防教室、パドル体操などでございます。

16ページ、3項の包括的支援事業（任意事業費）、3目の任意事業では、成年後見制度利用者支援や23人分の在宅介護慰労手当150万円を計上してございます。

5目の生活支援体制整備事業では、地域の高齢者支援のニーズと地域支援の状況を把握、連携するための支援体制の整備や研修会等33万6,000円でございます。

続きまして、4款4項1目審査支払手数料35万円は、介護報酬の点検審査料でございます。

17ページ、5款の諸支出金、6款の予備費はごらんとおりでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはそ

の審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第23、議案第5号 平成28年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第5号 平成28年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,431万3,000円で、前年度と比較いたしますと427万1,000円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくようお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長(角田輝明君) それでは、事項別明細書で説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目負担金ですが、情報通信事業施設加入負担金といたしまして5件分、25万円を見込ませていただきました。

次に、2款1項1目使用料でございますが、情報通信事業施設使用料として432万1,000円を見込んでおります。

次に、3款1項1目不動産売払収入でございますが、1区画の売り払い494万1,000円を

見込んでおります。

次に、2項1目利子及び配当金ですが、地域開発基金利子として1,000円を計上させていただきました。

続きまして、4款1項1目地域開発基金繰入金は、存目として1,000円を計上させていただきました。

次に、2項1目一般会計繰入金ですが、7,252万5,000円でございます。内訳といたしまして、宅地造成事業として661万7,000円、情報通信事業といたしまして6,568万4,000円、発電事業といたしまして22万4,000円を計上させていただきました。

次に、5款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金として15万円を計上させていただきました。

続きまして、6款1項1目雑入ですが、光ファイバー芯線の貸付料212万4,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出でございますが、6ページをお願いいたします。

1款1項1目宅地造成事業費ですが、不動産仲介手数料16万円、基金積立金として478万1,000円が主なものでございます。

次に、2項1目情報通信施設事業費ですが、保守点検委託料326万2,000円、電柱共架料207万4,000円、ケーブル移設工事費等の工事請負費1,739万9,000円が主なものでございます。

7ページをお願いいたします。

3項1目発電事業費につきましては、発電施設建設予定地借り上げ料16万3,000円が主なものでございます。

次に、2款1項公債費、1目元金ですが、情報通信施設事業として4,681万7,000円、宅地造成事業といたしまして648万8,000円、2目利子では情報通信事業として173万5,000円、宅地造成事業として5万4,000円を計上させていただきました。

総計で歳入歳出それぞれ8,431万3,000円をお願いでございます。

なお、地方債現在高の見込みに関する調書につきましてはごらんいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第24、議案第6号 平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度予算の総額は、歳入歳出とも5億5,744万5,000円で、前年度と比較いたしますと7,000円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、下水道事業債、過疎対策債、資本費平準化債、合わせて7,940万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款分担金及び負担金でございます。1項1目の農業集落排水分担金ですが、箱島岡崎地区で1件、岩下矢倉地区で5件、合わせて380万円を見込んでおります。

2 項 1 目の公共下水道負担金ですが、本年度分22件と滞納繰越分、合わせて1,025万5,000円を見込んでおります。

2 款 1 項の使用料でございます。1 目の公共下水道使用料ですが、月平均940件で5,055万6,000円、滞納繰越分75万円を見込んでおります。

次に、2 目の浄化槽使用料ですが、まず設置時使用料1,248万円につきましては、70基、人槽にして416人槽を見込んでおります。次に、2 節の浄化槽月額使用料8,121万6,000円ですが、月平均1,642基ほどを見込んでおります。4 節の汚泥引き抜き清掃料は、事業所等の41基分でございます。

続きまして、3 目の農業集落排水使用料でございますが、箱島岡崎地区が371件、岩下矢倉地区は313件ほどを見込んでおります。

6 ページをお願いいたします。

続きまして、3 款 1 項の国庫補助金でございますが、1 目の生活排水費国庫補助金2,621万5,000円は、循環型社会形成推進交付金の補助金でございます。

次に、4 款 1 項の県補助金ですが、浄化槽市町村整備補助金で1,047万7,000円を見込んでおります。

5 款 1 項の繰入金ですが、一般会計繰入金並びに基金繰入金、合わせまして2億3,846万9,000円をお願いでございます。

6 款 1 項の繰越金は前年同様300万円を見込んでおります。

7 款諸収入、1 項の預金利子ですが、基金積立金利子2万6,000円です。

7 ページをお願いいたします。

2 項の雑入につきましてはごらんとおりですが、2 目の駐車場等付帯工事費は、21基分の駐車場仕様等の浄化槽付帯工事費90万7,000円を見込んでおります。

続きまして、8 款 1 項の町債でございますが、下水道事業債、過疎債、資本費平準化債、合わせまして7,940万円を予定しております。

続きまして、8 ページの歳出をごらんください。

1 款 1 項の総務管理費ですが、1 目の一般管理費4,127万円は職員5名分の人件費と事務的経常経費ですので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、2 款 1 項の建設事業費1億338万9,000円をお願いでございます。

これ以降につきましては、各事業ごとに掲載をしてございますので、説明欄をごらんいただければと思います。

最初に公共下水道事業費の615万円ですが、舗装本復旧、マンホール高さ調整、取り付け管及び公共ます設置工事などの工事請負費が中心となります。

次に、9ページの浄化槽整備事業費8,566万2,000円をお願いでございます。昨年度に引き続き省エネ浄化槽を推進するということで、70基の設置を計画しており、この工事請負費7,168万6,000円、これに対する排水設備設置工事費補助金として675万円を計上させていただいております。排水設備設置工事費補助金ですが、単独槽、またはくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合に限ります。

次に、農業集落排水、箱島岡崎地区ですが、454万6,000円をお願いでございます。岡崎地区の上信自動車道工事に伴う工事費が主なものでございます。続きまして、岩下矢倉地区で703万1,000円でございますが、新規加入取り付け工事とマンホールの高さ調整工事及び舗装本復旧工事が主なものでございます。

続きまして、10ページ、3款1項の施設管理費1億9,004万7,000円をお願いでございます。施設管理につきましては、公共下水の処理場は複数年の包括業務委託、農集排の処理場も両施設を複数年の包括業務委託をしております。公共、農集の管路維持につきましては、5年サイクルで管路清掃とカメラ調査を実施し、悪い箇所は適宜修繕するなど計画的に進めております。また、ポンプ施設の維持管理につきましては、公共、農集の3施設を複数年の一括単価契約とし、経費の節減に努めております。

11ページをお願いいたします。

浄化槽整備事業費は7,971万7,000円ですが、ここでは浄化槽の定期保守点検委託料が主でございます。本年は1,642基の保守点検委託料として5,453万7,000円を計上させていただきました。農集、箱島岡崎地区及び岩下矢倉地区とも、施設管理に伴う経費を計上してございます。

続きまして、13ページ、4款1項の公債費でございますが、元金、利子の合計で2億2,243万9,000円となります。内訳はごらんとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

最後に、5款1項の予備費ですが、前年同様30万円を計上させていただきました。

15ページからは給与明細書、18ページが地方債の調書でございますので、よろしく願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第25、議案第7号 平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第7号 平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度予算の総額は、歳入歳出とも6,696万3,000円で、前年度と比較いたしますと182万8,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(土屋利夫君) それでは、3ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、簡易水道事業と過疎対策事業、合わせて740万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の5ページ、歳入をお願いいたします。

1 款 1 項の分担金であります。新設加入分担金 5 件で 54 万円を見込んでおります。

2 款 1 項の使用料でございますが、水道使用料として 1,230 戸分で 2,908 万 1,000 円、過年度分使用料 100 万円、合計 3,008 万 1,000 円と、量水器使用料が 1,230 戸で 159 万 4,000 円、過年度分量水器使用料 2 万円、合計 161 万 4,000 円を見込んでおります。

3 款 1 項の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金 2,212 万 8,000 円をお願いするものでございます。

4 款 1 項の繰越金ですが、前年度からの繰越金 100 万円を予定してございます。

5 款 1 項の雑入ですが、水道管布設がえ工事関連の補償金が 420 万円ございます。

6 款 1 項の町債ですが、簡易水道事業債、過疎債、それぞれ 370 万円、計 740 万円を予定しております。

続きまして、7 ページからの歳出をお願いいたします。

最初に、1 款 1 項の維持管理費 5,174 万 2,000 円をお願いしてございます。簡易水道は現在 17 給水区であり、それら施設の維持管理費と職員 1 名分の人件費でございます。

11 節の需用費の内訳といたしまして、主なものは施設の電気料が 663 万 5,000 円、配水管等修繕料が 519 万円で、1,182 万 5,000 円を予定しております。

12 節の役務費でございますが、主に水質検査手数料の 243 万円と機械設備、配管、検針員の保険料 24 万 9,000 円で、267 万 9,000 円を予定しております。

15 節の工事請負費といたしまして、有効検定期間に近づいています検満量水器の交換が 28 万 8,000 円、手子丸水源ポンプ交換工事が 740 万円、ダム関連工事に伴う布設がえが 453 万 6,000 円で、合計で 1,222 万 4,000 円を予定しております。

19 節の負担金、補助及び交付金でございますが、主なものといたしまして、水道施設による給水サービスを継続していくために必要な費用とそのための財源を算定し、長期的視点で持続可能な水道施設の管理運営をしていくための計画を、都道府県及び市町村が経営主体の水道事業者が平成 28 年までに策定するよう求められており、水道事業基本計画及び新水道ビジョン策定業務負担金として 810 万円を予定しております。

次に、2 款 1 項の公債費でございますが、元金、利子合わせて 1,522 万 1,000 円を計上させていただきます。

9 ページからは給与明細書、11 ページ最下段には地方債の調書が記載してございますので、ごらんをいただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第26、議案第8号 平成28年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 平成28年度東吾妻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本年度は給水戸数4,430戸、年間総配水量146万4,000立方メートル、1日平均給水量3,289立方メートルを予定しております。

収益的収入及び支出につきましては、総額で2億1,666万4,000円となり、前年度比104万2,000円の減額となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1億2,181万6,000円、資本的支出2億1,767万4,000円でございます。不足する額9,585万8,000円は、前年度分損益勘定留保資金で補填するものといたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、予算書の2ページ、3ページをごらんください。

1条から10条までございますが、本会計の基本的な部分でございます。第3条が収益的収入及び支出、第4条が資本的収入及び支出でございます。

3ページの第5条、債務負担行為ですが、上下水道統合システムのリース料の債務負担1,620万円でございます。

第6条、企業債でございますが、仮称吾妻大橋に200ミリの本管の添架工事費でございます。

第9条、他会計からの補助金でございますが、一般会計から2,000万円をお願いするものでございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

実施計画書でございますが、後ほど見積基礎のところの説明をいたしますので、省略をさせていただきます。

6ページはキャッシュフロー計算書、7ページから9ページは給与費明細書ですので、よろしく願いをいたします。

10ページにつきましては、平成28年度予定貸借対照表でございます。

最下段の資産合計は、固定資産と流動資産を合わせて24億4,798万8,940円でございます。

11ページにつきましては、上の表、負債の部の下から5行目、負債合計が8億6,250万8,550円、上の表一番下の行、繰延収益合計は4億8,871万4,383円となります。下の表、資本の部、下から2行目、資本合計が10億9,676万6,007円となり、最下段、負債資本合計と10ページの最下段、資産合計は同額となります。

次の12ページは、27年度の予定貸借対照表となっております。最下段、資産合計といたしまして24億2,517万6,940円、13ページの最下段、負債資本合計も同額ですので、よろしく願いをいたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。

27年度の予定損益計算書でございます。下から3行目、当年度純利益が27年度末で1,366万1,000円の予定でございます。

続きまして、15ページでございますが、前々年度より改定後の地方公営企業会計基準を適用して財務諸表を作成しており、計上の方法等の記載をしておりますので、後ほどごらんを

いただきたいと思いをします。

続きまして、16ページ、本年度の見積基礎でございます。

まず、給水収益は1億7,091万7,000円、分担金は259万2,000円、他会計負担金といたしまして447万4,000円、その他営業収益として154万6,000円を見込んでおります。

次の営業外収益では、受取利息及び配当金3万5,000円、他会計補助金として一般会計から2,000万円の補助金をお願いするものでございます。これは企業債償還金利息に充当したいと考えております。消費税還付金、賃借料がそれぞれ1,000円、長期前受金戻入が1,709万6,000円、雑収益が2,000円でございます。

続きまして、17ページの収益的支出をお願いいたします。

水道事業に係る費用でございます。

まずは、営業費用の原水及び浄水費といたしまして278万2,000円、配水及び給水費で2,512万6,000円、総係費で5,324万6,000円でございます。これらは水道事業に係ります維持管理費及び人件費等でございます。いずれも経費の節減には努めておりますが、ごらんとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次の19ページをお願いいたします。

減価償却費で9,789万6,000円、試算減耗費で170万8,000円、その他営業費用で150万円の見込みでございます。

続きまして、営業外費用でございますが、消費税900万円、支払利息及び企業債取扱諸費で2,438万6,000円、雑支出として60万円でございます。

続きまして、20ページの資本的収入でございます。

最初の他会計負担金ですが、一般会計負担金として消火栓の設置負担金210万円、特別会計負担金として計画策定業務委託負担金810万円、工事負担金としては上水道建設工事関係1,400万円、浄永橋かけかえ工事関係3,261万6,000円を見込んでございます。

次の企業債借入金6,500万円でございますが、原町駅南口線に係ります仮称吾妻大橋の配水本管添架工事費を見込んでございます。

続きまして、資本的支出でございます。

建設改良費の送配水設備工事費で1億3,931万6,000円、工事請負費として1億831万6,000円を計上し、ごらんの工事を予定しております。概要は原町地内の老朽管（石綿セメント管）の布設がえ、県道橋梁工事に伴う布設がえ、上水道建設に伴う布設がえ、仮称吾妻大橋橋梁添架、深沢配水池滅菌器交換、消火栓設置配水支管新設などでございます。

次の機械及び装置につきましては、50個の量水器購入費でございます。

次の固定資産購入費の482万2,000円でございますが、工事器具等の購入とリース資産購入費でございます。

最後に、企業債償還金といたしまして、7,338万6,000円のお願いでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月15日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） なお、次の本会議は3月5日午前10時から開きますから、ご出席をお

願いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時22分)

平成28年 3 月 7 日 (月曜日)

(第 2 号)

## 平成28年東吾妻町議会第1回定例会

### 議事日程(第2号)

平成28年3月7日(月)午前10時開議

- 第1 議案第9号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)
- 第2 議案第10号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第3 議案第11号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第4 議案第12号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 第5 議案第13号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第6 議案第14号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 第7 議案第29号 権利の放棄について
- 第8 議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第9 議案第31号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更について
- 第10 議案第32号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第11 議案第33号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第12 議案第34号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について
- 第13 議案第35号 字区域の変更について
- 第14 議案第36号 町道路線の廃止について
- 第15 議案第37号 町道路線の認定について
- 第16 請願書・陳情書の処理について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(14名)

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君

9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君
税務課長	丸山和政君	農林課長	松井秀之君
建設課長	高橋修君	上下水道課長	土屋利夫君
会計課長兼 会計管理者	荒木博之君	教育課長	角田豊君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議事係	水出淳
--------	------	-----	-----

---

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

議員並びに執行部各位には、本日も適正な議会運営にご協力くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第1、議案第9号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、議案第9号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億9,625万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億4,194万7,000円とするものでございます。

また、繰越明許費及び債務負担行為、地方債補正につきましては、追加変更等のお願いでございます。町税については、現在の調定額に対する収入見込み額を計上いたしました。普

通地方交付税は、交付決定額に合わせるため、2億407万1,000円の追加となっております。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費補正及び事業費の確定に伴う補正がほとんどでございます。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、1ページをお願いいたします。

平成27年度一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条でございますが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1億9,625万5,000円を追加をして、総額を歳入歳出それぞれ89億4,194万7,000円とするお願いでございます。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正でございます。

次に、詳細についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。内容は繰越明許費の追加でございます。

2款総務費、1項総務管理費、東吾妻町固定資産台帳整備事業から8款土木費、1項道路橋りょう費、道路改良事業（町道鳩の湯線）までの14事業を追加するものでございます。

このうち、表中3段目の事業名ひがしあがつまKIDS推進プロジェクト事業と、次の都市と地方の連携による移住・交流促進事業につきましては、国の補正予算に盛り込まれました地方創生加速化交付金を財源として計画をしている地方創生加速化の事業でございますが、現時点では交付申請の段階でありまして、事業が採択になったものではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。5段目の自治体情報システム強靱性向上事業と次の個人番号カード交付事業につきましても、国の補正予算に対応した事業でございます。

第3表の債務負担行為の補正でございますが、あづま温泉桔梗館指定管理料の限度額を平成28年度から32年度までの5年間で3,870万円とするお願いでございます。

7ページをお願いいたします。

第4表地方債の補正でございます。最初に地方債の変更でございますが、防火水槽整備事業（過疎債）から農業農村整備事業（公共事業等債）までの3事業に対する地方債を補正後

の限度額に変更するお願いでございます。

次の地方債の廃止でございますが、庁舎建設事業（合併特例債）の廃止ですが、測量設計、管理委託料の減額に伴うものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

地方債の追加でございますが、情報システム強靱化事業債について限度額620万円の追加でございます。

続きまして、事項別明細により歳入の説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

1 款町税、1 項町民税ですが、個人・法人合わせて決算見込み額による3,656万9,000円の追加でございます。詳細につきましては、説明の欄をお願いいたします。

2 項固定資産税につきましても、決算見込み額による4,915万4,000円の追加でございます。3 項軽自動車税ですが、同じく決算見込み額による86万8,000円の減額でございます。

4 項町たばこ税ですが、決算見込み額による266万8,000円の追加でございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税ですが、交付見込み額により600万円の減額でございます。

2 項自動車重量譲与税ですが、交付見込み額によりまして1,700万円の減額でございます。

3 款 1 項利子割交付金ですが、交付見込み額により149万4,000円の減額でございます。

4 款 1 項配当割交付金ですが、交付見込み額により500万円の追加でございます。

6 款 1 項地方消費税交付金ですが、交付見込み額により600万円の追加でございます。

7 款 1 項ゴルフ場利用税交付金ですが、交付見込み額により300万円の追加でございます。

9 款 1 項地方特例交付金ですが、交付決定により6万8,000円の減額でございます。

10 款 1 項地方交付税ですが、普通交付税交付決定額に合わせて2億411万2,000円を追加するものでございます。

11 款 1 項交通安全対策特別交付金ですが、交付見込み額により40万円の減額でございます。

12 款 1 項負担金ですが、確定額による162万6,000円の減額でございます。

13 款 1 項使用料ですが、確定額による93万7,000円の減額でございます。2 項の手数料ですが、実績に基づく3,000円の減額でございます。

14 款 1 項国庫負担金ですが、決算見込み額及び事業確定による2,556万1,000円の減額でございます。2 項国庫補助金ですが、決算見込み額及び27年度国の補正予算に対応する事業

の追加による2,582万3,000円の追加でございます。詳細につきましては、説明欄をお願いいたします。3項委託金ですが、緊急スクールカウンセラー等派遣事業が補助対象外になったことによる211万3,000円の皆減でございます。

15款1項県負担金ですが、決算見込み額及び事業費確定による1,078万9,000円の減額でございます。2項県補助金ですが、決算見込み及び事業費確定による2,172万円の減額でございます。3項委託金ですが、主に群馬県議会議員選挙未実施に伴う657万3,000円の減額でございます。

18款1項基金繰入金ですが、事業の減に伴い財政調整基金からの繰入金を200万円減額するものでございます。

20款4項雑入ですが、事業費確定等による1,238万1,000円の追加でございます。8目雑入の説明欄中、中ほどのところに株式会社岩櫃ふれあい公社清算金500万円がございますが、公社の解散に伴い町から出資をしていた500万円の清算金でございます。

21款1項町債ですが、事業費の確定及び事業量の減等による5,130万円の減額でございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） おはようございます。

それでは、歳出について説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費34万7,000円の減額でございます。これにつきましては研修旅費、会議録調製印刷製本委託料、会議録音反訳委託料の減額及び給与改定に伴います追加が主なものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費についてでございますが、説明欄をごらんいただきたいと思います。主なものは職員人件費の減額、庁舎建設検討調査費1,900万円の減額でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 8目の財政調整基金費でございますが、財政調整基金への積み立てを3億3,491万9,000円追加するものでございます。

9目の企画費ですが、企画調整事業においては、町の総合戦略策定業務を初めとした企画調整業務等に伴う時間外勤務手当31万6,000円の追加のお願いでございます。

次の定住促進事業のふるさと応援寄附基金積立金の追加でございますが、株式会社岩櫃ふれあい公社の解散に伴う清算金をここで受け入れをして積み立てをするものでございます。

地方創生加速化事業の4,064万4,000円の追加のお願いでございますが、この事業は、歳入の繰越明許費のところで、ひがしあがつまKIDS推進プロジェクト事業として若干触れましたが、国の補正予算に盛り込まれた地方創生加速化交付金の充当事業として計画している事業です。KIDSの名称でございますが、交流・結婚・子育て、移住、出会い、出産・仕事のそれぞれの頭文字をとって事業名としております。現時点では交付申請の段階でありまして、国の採択になったものではございませんので、そうした状況のもとにあるということでご理解いただきたいと思います。

事業概要につきましては、スマートフォンやパソコン等での情報が入手しやすいシステムづくりを通じた婚活イベントの実施、就労体験やお試し移住等を通じた都市と地方の連携プロジェクト、子育て情報サービス発信事業等の内容で申請をしております。

10目の運輸対策費ですが、乗り合いバス運行補助金1,000万円の減額でございますが、バス購入費補助を600万円計上してはございましたが、補助金がつきませんでしたので、その分の減額も含まれております。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、11目支所費でございますが、電気料の減額と地域開発事業特別会計繰出金345万6,000円の減額が主なものでございます。

次の交通対策費につきましては、出勤旅費の減額でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 14目電算業務費ですが、2,759万1,000円の追加のお願いです。これは、マイナンバー制度に対応した自治体情報システムの強靱化を図るもので、国の補正予算に盛り込まれたものでございます。事業につきましては、翌年度に繰り越しをして実施をするものでございます。

16目広報広聴活動費ですが、決算見込み額及び事業費の減に伴う293万6,000円の減額でございます。

18目交流事業推進費でございますが、時間外手当2,000円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 税務課長。

○税務課長（丸山和政君） お世話になります。

続きまして、2項徴税費、1目税務総務費では90万7,000円の追加のお願いでございます。  
給与改定所要額及び時間外勤務手当の追加のお願いでございます。

2目賦課徴収費の157万円の減額は、固定資産税客体調査等委託料の確定による減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） お世話になります。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費288万6,000円の追加のお願いでございます。  
主に給与改定に伴う人件費の追加と、住基ネット公的個人認証関係で、通知カード、個人番号カード事務委任交付金の追加が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、4項選挙費、3目東吾妻町議会議員選挙費、4目群馬県知事選挙費、22ページになりますが、5目群馬県議会議員選挙費につきましては、それぞれ事業費確定による減額でございます。

次の農業委員会委員選挙費につきましては、農業委員の選出方法が任命制になりましたので減額するものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 5項2目統計調査費でございますが、実績に基づきまして臨時職員賃金を100万円減額するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） お世話になります。

7項1目ダム対策総務費1,209万7,000円の減額のお願いでございます。

説明欄をお願いします。ダム対策総務費634万7,000円の減額は、職員2名分の人件費の追加と、積立金につきましては、松谷・六合村線改良事業の下流都県の負担金で、八ッ場ダム水源地域対策事務所へ委託契約の改良工事が、生活水源の調査のため計画した工事が発注できないために減額するものでございます。

次に、ふれあい公園事業100万円の減額につきましては、大型看板等の請負工事費の確定による減額でございます。

次に、溪谷自然公園事業475万円の減額につきましては、溪谷自然公園事業委託料として群馬県に委託している吾妻溪谷にかかる猿橋の建設事業の減額と、溪谷パーキング内の大型看板の工事請負確定による減額でございます。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、8項事業費、1目岩櫃ふれあいの郷総務費23万7,000円の追加のお願いでございます。これは職員の給与改定に伴う所要額の追加のお願いでございます。

次に、5目国民宿舎管理費400万円の追加のお願いでございます。これは平成23年度に国民宿舎榛名吾妻荘の中庭の舗装工事を行っておりますが、この工事費に充当した地域活性化交付金、国庫補助金について、施設を高崎市に有償譲渡したことに伴い国庫補助金の返還金が発生し、追加のお願いでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

9項2目温泉センター管理費でございます。23万2,000円の追加のお願いでございます。これは職員の給与改定に伴う所要額の追加のお願いでございます。3目温泉センター食堂費10万5,000円の追加のお願いでございます。これにつきましても、職員の給与改定に伴う所要額の追加のお願いでございます。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） お世話になります。

3款の民生費でございます。説明欄をごらんください。

1項1目の社会福祉総務費の社会福祉事業では、給与改定に伴います人件費66万9,000円の追加のお願いでございます。また、新たな事業としまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業を実施するための事務費としまして、118万6,000円の追加のお願いでございます。

25ページをお願いいたします。

2目の障害福祉費では、障害児者総合支援事業3,887万2,000円の減額及び障害福祉事業426万5,000円の減額のお願いでございます。ごらんとおり、障害福祉サービス給付費などの確定見込みによる減額でございます。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく、3目国民年金費7,000円の追加のお願いでございます。通信運搬費として年金ネット回線の利用料の追加分でございます。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 4目老人福祉費の地域包括支援センター事業では、給与改定に伴います人件費13万9,000円の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 6目国民健康保険費1,868万5,000円の追加のお願いでございます。給与改定に伴う人件費の追加と財政安定化事業繰出金として国保特別会計への繰出金でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、次の26ページをお願いいたします。

8目の後期高齢者医療費55万円の減額のお願いでございます。これは後期高齢者特別会計への繰出金の減額ですが、額の確定によるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、3款2項の児童福祉費でございます。

1目の児童措置費の子育て支援費では児童手当の確定に伴う926万5,000円の減額です。

2目の保育所費の保育所運営事業では給与改定に伴う人件費等231万3,000円の追加のお願いでございます。

次に、3目学童保育費では30万4,000円の追加のお願いでございます。

次に、4款の衛生費でございます。1項1目の保健衛生総務費の保健総務費では、給与改定に伴います84万4,000円の減額でございます。

27ページをお願いいたします。

国保特別会計施設勘定繰出金807万5,000円の減額ですが、のちほど特別会計で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

2目の予防費では100万3,000円、3目の母子保健費では229万7,000円、4目の健康増進事業費では91万2,000円、それぞれで減額となります。これらはいずれも事業の確定見込みによるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

続きまして、3項1目の簡易水道費でございますが、町営水道以外の簡易水道等への建設事業補助金と水質検査補助金合わせて176万8,000円の減額、簡易水道特別会計への繰出金68万2,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、簡易水道特別会計補正予算のところの説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（松井秀之君） お世話になります。

6款1項1目農業委員会費につきましては、13万8,000円の追加のお願いでございますが、人件費で主に給与改定によるものでございます。

次のページをお願いします。

2目農業総務費につきましては、105万4,000円追加のお願いでございますが、これにつきましても人件費で給与改定によるものでございます。

3目農業振興費につきましては、1,146万8,000円減額のお願いでございます。3節の職員手当等につきましては、時間外勤務手当で事務量の増によるもの、19節の負担金、補助及び交付金につきましては、事業の確定によるものでございます。説明欄の青年就農給付金事業につきましては、当初予算では4人分で見込みましたが、2名分につきましては27年3月補正により26年度に前払いしたための減額でございます。その他の事業につきましては、ともに事業が確定したことによる減額でございます。

4目農業経営基盤強化対策事業費につきましては、7万円追加のお願いでございますが、事業実績の増加による増額でございます。

5目畜産振興費につきましては、6万5,000円の減額をお願いでございますが、豚枝肉共進会が開催されなかったことによる補助金の減額でございます。

6目農地費につきましては、4,560万3,000円減額をお願いでございます。3節職員手当等につきましては、時間外勤務手当で事務量の増によるもので、他の節につきましては事業が確定したことによるもので、荻生川西地区基盤整備事業、農業基盤整備促進事業、県単小規模土地改良事業につきましては事業量の減、町単小規模土地改良事業につきましては、当初県単事業で予定していた箇所が事業費下限に満たないため、町単事業に切りかえたための増額で、多面的機能支払交付金事業につきましては、協定面積が減少したことによる減額でございます。

30ページの7目地籍調査費につきましては、856万2,000円の減額をお願いでございますが、これは計画面積の減による減額でございます。

2項1目林業振興費につきましては、185万3,000円減額をお願いでございますが、事業量の確定による減額でございます。2目林業基盤整備事業費につきましては、679万1,000円増額のお願いでございますが、広域林道開設事業、治山事業ともに事業量の確定による県への負担金の増額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、31ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費38万3,000円の追加のお願いでございます。これは職員の給与改定に伴う所要額の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 8款1項1目道路橋りょう総務費125万5,000円追加のお願いでございます。

説明欄をお願いします。道路橋りょう費125万5,000円の追加は、職員13名分の人件費の追加、及び1月中に3回の降雪があったための除雪に伴う時間外手当50万円の追加のお願いでございます。

続きまして、2目道路維持費688万3,000円追加のお願いでございます。これについては、測量・設計・監理委託料の減額につきましては、原町須郷沢地内の町道5107号線のり面対策調査委託料の減額250万円と、先ほど申し上げました1月の降雪により除雪の委託業者等の委託回数が増加したための除雪・砂撒き委託料の追加として2,091万9,000円でございます。借上料の追加としましては、除雪に伴う地元車借り上げ申請台数等と除雪日数がふえたための232万5,000円の追加でございます。工事請負費減額につきましては、6月定例会の補正予算で議決をいただいた町道長寿園線崖地の測量設計変更に伴うため、当初計画していましたU字溝布設による道路維持工事を中止したための300万円減額でございます。県営事業負担金減額につきましては、当初予定していた事業費が国からの交付金配当分6割の減少と町内他事業への流用があり、大幅に県営農道保全対策事業負担金が減少したため、1,025万1,000円の減額でございます。水道布設替路盤復旧負担金減額につきましては、12月定例会の補正予算で議決をいただいた植栗中東地内の町道1406号線工事が完成したため、上下水道課委託分の負担金61万円の減額でございます。

続いて、32ページをお願いします。

続きまして、3目道路改良費2,000万円減額のお願いでございます。

説明欄をお願いします。道路改良費350万円の減額でございますが、土地購入費減額につきましては、町道田谷・貫井線の道路改良を予定していたところ、地権者の同意が得られないための100万円の減額でございます。補償金減額につきましては、町の道路改良工事で東京電力、N T T等の電柱移転等がなかったため250万円の減額でございます。ダム関連道路

費1,650万円減額でございますが、測量・設計・監理委託料及び群馬県工事委託料減額は、町道松谷・六合村線の委託金額が確定となったため、合計で1,650万円の減額でございます。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 続きまして、2項3目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金627万5,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のところの説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9款1項1目消防費でございますが、主なものは防火水槽建設工事の事業確定によります減額でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） お世話になります。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費では、68万9,000円の減額でございます。内容は説明欄記載のとおり、人件費関係と入学祝金でございます。

33ページをお願いいたします。

続きまして、5目給食センター運営管理費では490万7,000円の減額でございます。主なものは、7節賃金と11節の需用費の燃料費、光熱水費でございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費では240万4,000円の減額でございます。主なものは、11節需用費の光熱水費でございます。

34ページをお願いいたします。

2目教育振興費では、使用料及び賃借料23万4,000円の減額でございます。これは6年生の交流事業バス借上料の減額でございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費では726万9,000円の減額でございます。主なものは、7節賃金、20節扶助費等説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では448万7,000円の減額でございます。主なものは、説明欄記載のとおり人件費関係が主でございます。

35ページをお願いいたします。

続きまして、6項保健体育費、3目施設管理費では社会体育施設管理事業で250万円の減額をお願いでございます。内容は説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 12款1項公債費でございますが、元金利子を合わせ地方債償還金を1,160万円減額するものでございます。

以上、平成27年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第2、議案第10号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、まず事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ1億1,449万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億8,683万4,000円とするものでございます。

次に、施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,898万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、国保特別会計の補正について事項別明細書により説明させていただきます。

6 ページのほうをお願いいたします。

事業勘定、歳入から説明いたします。

2 歳入、1 款 1 項国民健康保険税、1 目の一般被保険者国民健康保険税と 2 目の退職被保険者等国民健康保険税合計で3,273万5,000円の減額です。主に被保険者数の減少並びに課税所得額の減額等によるものでございます。

3 款 1 項国庫負担金、合計で7,077万3,000円の減額です。1 目から 3 目までそれぞれの負担金の額の確定によるものでございます。

2 項国庫補助金413万8,000円の追加です。特別財政調整交付金の追加によるものです。

4 款 1 項県負担金10万2,000円の追加、それぞれ負担金の額の確定によるものでございます。

5 款 1 項療養給付費交付金1,155万5,000円の減額、退職者等医療給付費交付金の額の確定によるものでございます。

8 款 1 項共同事業交付金、次のページになりますが、合計で2,153万6,000円の減額、1 目の共同事業交付金、2 目の保険財政共同安定化事業交付金ともに額の確定によるものでございます。

9 款 1 項 1 目一般会計繰入金1,848万1,000円の追加、財政安定支援事業繰入金の追加分でございます。

次の11款 1 項の延滞金及び過料133万円の減額、被保険者延滞金の減額です。2 項の雑入は71万4,000円の追加、第三者納付金、一般被保険者返納金の追加によるものでございます。

次に、9 ページをお願いいたします。歳出です。

2 款 1 項療養諸費、合計で5,731万4,000円の減額、1 目から 3 目までそれぞれ実績に基づく減額でございます。同じく 2 項の高額療養費2,250万円の減額、これも実績に基づくものでございます。5 項葬祭費は50万円の追加でございます。

次の10ページをお願いいたします。

7 款 1 項共同事業拠出金につきましては、162万1,000円の追加で連合会での確定額でございます。

8 款 2 項保健事業費は200万4,000円の減額、国保ヘルスアップ事業委託料の減額によるものです。

9 款 1 項基金積立金は4,098万9,000円の減額、今年度の決算見込み等により減額とするものでございます。

10款2項繰出金614万2,000円の追加です。施設勘定へのへき地診療施設運営費としての繰出金でございます。3項の指定公費負担医療費立替金は5万円の追加でございます。

続いて、13ページをお願いします。施設勘定について説明いたします。

まず、歳入からですが、1款1項外来収入合計で390万円の減額、1目から3目までの診療報酬収入の減額によるものでございます。

3款1項1目の国保施設費県補助金614万2,000円の追加、特別調整交付金の追加分でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、807万5,000円の減額です。2項の事業勘定繰入金は、事業勘定からの繰出金と同額の614万2,000円の追加となります。

次のページをお願いします。

歳出ですが、歳出につきましては、1款1項1目一般管理費30万9,000円の追加です。給与改定に伴う人件費でございます。

以上、国保特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第11号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1,021万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,550万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださ

いますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、後期高齢者医療特別会計の補正について事項別明細書により説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料731万1,000円の減額、同じく2目普通徴収保険料286万7,000円の減額です。ともに確定見込みによる減額でございます。

2款1項1目事務費繰入金55万円の減額、これも額の確定によるものでございます。

4款1項1目は繰越金51万円の追加でございます。

続いて、4ページのほうをお願いいたします。

歳出ですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,021万8,000円の減額です。広域連合への負担金の確定による減額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第12号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ326万7,000円を減額して、総額をそれぞれ7,677万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、事項別明細により説明をさせていただきますので、4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目負担金につきましては、加入者負担金5万円の追加でございます。

次の2款1項1目使用料でございますが、情報通信施設使用料8万8,000円の減額と、滞納繰越分3万3,000円の追加でございます。

次の4款2項1目一般会計繰入金は、通信事業といたしまして331万1,000円、発電事業で14万5,000円の減額でございます。

5款1項1目繰越金は、前年度繰越金19万4,000円の追加でございます。

次に、歳出でございますが、1款2項1目情報通信施設事業費で312万2,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、UPS工事費の減額でございます。

次の3項1目発電事業費につきましては、発電施設予定地借上料の減額でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第13号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第13号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,373万3,000円を減額して、総額をそれぞれ5億2,510万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(土屋利夫君) それでは、3ページをお願いいたします。

第2表でございますが、地方債の補正でございます。1の地方債の変更で下水道事業を510万円減額して限度額を450万円、過疎対策事業を520万円減額し、限度額を430万円とするものでございます。

続きまして、5ページの歳入をごらんください。事項別明細書でございます。

1款1項1目の農業集落排水分担金90万8,000円の減額のお願いでございます。箱島岡崎地区1件、岩下矢倉地区3件の新規加入でございました。

1款2項1目の公共下水道負担金381万円の減額、20件の新規加入でございました。

2款1項の使用料ですが、1目の公共下水使用料411万円、2目浄化槽使用料は設置時使用料、月額使用料合わせて625万7,000円、3目農業集落排水使用料223万5,000円の減額のお願いでございます。

6ページをお願いいたします。

3款1項1目生活排水費国庫補助金75万6,000円の減額のお願いでございます。合併処理浄化槽の設置基数の確定によります減額でございます。

続きまして、4款1項1目の県補助金695万1,000円の減額でございます。これは浄化槽市町村整備費県補助金の補助対象額の確定によるものでございます。

次に、5款1項1目の一般会計繰入金627万5,000円の追加、2目の基金繰入金50万9,000円の減額ですが、事業費の確定に伴うものでございます。

7款2項1目の雑入ですが、2節の浄化槽整備事業雑入180万7,000円の減額、これは上信道改築に伴う浄化槽移転基数の確定、3節箱島岡崎地区も上信道に伴う農集移転工事費の確定による276万6,000円の減額でございます。2目駐車場等付帯工事費11万9,000円の減額

は、工事箇所確定による減額でございます。

7ページをお願いいたします。

8款1項の町債ですが、1目の下水道事業債で510万円の減額、2目の過疎債で520万円の減額、合計で1,030万円の減額でございます。

9款1項1目の下水道事業推進寄附金として、10万円の指定寄附がございましたので、追加のお願いでございます。

続きまして、8ページの歳出をごらんください。

1款1項1目の一般管理費25万円の追加ですが、説明欄のとおりでございます。

2款1項1目の建設事業費2,963万1,000円の減額のお願いでございますが、説明欄に事業ごとにまとめてございます。公共下水道事業費331万1,000円の減額は、工事箇所確定に伴う工事請負費308万円の減額が主なものでございます。浄化槽整備事業費では、1,874万円の減額でございます。設置基数が60基と確定したことによる工事請負費1,647万2,000円の減額が主なものでございます。

9ページをお願いいたします。

農業集落排水の2地区につきましても、事業確定によります主に工事請負費の減額でございます。

3款1項1目の施設管理費230万3,000円の減額でございますが、事業確定に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。

4款1項の公債費でございますが、元金利子合わせまして204万9,000円の減額でございます。内容は説明欄記載のとおりでございます。

以上でございますが、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第14号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ291万2,000円を減額して、総額をそれぞれ6,947万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、4ページの事項別明細書をごらんください。

歳入でございますが、1款1項1目簡易水道分担金8万7,000円の追加、2款1項1目の簡易水道使用料100万1,000円の減額、3款1項1目繰入金の68万2,000円の追加、5款1項1目雑入の268万円の減額のお願いでございます。

5ページの歳出をお願いいたします。

1款1項1目の維持管理費ですが、291万2,000円の減額のお願いでございます。主なものは、ハッ場ダム関連工事の一部が翌年度以降に変更となり、工事請負費が270万円減額となるためでございます。

以上でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前10時54分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

---

◎議案第 29 号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第 7、議案第 29 号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 29 号 権利の放棄について提案理由の説明を申し上げます。

甘酒原開発対策協議会につきましては、昭和 48 年 7 月 23 日に設立をされておりますが、当時の役員が死亡または高齢化により休眠状態となっており、債務者に弁済能力がないことから、東吾妻町が債務者に対し保有する債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 条の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 甘酒原開発協議会に対する貸付金についてでございますが、昭和 47 年から 48 年にかけて、大字本宿から須賀尾に広がる山林の甘酒原一帯約 200 ヘクタールに大レジャー基地を建設する開発構想があり、当時の町としては乱開発を防止するために用地に関係する本宿共有林組合、個人の山林所有者、町有林を持つ町の 3 者で甘酒原開発協議会を組織して開発計画や企業の選定に当たり、企業については東京都の石原建設株式会社にこの土地の売却を前提とした開発をすることで合意をしました。

その後、昭和 48 年夏ごろから開発に対する規制が厳しくなるとともに、秋に入って第 1 次オイルショックとなり、企業の開発意欲が減退してまいりました。当時の協議会では、合意事項に沿って売買契約の締結に努めましたが、締結には至りませんでした。昭和 51 年 1 月に、協議会は開発不能となった結果の損害賠償を求めて石原建設を相手取り、東京地方裁判所に提訴し、以来 5 年余にわたる裁判の末に原告の請求棄却の判決を受けて敗訴になりました。

貸付金につきましては、昭和61年12月の協議会において、今後甘酒原地域開発計画を積極的に推進し、その結果得た収益金、土地代金等でございますが、収益金をもって負担する決議が行われました。しかしながら、その後、リゾート開発構想のもとに中央資本が参入し、計画協議を重ねましたが、折からのバブル崩壊により中央資本の撤退、計画の再度の頓挫となりました。以後は甘酒原地域開発計画は未着手のままとなり、協議会も当時の役員が死亡または高齢化により休眠状態となっております。

なお、借用証書は協議会長名で昭和62年4月に作成されております。返済期日については、昭和67年3月までに返済すると定められております。

このような経過や現状から、回収は困難と判断し、また、町といたしましては、監査委員からの指摘もありますので、地方自治法第96条第1項第10号の規定による権利の放棄につき議会の議決をお願いするものでございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第30号 群馬県市町村総合事務組合規約変更に関する協議についての提案理由の説明を申し上げます。

群馬東部水道企業団が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、共同処理を平成28年2月8日から適用して行うための改正です。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議でございますが、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして議決願うものでございます。

変更事由は、平成27年10月に、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡板倉町、明和村、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織された群馬東部水道企業団が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、非常勤職員に係る公務災害補償事務の共同処理を行うための協議でございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

別表第1及び別表第2に群馬東部水道企業団を加える改正でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第31号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第31号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成24年6月27日に施行され、合併特例債の起債可能期間が被災市町村で10年から20年間に、被災市町村以外は10年から15年間に延長されました。このことにより、当町は起債可能期間が5年間延長され、新町建設計画における計画期間の延長が必要となります。そこで、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでご

ございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

今回議決をお願いする新町建設計画の変更は、計画期間を5年間延長して平成18年度から平成32年度までの15年間とするものでございます。これによりまして、合併特例債が平成32年度まで活用できるようになる、そういったものでございます。

お手元にお配りした資料中、赤字で記載された箇所が今回変更をお願いするところでございます。この新町建設計画でございますが、合併後の一体性の速やかな確立と均衡ある発展を図るための計画でありまして、新町の方向性を示すものであることから、今回の変更は計画期間の5年間の延長、年限延長に伴う財政計画等の時点修正が主でございます。

新旧対照表をごらん願いたいと思います。

1ページから5ページにかけてまして変更に伴う文言の追記、計画期間の年限延長、年限延長に伴う人口世帯の変更が主でございます。

6ページは主要指標の見通しの変更で、平成27年度までは実績値による変更と平成32年度は推計値の追加でございまして、こちらは本文32ページに対応するものでございます。

7から8ページは財政計画の歳入歳出でございまして、平成26年度までは実績値、平成27年度からが推計値でございます。本計画を変更するに当たっては、市町村の合併に関する法律第5条第9項の規定により、あらかじめ東、吾妻両地区の地域審議会に諮問をし、異議のない旨答申をいただいております。答申書の写しを添付させていただきましたので、こちらをご参照願いたいと思います。

また、法律第5条第8項の規定による県知事との事前協議も得ており、それらを踏まえ今回議会議決をお願いするものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第32号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第32号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第32号 辺地に係る総合整備計画の策定について、説明申し上げます。

手古丸辺地におきましては、平成23年度から平成27年度までの5年間、町道馬場・手子丸線道路改良事業を行ってまいりました。今回の総合整備計画につきましては、引き続き5年間、町道馬場・手子丸線道路改良事業を行うに当たり、財政上の特別措置を受けたく策定をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） それでは、議案書の裏の面をお願いいたします。

最初に、辺地の要件でございますが、施行令によりますと地域の中心を含む5キロ平方メートル以内に50人以上の人口があること、辺地度点数が100点以上であることが指定要件になっております。今回、辺地総合整備計画をお願いする辺地は手古丸辺地でございます、辺地の人口194人、辺地度点数は147点で辺地の指定を受けてきております。

整備を必要とする事情ですが、計画書2の後段から記載されていますが、この事業を実施することにより、地域の道路交通網としての利便性を向上させ、安全な通学路を確保するとともに、農業の生産性及び地域住民の生活水準の向上を図る、そういったものでございます。

整備計画でございますが、平成27年度までに引き続き、平成28年度から平成32年度までの5年間で道路整備を図るものでございます。大戸関所跡から手古丸へ通じる道路を、新たに萩生寄りから入って手古丸に入る道路の整備を図る事業でございます。

5年間の事業費が4億5,000万円の計画でございます、財源内訳は一般財源でございます。一般財源のうち、辺地対策事業債を借りて行う事業でございます。この辺地対策事業債

ですが、事業充当率100%で、元利償還金の80%が交付税算入される地方債でございます。  
この地方債を活用して道路整備を図るものでございますので、よろしく願いをいたします。  
以上でございます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第33号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第33号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別法の拡充・延長により、町全域が過疎指定されました。国の財政的支援を受けるための前提となる、今後5年間の東吾妻町過疎地域自立促進計画を改めて策定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成24年6月に改正をされ、有効期限が平成32年度までとなっております。今回議決をお願いする東吾妻町過疎地域自立促進計画は、現行の過疎計画が平成27年度までの計画となっておりますので、法律の改正に合わせて平成28年度から平成32年度までの5年間の計画を策定するものでございます。

過疎計画とは、過疎地域において総合的、計画的な対応、対策を実施するため、必要な財

政的措置を講ずることにより、自立促進を図るという目的により策定された計画のことです。

過疎債は、この計画に基づいて行う事業の財源として発行することができる起債でございます。過疎債は事業に必要な経費に100%充当ができ、元利償還の70%は普通交付税に算入されるものでございます。

今回の過疎計画ですが、基本的には現行の過疎計画を継続しており、本文等の変更は余りございませんが、時宜に応じた統計等の数値の変更や情勢に合わせた記述の変更及び追加はございます。

本計画の策定に当たっては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項により、あらかじめ群馬県知事に協議しなければならないと規定されており、2月8日に協議が調いましたので、特別措置法第6条第1項の規定により、平成28年度から32年度までの5年間にわたる東吾妻町過疎地域自立促進計画の議会の議決を求めるものでございます。

お配りをした過疎計画は全体計画でございまして、必ずしも過疎債を利用して行わなければならないものではございませんが、この計画にない事業につきましては過疎債の利用ができない、そういったものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第34号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に  
関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第34号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に  
関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

吾妻広域町村圏振興整備組合同規約第3条の改正は、平成28年4月に施行される改正後の行政不服審査法第81条第1項の規定により設置が義務づけられた同法の規定により、その権限に属させられた事項を処理するための機関（以下「審査会」という）に関して、組合構成町村における過去10年間の不服申し立て件数がわずか1件であることを踏まえ、各町村での単独設置とするのではなく、組合において共同処理することが事務の効率性や費用対効果等を考慮して望ましいと判断し、当該審査会に関する事務を組合の共同処理に関する事務に追加するものであります。

組合同規約第10条の改正については、当組合の教育機関が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の規定により設置されているものであることを、簡潔かつ明確にするために行うものでございます。これにより現行の組合同規約第10条第1項の教育委員の人数規定及び同条第2項の教育委員の任命に関する規定を削るものであります。

組合同規約第11条の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正により、第14条の2は条ずれを起こし第15条となったが、組合の選挙管理委員の設置については、同法施行令第14条の引用のみで足りるので整理をするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、新旧対照表を参照していただいで説明させていただきます。

吾妻広域町村圏振興整備組合同規約に関する協議につきましては、先ほど町長が提案理由説明をしたとおりでございます。

第3条の規約変更は、行政不服審査法が全部改正されたことに伴うものでございます。改正は、行政処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充・拡大の観点から50年ぶりに抜本的な見直しが行われるものでございます。第3条に新たに16号として、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関の設置及び運営に関する事務を追加するものでございます。

先ほどの提案理由の中に、組合構成町村における過去10年間の不服申し立て件数がわずか1件という状況を踏まえ、各町村が審査会を単独で設置するよりも、効率性及び費用対効果

等を勘案し審査会を共同設置する、そういったことの規定でございます。

第10条ですが、当組合の教育委員会が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて設置されていることを、簡潔かつ明確化する規定でございます。あわせて、法律に規定されている教育委員の人数規定及び任命に関する組合格約の規定を削るものでございます。

第11条の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正に伴う条ずれにより、整理されるものでございます。

以上、説明とさせていただきますが、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

なお、本件、吾妻広域町村圏振興整備組合格約の変更は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、議決をする前に教育委員会の意見を聞かなければなりません。この提案を受けて議長が所定の手続を行いますので、ご承知おきください。

また、議員各位におかれましては、3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第35号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第35号 字区域の変更についてを議題といたします。  
提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第35号 字区域の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

県営事業であります萩生川西土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地区画及び形状を改めた結果、大字萩生字中居、中原、宮ノ下、カチ山、北笑川、笑伎為、莽井原、田谷、中尾の一部において字を変更することが必要となりました。

ご議決をいただき変更をし、県及び関係機関へ報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

農林課長。

○農林課長（松井秀之君） お世話になります。それでは説明させていただきます。

今回の字区域の変更につきましては、大字萩生地内でございます。変更理由書、変更調書のほか、変更位置図及び変更概要図の5,000分の1を3ページ、1,000分の1の拡大図が変更前、変更後7ページずつ議案書に添付してございます。

初めに、変更位置図をごらんいただきたいと思います。

土地改良事業の区域の位置を広域的に示してございます。

続きまして、変更概要図の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

字界の凡例でございますが、黒線に黒丸が変更前の字界で、赤線に赤丸が変更後の字界でございます。右下の対照表の①から⑳までが今回の変更箇所となっており、概要図に位置が示してございます。

1枚めくっていただきまして、左側につきましては、文字が小さくて見づらいので大変申しわけございませんが、換地前の従前地番での表示となっております。右側につきましては、仮地番の表示となっております。

次のページからは、7の1から7の7までの拡大図がございまして、変更概要図の1ページ目に戻っていただきたいと思います。

対照表の番号①、②が、変更調書2枚目でございますが、上の表の地番の変更となっております。概要図の③から⑤までが変更調書の中の表、⑥につきましては下の表となっております。

続きまして、変更概要図の4ページ目をごらんいただきたいと思います。

左中ほどにございます字中居の361番と362番、364番の左上の一部と字中原59の一部が堀井戸に字変更となります。これが①でございます。字中居364の左下の一部から365、366、367、372番の各一部が中原に字変更となり⑬でございます。右側の5ページ目の仮地番表示では、⑧の1、9の1、9の2の左の赤丸に沿った線と黒丸に沿った線の間の部分が①、⑪の1の上が②でございます。以下、同様となっておりますので、のちほどごらんいただきたいと思います。

各地番の道路、水路となったところが道路、水路の面積の広い字へと変更するものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第36号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第36号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第36号 町道路線の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

廃止の議決をお願いする路線は、名勝地管理機関の意見に伴い、八ッ場ダム関連事業の吾妻溪谷自然公園遊歩道工事の一部建設見直しに伴う町道路線の廃止等であります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（高橋 修君） それでは、議案第36号 町道路線の廃止について説明させていただきます。

1枚めくっていただきます。

町道路線の廃止をお願いする案件は、調書記載の2路線でございます。

まず、整理番号1、路線名、町道206号です。右の位置図をごらんください。場所は、現在建設中の吾妻溪谷内にあります猿橋と十二沢パーキングを結ぶ歩道となっており、赤色で示されている部分が当初計画された階段でございます。これは、八ッ場ダム関連事業の吾妻溪谷自然公園整備事業で、遊歩道工事のため文化庁に現状変更許可申請を提出いたしました。が、名勝地内の景観に配慮するために認められなかったことにより廃止をお願いするものでございます。

続きまして、整理番号2、町道1225線につきましては、1枚めくっていただき位置図を

ごらんください。場所については、川戸上之宮地区の主要地方道高崎東吾妻線からサンワ株式会社群馬工場入り口付近でございますが、個人宅地内の進入路に認定されている町道でございます。一個人の専用の町道となっており、公共の用をなさないことにより廃止をお願いするものでございます。

なお、起終点の位置及び道路延長につきましては、調書に記載のとおりでございます。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第37号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第15、議案第37号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第37号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

認定の決議をお願いする路線は、法定外道路の原材料支給整備路線の認定でございます。

今後町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 続きまして、議案第37号 町道路線の認定につきまして説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきます。

今回認定をお願いする路線は、町道2278号線です。

1枚めくっていただきます。

位置図にお示しの赤色の線の位置は、主要地方道高崎東吾妻線より厚田田中地区の土地改良事業で整備した町道2267号線に至る町道でございます。これは法定外道路、いわゆる馬入れを地元住民の協力で原材料支給事業によりアスファルト舗装に整備し、町民の生活道路とするため町道認定をお願いするものでございます。

なお、起終点の位置及び道路延長につきましては、調書の記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎請願書・陳情書の処理について

○議長（一場明夫君） 日程第16、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表・陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託しますので、その審査を3月15日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案された議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分審査くださるようお願い申し上げます。

なお、次の本会議は3月16日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前 11時47分)

平成28年 3 月 16日 (水曜日)

(第 3 号)

## 平成28年東吾妻町議会第1回定例会

### 議事日程(第3号)

平成28年3月16日(水) 午前10時開議

- 第 1 同意第 1 号 東吾妻町農業委員の任命について
- 第 2 議案第15号 東吾妻町情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第16号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第17号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第18号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第19号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第20号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第21号 東吾妻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第23号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第24号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第25号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第26号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例について

- 第14 議案第27号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第1号 平成28年度東吾妻町一般会計予算
- 第17 議案第2号 平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第18 議案第3号 平成28年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第19 議案第4号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第20 議案第5号 平成28年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第21 議案第6号 平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第22 議案第7号 平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第23 議案第8号 平成28年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第24 議案第9号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）
- 第25 議案第10号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第26 議案第11号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第12号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第13号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第29 議案第14号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第29号 権利の放棄について
- 第31 議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第32 議案第31号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更について
- 第33 議案第32号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第34 議案第33号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第35 議案第34号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について
- 第36 議案第35号 字区域の変更について
- 第37 議案第36号 町道路線の廃止について
- 第38 議案第37号 町道路線の認定について
- 第39 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第40 発委第1号 意見書の提出について（若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を  
求める意見書）
- 第41 発委第2号 意見書の提出について（農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度創  
設を求める意見書）

第4-2 発委第 3号 意見書の提出について（軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書）

第4-3 閉会中の継続審査（調査）事件について

第4-4 町政一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（14名）

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹淵博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君
税務課長	丸山和政君	農林課長	松井秀之君
建設課長	高橋修君	上下水道課長	土屋利夫君
会計課長兼 会計管理	荒木博之君	教育課長	角田豊君

### 職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 係	水出淳
--------	------	-------------	-----

---

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

連日大変お疲れさまです。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（一場明夫君） 日程第1、同意第1号 東吾妻町農業委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

同意第1号 東吾妻町農業委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会法が一部改正されたことにより、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の

任命制となりました。現在の農業委員は、平成28年3月27日をもって任期満了となりますが、改正法附則第2条第2項の規定により、経過措置として3月31日まで任期が延長され、新しい農業委員は4月1日からの任命となります。

農業委員の任命については、改正法第9条第1項の規定により、1月18日から2月19日までの間に募集をした結果、12名の定員に対し12名の推薦がありましたので、農業委員候補者評価委員会に諮り、全員が適任であると認められました。

なお、名簿の記載順につきましては、受け付け順でございます。

小山林衛さんは認定農業者でございます。岩井地区の農業者等からの推薦で、推薦理由は、若い農業者の指導的な立場で活躍されており、町の農業関係の発展に貢献されると思われるとのことでございます。

高橋久雄さんはあがつま農業協同組合からの推薦で、推薦理由は、地域で農業経営の中心的存在であり、農業研究会でも積極的に参加し、活動を行っているとのことでございます。

茂木国彦さんは現在、農業委員であり、認定農業者でございます。植栗区の農家組合長からの推薦で、推薦理由は、地区の農地及び農家の現状をよく理解しているとのことでございます。

奥木徹弥さんは現在、農業委員でございます。新巻区区長会長からの推薦で、推薦理由は、現在、町農業委員、新巻区長、あづま地域農振協副会長、小泉泉沢土地改良区理事等につき、地域の活性化、農業振興に尽力しているとのことでございます。

大嶋貞子さんは現在、農業委員であり、認定農業者でございます。群馬県女性農業委員ネットワークからの推薦で、推薦理由は、長年農業委員の経験もあり、地域の現状を熟知しているとのことでございます。

大前和義さんは現在、農業委員でございます。原町地区区長会長からの推薦で、推薦理由は、長年にわたり町議会議員としても活躍され、現在は町農業委員の立場から町の農業行政に深く携わっており、適任と考えるとのことでございます。

関口英一さんは現在、農業委員であり、認定農業者でございます。原町地区区長会長からの推薦で、推薦理由は、認定農業者として農業経営に精力的に取り組むと同時に、町農業委員の立場から町の農業行政に深く携わっており、適任と考えるとのことでございます。

中井毅彦さんは現在、農業委員であり、認定農業者でございます。坂上地区区長会長からの推薦で、推薦理由は、認定農業者であり、現在、農業委員として活躍しているとのことでございます。

武藤安茂さんは現在、農業委員であり、認定農業者でございます。坂上地区区長会長からの推薦で、推薦理由は、認定農業者であり、現在、農業委員として活躍しているとのことでございます。

田中貞好さんは現在、農業委員であり、認定農業者でございます。岩島地区区長会長からの推薦で、推薦理由は、現在、認定農業者として農業経営に精力的に取り組むと同時に、町農業委員の立場から町の農業行政に深く携わっており、適任と考えます。

角田正さんは現在、農業委員でございます。岡崎地区区長会長からの推薦で、推薦理由は、日ごろより地元農業に対する情熱が素晴らしいものを持ち合わせております。地域農業の発展に尽力していただける人物とのことでございます。

荒木尚子さんは認定農業に準ずる者でございます。群馬県女性農業委員ネットワークからの推薦で、推薦理由は、認定農業者のご主人とともに花卉栽培を行い、その品質の高さから県や国の表彰を受けております。また、生産者の中でも中心的な栽培経営を営む農業者として活躍をしておりますので、委員としても大きな力を発揮してくれるものと考えますとのことでございます。

農業委員の任期は3年と規定されております。全員、人格、識見ともに適任と考えております。

なお、ご同意いただければ4月1日付で任命する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件については人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第2、議案第15号 東吾妻町情報公開条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第16号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第17号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第18号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第19号～議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第19号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第20号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第8、議案第21号 東吾妻町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

本3件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第19号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第20号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 2番、4番、6番、7番、8番、12番、13番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第21号 東吾妻町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 2番、4番、6番、7番、8番、12番、13番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第22号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第23号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第24号及び議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第24号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第12、議案第25号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

本2件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第24号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第25号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第26号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 町長にお伺いします。

この税制改正は、基本的に県からの方針に基づいて当町もやるという中で、基本が首都圏の工場なり会社を当町に誘致した場合の税制改正という流れを基本としているみたいですが、実際、当町としては、ある企業がここへ本社を動かすという話が見え隠れしております。委員会の中でも質問したんですが、まだ会社のほうにはっきりしていないので言えないというような話も聞きました。

しかし、当町とすればぜひ、この全協の中でも、地域再生計画という中でも計画している話でもあります。地方創生の一助になり得ることだと思いますので、そういう会社に、逆に言うところから営業に伺って能動的に、県も交えて積極的に誘致をする姿勢を示すべきではないかと考えておりますが、いかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町におきましては、上信自動車道のルートが決まりまして、インターチェンジも数多くできるわけでございます。大変に利便性も向上し、また、企業がここへ進出をするという条件も整ってきたわけでございます。

そのような中で、廃校になりました中学校跡に企業が入る。また、川戸の企業につきましては、3カ年計画で工場の拡張を倍ぐらいに拡張するというふうなよい話も出てきておるところでございます。川戸の工場につきましては、企業につきましては、県とも今さまざまな条件について、今、調整、協議をしているということでございます。町といたしましても大変よいことでございますので、今後もこういった企業、工場が出てくるように、町といたしましても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 今までの町の姿勢からすると、少しまだ本格的に動いているふうに見えないので、ぜひこちらから直接出向いて営業活動をするように、ぜひお願いしたいと思っております。そして、我が町に、基本的にはこれ本社を持ってくる話の部分が優先されますので、ただ工場が来るのではなくて、本社も含めて積極的に誘致をお願いしたいと思っております。

質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 町長、答弁ありますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） そういった可能性のある企業につきましては、町のほうから企業に出向いて、町のPR、プレゼンなどをして、この東吾妻町のよさをわかってもらって、そして、多くの企業がこちらに本社も移してもらうようなことになればいいなと思っております。ともかく積極的に動いてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 番号を言いますので、お待ちください。

2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、12番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第27号及び議案第28号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第14、議案第27号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第15、議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

本2件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第27号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について

の採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第28号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第16、議案第1号 平成28年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

5番、竹淵議員。

○5番(竹淵博行君) ただいま議長がおっしゃったとおり、議案調査でございますので、議案調査はいたしております。町長にお尋ねしたいというふうに思っております。

土木費の中で、予算書の90ページになります、測量設計管理委託料として、または土地購入費等と、これは岩井の松の木の町道1054号ですか、これの多分拡幅工事だと思います。今、プラテックですか、プラテックの近所で、建物の増設という流れがあるんだと思います。そしてまた今後ももう一棟建つんだというような話を担当課長より確認させていただいております。

そういった中、何というんでしょうか、検討委員会も開いて、そして町長の英断で決まったということで議案調査を終えておるわけですがけれども、これは企業誘致ではないわけです

よね。たまたまそこで、多分同族会社なのか、ちょっと私もそこまで調査はわかりませんが、その辺、雇用の問題だとか、その辺の何か経緯というか、多分事業所の計画というものも視野に入っているんだと思うんですが、その辺を少し教えていただけませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 岩井地区の企業でございますプラテック、工場を拡張していくという計画でございます。それに関しまして町道1054号線、現在幅員が狭い状況でございます、企業活動に、大きなトラック等が出入りするのちょっと都合が悪い。また、住民の皆様も、町道でございますので、使う道でございますので、そこで交通事故でもございましたら大変なことになりますけれども、そういったことで、この町道の拡幅につきまして計画をしたところでございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 決して悪い話ではないんだと思います。事業の、ただ、同族なんですかね、法人は何かちょっと別なようなことをお聞きしました。

それはそれとしても、各地域において、各区だとかそういったところで、道路の拡幅、そういったものの陳情等々が毎年毎年あるわけです。そういった流れの中で、担当課にまずは相談し、そして陳情書、または請願等を提出する。そういった過程の中でまず言われることは、地元の地権者の同意を持ってきてくれと、一番先にそういうことを言われるんですね。岩井としても、昨年、町長に対して陳情が上げられている、その近所でありますけれども、そういった物件もございます。当然地元としても、地権者の同意もとって、それで書類も添えて提出しているわけでございます。

そういった中で、一企業に対してそういった有利な配慮をいただいた、いただいたという表現がいいんですか、ちょっとわかりませんが、悪い話じゃないんだと思うんですが、ただ、新年度の予算にこういったものが今回上がっているのに対して、地元の区に何も説明がない。要するに、新年度こういった形でこの道路を町として拡張したいんだという説明、何もない。これはちょっといかなものかなと思うんですが、その辺、町長、どういう考えでおいでになりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この件につきましては、町道の拡幅に関するものでございまして、町といたしまして企業、それから工場誘致というものには前向きにこれまでも取り組んできて

おるところでございます。

この件につきましては、当然、拡張されますと、その町道の交通量、上がることは十分に把握をできることでございます。そして地域住民の皆様が使う町道でございますので、交通の安全上、拡幅が必要だということでございます。そのことから判断をいたしまして、地権者に対しましてのご同意はいただいております。

今回、予算案に計上させていただきましたので、これを可決をいただければ、正式に岩井区に対してこのような事例についてご説明を申し上げて、同意をいただくということになると思います。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 地元に必要なのかどうかというのは別だと思っておりますけれども、ある程度大きい工事になると思います。そういった流れで、地元に対しても丁寧な説明を、予算執行に当たってはお願いしたいというふうに思います。

雇用がふえるということは悪いことではないというふうに思いますけれども、やはり雇用を確保する、こういったものというのは非常に重要なだけども、東地区にありますバイオマス発電所、バイオマスタウン構想のもと、当町においては誘致しました。そして、社長にもご来町いただいて、議会にも説明をしていただきました。そういった中で、地元の雇用というのも促進するんだということを言いながら、ふたをあけてみますと、1人しか当町の職員は採用されていなかったということもございます。

そういった意味でも、こういった地域、地方創生元年の年でございますので、町としてももう少ししたたかに、きちっとその業者の把握、そして前向きな姿勢、それは雇用ですから、なかなか地元で雇用が得られない可能性もあるでしょう。しかし、やはり業者の希望だとか計画というのはやっぱりあるんだと思います。要するに、業者が来てくれればいいというだけの話じゃないんだと思います。

町長の英断によって道路が広がる。そしてまた使いやすくなるということもあるでしょう。だけれども、やはり私も企業人の端くれでありますけれども、やはり企業というのは、いついなくなっちゃうかわからない、こういった可能性もあるんです。ですから、もう少ししたたかにきちっと調査をしていただいて、しているのかもしれませんが、それは結構です。しっかりと、予算執行に当たっては、地元等に説明をよくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○5番（竹淵博行君） はい。

○議長（一場明夫君） 町長、答弁ありますか。

ないですか。

ほかにございますか。

9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 私は、町長の英断に大変感謝をしています。この予算措置は、スピーディーで大変よかったかなというふうに思っています。例えば今、東吾妻町に6つの企業が増築とかいろんな意味で考えていられるということでもあります。例えば、社名は言いませんけれども、プレス会社、フィルムとかガムテープをつくっている会社がありますけれども、先ほど3年間でいろいろと工場を大きくしていきたいということでありました。もうちょっと地元の企業を町がバックアップしていくというのは、非常に大事なことだというふうに思っています。

また、養豚場も含めて道路の拡張等もあると思います。また成形の会社、また検査機関の会社も旧東のほうへ出たいということで、今いろいろ模索をしているということなんです。またプリント会社も、なおかつ駐車場を含めて、もう一つ大きな施設をつくりたいという要望であります。私の知っている限りでは6つの会社が今、東吾妻町に大きなものをつくっていきたくて。雇用もおおよそ聞きますと、120名ぐらいの方がふえるような予想であります。

企業のバックアップというのは、そういうことから始まると思うので、丁寧な地元住民の説明というのも非常に大事だと思いますけれども、企業を誘致すること、大きくなるについてバックアップをする、また突然、企業は営利を目的としていますので、いなくなる可能性はなきにしもあらずではございますけれども、しっかりとした設備投資、また道路を含めてバックアップをすれば雇用もふえるし、非常にいいことかなというふうに思っていますので、町長はトップセールスを含めて、いろいろとこれからも英断をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 企業誘致に関する考え方を聞いているようですけれども、町長のほうから答弁がありますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 山田議員からの積極的なご意見をありがとうございました。今後も企

業誘致、工場誘致に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

山田議員、よろしいですか。

○9番（山田信行君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 予算書から離れて予算関係資料ということで、今回の定例会に出された資料なんですけれども、その中で、当初予算で新規・目玉事業ということで1ページ書かれております。ナンバー1から27までが新規・目玉事業ということで、ここに挙げられております。予算額と科目、それから備考ということで。

この27を眺めたときに、新規・目玉という定義で見ると、例えば参議院選挙の費用が入っていたり、あるいは年金生活者等支援臨時福祉給付金というのは、これは国の施策だと思えますけれども、この辺の、いわゆるここに挙げた新規・目玉事業という定義があると思うんですね。これはずっとこういう名前で、毎年同じようなものが出てくるんですけれども、その辺をしっかりと、はっきりちょっとお聞きしたいなど。

どういう基準、新規・目玉、言葉どおりに言えば新しい事業、目玉という言葉は、この予算の中で積極的にこの事業をやりますよというふうな、言葉から言えば受けとめられるわけなんですけれども、そういう目で見てみると、私なりに見てみると、どうも新規・目玉というくくりの中に入らないものもあるんじゃないかなという気がするんですが、改めて新規・目玉の定義というか、お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になっております。

新規・目玉でございまして、新規につきましては、文字どおり新しい事業ということで理解していいと思います。それから目玉ですけれども、特徴的な事業とでも読みかえてもらってもいいかと思えますけれども、ある程度町の特徴を出した事業、そういったこととございまして、例えばということで12番及び13番等が、そのほかにもあるかと思えますけれども、あえて言えばそういった事業が当たるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 地方創生総合戦略という中で、当然この中に新規・目玉というのが

入り込んでくるんだらうなというふうに思うわけなんですけれども、そういう面から見て、ちょっと予算だけで見ると物足りなさを感じるんですけれども、もう一度、その新規・目玉というのは特徴的な事業とか、今いろいろ説明がありましたけれども、私は議員になって5年目なんですけれども、こういう、この資料というのは毎年予算のときに出てくると思います。

ですから、改めて新規・目玉というものをもう一度よく定義して、今、課長が説明されたようであれば、その新規・目玉という言い方を変えて、違った物言いにするとか、そうでないと誤解を受けやすいと思うんですよ。ですから、ここで改めてその辺をもう一度、資料として提供していただいているわけで、ありがたいわけでなんですけれども、その辺をどうですか、検討する価値があるんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺どうですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 議員ご指摘のように、この資料につきましては、予算を議員の皆さんが調査するときにわかりやすい、参考となるために提供してあるものだというふうにこちらは思っております。

ご指摘の件ですけれども、この場では特にあれなんですけれども、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） それでは、どうぞ。

前へ来てをお願いします。

11番、金澤議員。

（11番 金澤 敏君 登壇）

○11番（金澤 敏君） それでは、平成28年度一般会計予算案に対しての反対の討論をさせ

ていただきます。

常々私は申し上げていますが、町政の目指すべき事柄は、町民の健康、福祉の増進、町民の安心・安全な暮らしを支えることや、地場産業の育成、食料自給率の向上を下支えするための農業振興などが第一義だと考えております。予算編成に関しても、そのような視点で組み立てがなされることが基本だと考えております。

さてまずは、政府はアベノミクスで経済好循環が生まれ始めたとして、一昨年、消費税を5%から8%に上げました。しかし、暮らしや経済の実態は好循環とはほど遠く、GDPも実質賃金も下がり続け、非正規雇用は働く人口の4割を超えています。ただし、大企業だけが円安や法人税減税の恩恵で、内部留保を史上最高の300兆円を超えるまでになっております。

アベノミクスでトリクルダウンは起きませんでした。起きたのはトリクルアップだったんです。安倍政権は貧困と格差を広げる政治を突き進んでいます。明らかに、1億総活躍社会どころか、1億総貧困社会になってきております。現に下流老人、子供の貧困、女性の貧困が今、日本をあらわすキーワードになっております。今後、町の財政にも大きな影響が出るということが予想されます。

そのようなことが予想される中、28年度一般会計予算は、将来負担比率は県下ワースト1、実質公債費比率もワースト2のままですが、また来た道と思われるような、数年前と同じような、身の丈に合わない大型の予算編成になっております。旧態依然と言われても仕方がないのではないのでしょうか。まさにばらまきと言われております。また苦い結果になるのではないかと危惧しております。

そして、特に今、国の地方創生のかけ声に踊らされ、つけ焼き刃的な事業がうまくいくとは思いません。自治体の予算は、その地域に暮らす住民自身の幸せと、そこへの投資こそが好循環で持続可能な地域社会をつくる道、これが近道ではないのでしょうか。

ただ、歳出面では、不十分ながら妊婦支援事業としておむつ購入補助金や、やっとう重い腰が上がった保育所施設整備事業や、原町小学校と中学校校庭整備事業等盛り込まれております。このように個々の事業を見れば評価できる点は多々ありますが、しかし、中には地域振興センター事業にまた予算がつきました。このまま際限なく予算づけがされるおそれがあります。ブラックボックスになっていく可能性があります。ふれあい公園トイレ事業も納得できるものではありません。

そして、若い世代がこの町に定着し、次の世代を産み育ててもらうための環境づくりでは、

例年と大して変わりばえのしない内容であります。若い世代からこれでは期待ができず、町から離れていく状況があるのではないのでしょうか。

最後に、今やらなければいけないことは、町民サービスは落とさずに、財政の健全化を進める視点が重要であります。本予算案は、この不況下で町民の生活を守るといった誠意や熱意は感じられません。そして、いまだ厳しい財政を本気で改革して、健全化していくとの気概もスピード感も感じられません。したがって、本予算案には賛成できないというのが私の考えであります。

よって、平成28年度一般会計予算案には反対いたします。

○議長（一場明夫君） 賛成討論の方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 反対討論はほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかに討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、12番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第2号 平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、去る3月4日、文教厚生常任委員会に審査付託されました議案第2号 平成28年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

3月9日開催の委員会において、町民課長出席のもと審査を行いました。

まず、国民健康保険事業勘定ですが、平成28年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ22億8,278万3,000円で、前年度と比較して4,248万2,000円の減額となりました。

歳入では、国民健康保険税が前年度より4,962万2,000円減額の3億6,728万7,000円となりました。これは主に被保険者数の減少と、高齢者等の課税所得額の減額によるものとのことでした。国庫支出金、県支出金及び療養給付費交付金につきましても、前年度と比較してそれぞれ減額となりました。前期高齢者交付金については5億3,573万4,000円で、65歳から74歳までの前期高齢者による保険者間の負担の不均衡を調整するための交付金で、ほぼ前年度並みの額でした。また、共同事業交付金と繰入金につきましても、前年度と比較して増額となっておりますが、それぞれ財政の安定化を図るための交付金及び繰入金の増額によるものとのことでした。

次に、歳出ですが、保険給付額が13億6,115万3,000円で、前年度と比較しましても6,550万3,000円の減額となりました。これは歳入と関連しますが、被保険者数の減少に伴う医療費の減少とのことでした。

委員会としましても、データヘルス計画に基づいた事業等を推進していく中で、より国保財政運営の健全化に向け努力していくことを要望いたしました。

次に、施設勘定ですが、予算総額は歳入歳出それぞれ9,116万8,000円で、前年度と比較して3万5,000円の減額で、ほぼ前年度並みの予算となりました。

歳入では、医療収入が7,098万5,000円で、前年度と比較しまして272万3,000円の減額となりました。地域医療圏の人口減少等による要因があるとのことでした。

歳出では、総務費が4,135万5,000円で、主に人件費と施設管理にかかわる経費であるとのこと。また、医療費については4,693万4,000円で、医薬品の購入が主なものでした。

委員会としましても、引き続き健全な運営に努めるよう要請いたしました。

以上、国保特別会計事業勘定及び施設勘定の予算について、文教厚生常任委員会では慎重審議を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

(午前10時59分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午前11時10分)

---

◎議案第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第18、議案第3号 平成28年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長(竹淵博行君) それでは、去る3月4日、文教厚生常任委員会に審査付託されました議案第3号 平成28年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算についてご報告申し上げます。

3月9日開催の委員会において、町民課長出席のもと審査を行いました。

まず、平成28年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億8,683万7,000円で、前年度と比較して779万7,000円の減額となりました。

歳入では、後期高齢者医療保険料1億1,734万2,000円、繰入金は6,859万3,000円。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,326万6,000円が主なものでした。

後期高齢者医療は、群馬県の広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付等を行っているもので、町では被保険者と広域連合との橋渡し役を担っております。

以上、後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会では慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第19、議案第4号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、去る3月4日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました議案第4号 平成28年度東吾妻町介護保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

3月9日開催の委員会において、保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

まず、平成28年度歳入歳出予算は、16億2,002万9,000円でありました。前年より7,896万9,000円の増額、率にして5.1%の増額でありました。

歳入では、今回65歳以上の第1号被保険者保険料については、1.9%増しの2億9,834万円となるということです。

歳出の主なものでありますが、保険給付額は15億7,274万4,000円で、前年度当初予算より6,647万2,000円の増額であります。率では4.4%増しでした。給付額は高齢者第1号被保険者の自然増に伴い、年々増加している状況でございます。

以上、介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会では慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第20、議案第5号 平成28年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、ご報告申し上げます。

去る3月4日、本会議におきまして、その審査を総務建設常任委員会に付託されました議案第5号 平成28年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、3月9日、総務課長の出席を求め、審査を実施いたしました。

地域開発事業におきましては、特に岡崎団地7区画、植栗団地4区画、駅北4区画等、未販売団地については、不動産情報等を通じPRに努め、引き続き販売努力を強く要望したところであります。委員会としてできるだけ早期に完売できるようお願いをし、支出の削減等を図り、健全運営を求めました。

本予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長、お戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第21、議案第6号 平成28年度東吾妻町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長(樹下啓示君) それでは、報告をさせていただきます。

3月4日、本会議においてその審査を総務建設常任委員会に付託されました議案第6号 平成28年度下水道事業特別会計予算についてであります。

3月9日、上下水道課長の出席を求め、審査を行いました。

当予算の一般会計からの繰入金は、前年度比13.6%増の2億2,429万9,000円となっております。

りますが、本年度は特に公共施設等総合管理計画策定のための費用等が増大したためとの説明を受けました。また、引き続き経費の節減と接続率の向上に努めてもらう等の意見が出されました。

なお、農業集落排水につきましては、岩下、矢倉ともに、排水汚泥については放射線量の低下に伴い、仮置き場での保管は現在はゼロになったと報告をいただきました。今後も放射線量の調査については慎重に調査し、適正な処理を実施していくとの回答をいただきました。

委員会として慎重に審査を行った結果、当特別会計予算については可決すべきものと全会一致で決しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 今、委員長のほうから説明で、一般会計の繰入金額が約2億2,000万円ぐらいあるということなんですけれども、今後の見通しはどうなんでしょうか。28年度はいろんな事情で高いというような説明だったと思いますけれども、次年度以降どのような見通しか、わかる範囲で結構です、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） ただいまの茂木議員からのご質問ですけれども、先ほど申し上げましたように、本年度は公共施設等総合管理計画策定のため、費用等が増大したためということでありまして、その後のことについては余り議論されなかったんですけれども、ご了解いただきたいと思いますが。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○10番（茂木恒二君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第22、議案第7号 平成28年度東吾妻町簡易水道特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、ご報告申し上げます。

3月4日、本会議におきまして、その審査を総務建設常任委員会に付託されました議案第7号 平成28年度簡易水道特別会計予算について、3月9日、上下水道課長の出席を求め、審査を行いました。

当予算の一般会計からの繰入金金は、前年比85.3%増の2,212万8,000円と多額になっておりますが、下水道事業と同様に、今年度は公共施設等総合管理計画策定のための経費が増大したためと報告をいただきました。

なお、引き続き経費節減と接続率向上に努め、収支のバランスの向上に努めることを求めました。

委員会といたしまして慎重に審査を行い、本特別会計予算につきましては全会一致で可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第23、議案第8号 平成28年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、ご報告申し上げます。

3月4日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました議案第8号 平成28年度水道事業会計予算について、3月9日、上下水道課長の出席を求め、審査を行いました。

水道事業会計につきましても、一般会計より2,000万円の補助金の繰り入れにより運営をしておりますが、委員会としては独立会計の観点から、収支バランスの資料等を作成し、健全経営を図るべく計画的な経営と料金改定を含め、東吾妻町水道事業及び下水道事業運営審議会等へ諮問をし、収支バランスのとれた運営を求めました。

また、老朽化している石綿管の更新もあと7.6キロほど残っているようですが、本年度は（仮称）吾妻大橋への水道管の布設が予定され、更新は60メートルぐらいしか実施できないとのことですが、引き続き計画的な更新を求め、また引き続きまして経費の節減を要望し、委員会としては、水道事業予算については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第24、議案第9号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。ありますか。

5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） この件につきましても議案調査ということと、そしてまた所管で、文

教厚生常任委員会の中で担当課長から説明を受けたところでございます。その中でやはり委員長として確認しておかなければいけないというふうな思いで質問させていただきますけれども、町長にお願いしたいと思います。

予算書の中の26ページでございます。民生費の中の、ここで保育所所長の報酬の追加というものがございます。説明を受けたところ、当初予算では、確認しましたけれども、多分2名の予算ということであったと思います。そこで確認しましたらば、当時、4月より坂上の学童保育が始まるということで、今までは坂上と岩島、1人の園長先生で行っていたと。しかし、2人にならざるを得ないということで、多分町長が任命したんだと思います。当初2名の予算措置であったにもかかわらず、3人任命しているんですね、これ。これは正しい措置であったかどうかということをごちゃとまず確認させてください。

○議長（一場明夫君） 町長に言っているようですけれども。

町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、当初2名というふうなことでございましたけれども、3名任命する必要があったということでございます。これにつきましては、流用をもって行ったということでございます。

また、その内容につきましては、詳しく副町長からお話をいたします。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 先ほど保健福祉課のほうの保育園の園長の報酬の関係ですけれども、竹渕議員がおっしゃるように、当初2名で計画いたしました。そのときには、12月で予算を組んでおりますので、12月時点での人事で全て予算計上しております。その後、4月になりまして、岩島と坂上を兼務していたんですけれども、学童保育が始まるというようなことで、3園兼務は非常に大変だということと、当初、学童保育が新たに始まりますので、事故等があると心配だというようなことで、3園見られないので、2園、学童保育と保育所の兼務でどうしても1名足りないというようなことから、2名の報酬を予算を見ておりましたけれども、3名、1名追加して任命したということでございます。

それにつきましては、その後、流用等を行いまして支払い等を進めてきましたけれども、予算残がないというようなことから補正をいたしました。ただ、この補正の中では、非常に時期を逸しまして、本来であれば、4月の人事異動ですから、6月、遅くも9月というものが適正かと思われま。ただ、非常に時期を逸してしまったというようなことで、流用、補正等は十分注意をしているわけなんですけれども、どうしてもこんなことが起きてしまった

というようなことで、今後はこういうことには十分注意しながらまた進めていければと思っておりますので、今回ぜひお認めいただければと思っております。

○議長（一場明夫君） 町長に対して、予算がないのに任命したことについて問われていたと思いますけれども、町長、その辺の答弁がなかったような気がします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） この辺につきましては、学童保育所が新たに設置をされ、町の子育て支援をさらに充実をさせるという方針でございました。その点から発生したことでございまして、今後は今、副町長が申しましたように、このようなことのないようにしっかり取り組んでまいります。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

流用していた、流用して、結果的に金が足らなくなったから今ごろ出てきたということが本音だと思います。払ってあげなければしょうがないという理屈はわかるんですけども、やはり先ほど副町長がおっしゃったように、少なくとも6月の定例会において上げるべきだったと思いますし、これは何がミスだったのかという原因が、それは原因は原因で何かしらあるんでしょうけれども、本来であれば議会軽視も甚だしいわけですよ、正直言います。こんな時期に上げてくるような費用じゃないんだと思います。だって、流用したということはわかっているわけですよ、最終的に足りなくなるということもわかっているわけですよ。6月、9月、12月だってあったわけですよ。

そういった中で、淡々と町長、ご答弁なされるんじゃないかと、もう少し反省してくださいよ。認めないというわけじゃないんですね。だけれども、やっぱり適切な処理じゃなかったわけですよ。ですから、二度とこのような処理の仕方がないように、ぜひご努力していただきたいと。謙虚な気持ちでお願いでございますけれども、こういったことはなるべくないほうがよろしいかと思っておりますので、ぜひこの点については反省していただいて、お願いしたいと思います。町長に最後に答弁をいただきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹淵議員のご意見でございます。ごもっともなことでございます。今後はこのようなことがないように、予算の確保、そして執行には細心の注意を払っていきたいと考えております。今回は提案の内容を十分にご理解いただいたと思っております。まことに今回の件は申しわけないと思っておりますのでございまして。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

14番、浦野議員。

○14番（浦野政衛君） 私も今の関連ですが、27年4月には臨時職員を雇用して、給与体系が、体制ができていなかったにもかかわらず、この3月まで補正までずっと引っ張ったというのは納得がいかないわけですよ。これは本当に職務怠慢と言っても間違いのないぐらいのことでありまして、今後こういうことがないように、やっぱり慎重にやってもらわないと、今まで予算がなかったからそこを代用して給料を払ってきたわけですよ。ここへ、ここまで延ばして延ばして持ってくるというのは、本当にもう考えられないことで、今、先ほど副町長が答弁したように、去年の6月の定例会なり9月、最悪でも12月でも補正が出せたわけですよ。これは担当課の課長さん初め執行部のメンバーの方々も、今後こういうことがないように、ぜひ慎重に対応してもらいたいと思うんですけれども。

○議長（一場明夫君） 町長、答弁。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 同じように、浦野議員からもご意見を承りました。先ほども申し上げましたように、今後は担当課長を初めとして、十分に細心の注意を払って執行してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） そのままお願いします。

2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、12番、13番、14番起立。  
起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第25、議案第10号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第26、議案第11号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第27、議案第12号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第28、議案第13号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第29、議案第14号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

### ◎議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第30、議案第29号 権利の放棄についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

5番、竹淵議員。

○5番(竹淵博行君) 議案調査させていただきました。すればするほど、いかななものかなというふうな考えが浮かんできまして、過日、担当課長より、弁護士等に相談して、とっくにもう時効になっているということは確認させていただきましたけれども、当初のこの吾妻町議会日より、この百条委員会等々拝見させていただいて、なかなかちょっとわからない部分もあるんですけども、本当にこのまま、どっちにしたってもらえないんだから放棄すればいいのかと。

私とすると、何でもこういう状況になったのかなと思いますと、やはり事が起きて、それから何人かの町長、かわってきているわけですし、また課長もかわってきているわけです。そういった中で何も対策を講じていない、こういった状況の中でやはり何か反省しなくちゃい

けないんだと思うんですね。結果とすれば放棄する。ただ、放棄すると、こういった書類等々、過去のものというのが全く今度は残らなくなってしまう。

町代表監査委員からの指摘もございました。かといって、その監査委員からの適切な処理を求む、これについては、放棄を求めているわけではないんだと私は思っています。まずやはり反省があってしかるべきなのかなというふうに思いますけれども、本当にこの時点で権利の放棄をすべきだと、本当に思っているのでしょうか。本当に当時のこと、また、その当時から歴代の町長等々、この問題に目をつぶってきた、放置してきた、この結果が今に至っているんだと私は思っております。そのことについて町長から答弁いただければありがたいなというふうにまずは思っています。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この件につきましては、何年も前からの話で、いわば臭い物にふたをして、そしてまた忘れ去られてきたのかなというふうに思いますけれども、現在としてみると、対象とする相手方も存在しないというふうな中で、何らかの形でこの件については決着をつけていかなければならないというふうに思っています。町の将来に向けて、またこれに、倉庫の奥底に置かれたまま置いておくということはいかなるもののでしょうか。この機会に決着をつけていきたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 答弁ありがとうございます。

何らかの形で決着はつけていかなくちやならないということは、私も認識はしておるわけですが、やっぱりこういったことを町民にもっと知っていただく、こういったことが過去にあったんだということがやはり必要なんだと思います。今の状況の中で淡々と事務処理的にこれが進むというのは、非常に問題があるなと私は感じております。

過去のことだからということで本当に済まされるのか。もう二度とこのようなことがないようにするためにどうしたらいいのかということも、少し考えなければいけないのかなというふうに思っております。

意見とすれば、以上です。

○議長（一場明夫君） 意見ということでよろしいですか。

ほかに質問はございますか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 私も9月議会、監査から指摘を受けるまで、はっきりこの中身に関し

てよくわからなかったのが実情です。地元の話ですので、調べれば調べるほど、今、竹淵議員が言ったように、非常に難しい問題をはらんでおりまして、見方によれば、こういう百条委員会まで開かれている事例ですので、当然、かなりのこの百条委員会の資料も議会だよりも見させてもらって、いろんな指摘、それから改善命令等々出ておりましたが、その後の、これが昭和47年から始まっているのかな、その後、今度は甘酒原リゾートタウン構想という、また新たなものが出たことによって、これにふたをしようとしたところが見受けられるのは事実です。これは歴代の町長、それから議会も含めて、要は猛省の部分はあるのかなと。

ここで一旦区切りが、昭和56年からの百条委員会の関係である程度整理をされて、そこで結論を得て、例えば解散、この甘酒原リゾートタウン計画のほうは組織を解散して、もうないという形を正式にとっていますが、最初の甘酒原の関係は、そこがうやむやになっちゃったところが非常に問題で、今回こういう形になってきているんだろうと思います。

歴代の方に何人も意見を聞くんですが、なかなかはっきりしたことを言わないのが実情ですし、中身をとれば、見方によれば、百条委員会ではそういうふうには言っていないですけども、業務上横領に近い形のものも見られる話ですが、やはりもう年月がたってきているので、私とするとけりをつける時期に来ているのかなと。

ただ、その中で1点だけ町長のほうに確認したいんですが、こういう問題をけりをつけた後に、当町でよくある監査請求というものが出る可能性があると思うんですが、その辺の対応についてはいかが考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点につきましては、そのようなものが出されたときは、法にのっとり、町としては対応してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 出た段階では、町のほうで受けて立つというご回答という解釈でよろしいんですね。議員としても、これを議決する段階での判断材料とすると、非常に重いものが私もあるので、1つの判断材料とさせていただきます。

こういうものは、私個人的には、もう歴代の方がみんなこれを見るといえないので、聞きようにもならない部分が大半なものですから、今さらその1,600万円を保証するという話になると、例えばその子孫に持っていくわけにもいかないだろうし、役場に持ってくるわけにもいかないだろうし、いろんなところの関係機関に持っていくというのもなかなか難しいのかなという部分も感じますので、今のお言葉で判断したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○6番（佐藤聡一君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかに。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 全員協議会でもこの件については質問させていただきましたけれども、議案第29号の文言、「記」を見ると、貸付金1,600万円を放棄する権利の内容と、1,600万円。それから債務者が甘酒原開発協議会の会長名、放棄の理由が、債務者の甘酒原開発協議会が不明であるためという表現になっているんですけども、債権を放棄する。

今までのあれを聞いていますと、甘酒原開発協議会は現在、正式には解散はしていない。けれども、当事者等が死亡したりいろいろして、会議を開ける状態ではない。要するに、債権者である町が、債務者である、債権を請求する相手方が、適当な表現かどうかわかりませんが、実態がもうなくなっている。そうは言いながらも、普通の人間であれば死亡によっていろいろ消滅するのはしますけれども、協議会という1つの法人というんですか、なので、解散しない限りはあると。

それで考えると、先ほど、この議案書の裏面に当時の借用証がコピーされております。金額1,600万円で、第2条で、昭和67年3月31日までに甘酒原開発対策協議会が元金を返済いたしますと、昭和62年4月1日ということで、協議会の会長が町長名に宛てたものがあります。

この前の全員協議会で聞いたときに、その後、百条委員会の意見書、勧告書が出た後に、ファイルというか、一部あるんですけども、ほとんどしっかり整理されたものがないということで、債権であれば、途中、もう返済期日が来ればまた請求するわけですよ。今まで聞くと、その請求の事実というのはないようなんだと。それで時効も中断していないと、請求していないから。返済期日からもう二十数年が経過しましたと。そうすると、時効という考え方でいうと、時効で債権が消滅するんですよ、一般論かもしれません。

そうすると、この議案書の文言だと、債権を放棄するものだと。時効で消滅していれば債権はないわけですよ。だから、いずれにしる決着すべきというのは大方の意見だと思いますけれども、こういう表現でいいのか。時効によって消滅した債権を放棄する、ないものを放棄するという、そういう、時効がしっかり見れば、ただ、相手方が、対策協議会が実態がないから、不明であるためという表現なんですけれども、だから、相手の実態がないから時効ではないと、債権としてあるんだと。だからその権利があるので放棄しますということな

んですけれども、ちょっとこういう文言でいいのか、放棄の理由ですね。

それは全協で、弁護士と相談の上、相手があったんでこうこうだという、債権を放棄するということでもいいんだというふうなことを説明されていましたが、これがこういう形で、この放棄の理由自体が不明であるためという表現で果たしていいのか、それから、債権を放棄するということで、後日問題が生じないのか、確認なんですけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

時効の関係でございますが、債権の時効は、民法上では10年、不法行為による場合でも20年というのがございます。ただ、時効は年数が過ぎたからといってそれが成立するというものではございません。それが成立するためには、諸手続、手続を踏んで、初めて時効は成立するということになります。その手続の中で援用手続というのがあります。相手方が、私は時効になりましたという援用の手続をしないと、時効は成立しないということです。

先ほどから話がありますように、この協議会については休眠状態でありまして、総会が成立すると、協議会としてその意思が行えるという状態ではございませんので、時効は成立していないということになります。ですから、そうなりますと、債権を整理するという話になりますと、地方自治法第96条第1項第10号の規定で行うべきではないかという見解でございます。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 法律論は難しいのであれなんですけれども、時効、援用の手続をしないと、必要だということはあるんですけども、援用の手続をするのは債権者がするものなんですか。恐らく債務者はしないと思うんですよね、いないんだから。だから、じゃしなかったら、時効の援用の手続をしなかったのはどっちだというと、債権者である町だと思うんですよね。そういうことではないの。ちょっと僕の理解が違いますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 援用の手続は相手方ですね。債権者、これで言うとお金を借りているほう、これは貸付金ですけども、が……

（「債務者」と呼ぶ者あり）

○総務課長（角田輝明君） 債務のほうですね、債務者、失礼、が行うということなんです。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） すみません、勉強不足であれなんですけれども、時効適用されたほうが債務者は助かるわけですね。そうですね、消滅するんだから。だから、普通に考えたら、債権者が時効になっちゃうと、消えちゃうと困るから、援用手続というのは、どちらが利害者かといえば、時効が援用されて困るのは債務者ですよ。そうですね、債権が消えないんですから。だから、債務者が援用手続するというのはどうも引っかかるんですけれども、それはここで幾らやっても、法律論だからあれなんですけれども、要するに、この放棄の理由、これで、要するにいろいろな局面で耐えられるのか、この表現でという、その不明であるためも含めて。それをもう一度よく精査すべきではないのかなと。

いずれにしろ、決着処理はせざるを得ないんだと思いますよ。だから決着の仕方というか、この文言整理も含めて、後日、そのところが問題なきようというのがすべきであると、この議案書のあれも含めて、決着はすべきである。ただ、決着をするときにしっかりした、後日いろいろの面で指摘されることがないように対応の仕方というんですか、これだけ二十数年放置された状態になったものをするわけですから、やっぱり法的な面からも、いろんな面からも耐えられるもので、しっかりこの議案書もやるべきではないかという、これは意見なんですけれども、その辺どうですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 援用手続につきましては、協議会が手続として行わなければならない、そうしないと時効が成立しない。ここに書いてあるとおり、協議会が不明であるので、援用手続はとれないということでございます。ですから、そうすると放棄しかないのかなという形で、この理由として挙げてあります。

○議長（一場明夫君） この理由で、後で問題にならないかということの確認がとりたいんだと思いますが。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 問題といいますか、理由としては、これも理由の中の1つというふうに考えています。

ほかにどんな理由という話になってくると思うんですけれども、基本的には時効ができないという、時効の手続が成立しないということになりますので、これでいいのかなというふうに考えています。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。

(「反対です」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 反対ですか、じゃお願いします。

5番、竹淵議員。

(5番 竹淵博行君 登壇)

○5番(竹淵博行君) 議案第29号 権利の放棄について、反対討論を申し上げます。

これについては考えれば考えるほど、当時の行政の怠慢、同時に議会の怠慢でもあると思います。当時の百条委員会の記事を見ても、貸付金1,600万円、会計より予備費800万円、補助金等々、使途不明金であります。

また、百条委員会の結果、意見書の一部を引用しますと、貸付金1,600万円の内容、性格については、当時の町長の裁量とするところである。当時、町長、そして甘酒原開発対策協議会会長、一人二役であったわけです。また、本件については、事務処理担当者が町の職務担当であり、反面、甘酒原開発対策協議会職員という一人二役を逆に都合のよい方法へと事務を運んだと記されております。

貸付金については、早急に返還を求めるよう措置されたいとの指摘があったにもかかわらず、その後、裁判にかけるでもなく、歴代の町長、一部の幹部職員が見て見ぬふりをしてきた、放置してきた結果、現在に至るのだと思います。

私は、二度とこのような失態を起こさないためにも、行政、議会の戒めとして、時効であり、町の代表監査委員の指摘はありますけれども、放棄して風化させてはならないと思いますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 賛成討論の方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) ほかに反対の討論の方はいますか。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） ほかに討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） そのままお願いします。

2番、4番、6番、7番、8番、9番、12番、13番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

(午後 零時08分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

---

### ◎議案第30号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第31、議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

### ◎議案第31号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第32、議案第31号 東村及び吾妻町の廃置分合に伴う新町建設計画の変更についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第32号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第33、議案第32号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第33号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第34、議案第33号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第34号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第35、議案第34号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に  
関する協議についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてあります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定による教育委員会の  
意見は、お手元に配付のとおりであります。

続いて、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第35号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第36、議案第35号 字区域の変更についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第36号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第37、議案第36号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第37号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第38、議案第37号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（一場明夫君） 日程第39、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を議題といたします。

本件については、去る3月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） 請願1号。それでは、3月7日の本会議で文教厚生常任委員会に付託されました請願1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願の審査結果についてご報告申し上げます。

3月8日開催の当委員会に、請願者の全日本年金者組合群馬県本部茂手木さん、中澤さんの2名にお越しいただき、現在の年金制度が抱える問題点を含めた請願書の補足説明をいただきました。特に年金額の実質低下は高齢者だけでなく、若者にも影響が及び、最低年金の大幅引き上げが急務である等の意見をいただきました。

それらを踏まえ、委員会で慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） そのまま願います。

2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は採択とすることに決定いたしました。

請願2号 農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度を求める意見書の提出をお願いする請願を議題といたします。

本件については、去る3月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、審査結果の報告を申し上げます。

3月7日、本会議において、その審査を付託されました請願2号 農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度を求める意見書の提出をお願いする請願であります。

提出者は、吾妻郡耐雪ハウス研究会会長、山崎公一さん外1名であります。紹介議員につきましては根津光儀議員であります。

3月8日、説明員として根津議員に出席をいただき、また農林課長も同席をいただき、審査を行いました。

まず、平成26年の豪雪被害が、県内で約1万4,000棟のハウスが被害を受け、本町でも壊滅的な被害はまだ記憶に新しいところであります。これについては群馬県経営体育成事業により復元がほぼ完了しておりますが、近年の異常気象により再び倒壊することにより、経営破綻は必定であります。

有志農家の皆さんの研究によりまして、比較的安価で簡易な工事により、1メートルぐらいの積雪に耐えられる。また、町の平均的な大きさのハウスでの施工は、大人2人で1日ぐらいで完成するとの説明を受けました。この施工によりまして竜巻や突風被害も効果が期待されるとのことで、施工したハウス内の写真も提示をしていただきました。

委員からも、期待できる施工であるとの意見が出されました。

農林課長から、町独自の事業化は現在のところ困難であるので、県の補助事業の創設を願いたいとの意見も出され、また郡内の各町村の議会に対しても同様な要請をしていくとのこ

とであります。

当委員会として、補強工事の重要性が広報され普及することを願い、本意見書の提出をすべきと全会一致で判断をし、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は採択とすることに決定いたしました。

平成27年陳情第10号 陳情書（旧太田中学校の活用について）を議題といたします。

本件については、昨年12月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、審査結果の報告を申し上げます。

ただいま議長のほうからお話がありましたように、昨年12月定例会において継続審査となっておりました陳情10号、旧太田中の活用についての陳情であります。

提出者は、太田地区区長代表入江勝郎さん外4名であります。

総務課長さんも同席をいただき、3月8日、審査を行いました。説明員として、代表の入江さん、茂手木さん、小山さん、齊藤さんの出席をいただきました。

説明員の方々より、上信自動車道の開通により利便性も向上し、役場庁舎を旧太田中にと、さまざまな言葉で熱い思いが語られました。また、上信自動車道の開通により、太田地区に企業誘致も可能である、また将来的にも太田地区は人口増が望め、住宅の着工数も他地区よりも多く、太田地区に住みたいと希望している人も多いと聞いている。原町の中心市街地からもそう遠くなく、町民の利便性も低下はしないと考える。町で現在考えている温泉センターよりも平たんで、なお駐車場も広い、使い勝手のよい庁舎になるのではないかな等の強い要望が出されました。

総務課長より、今までの経過と今後の計画について説明をいただきました。庁舎建設については、旧太田中も含め他の複数の候補地の検討をした結果、温泉センターが適地であると判断し、平成27年度に塩崎設計に調査を依頼し、庁舎として活用できるという調査結果を受け、今後進めていく予定であるとの報告を受けました。

委員会として、町執行部が温泉センターを庁舎として活用する方向で、調査、設計を実施していく方向性を示していることから、陳情の趣旨は理解できるものの、採択をするということは、今後混乱が生じてしまうという観点から、多数決で不採択とするものと決しました。

なお、今後、温泉センターを庁舎へと改築をする場合は、これまでの経過等を町民に十分に理解していただくためにも、丁寧な説明を求めることを申し添えさせていただいて、報告といたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 余り質問はしたくないんですけども、ちょっと確認の意味でお聞きしたいと思います。

今、委員長の報告ございました。そういった中で、予定候補地の1つであった太田の旧太田中学校、検討されたというような話もありましたけれども、私はいまだに、その太田中がなぜ不向きなのかという説明は、きちっと聞かされていないというふうに私は思っております。

そしてまた、もう一つは、いわびつ荘が新庁舎に適してはいるとは思いますが、決定はされていないような段階の中で委員会として採決をした、これは少し時期尚早だったんじゃないのかなというふうにちょっと思うんですけども、ちょっとその辺、委員長の意見がございましたらお願いしたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） ちょっと待ってください。

ただいまの質問でいわびつ荘とおっしゃったのは、ふれあいの郷の間違いではないかと思  
いますが。

○5番（竹淵博行君） 訂正いたします。そのとおりです。

○議長（一場明夫君） では、そのつもりでお答えいただきたいと思います。

総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） ただいま竹淵議員からご質問がありましたけれども、  
この最後につけ加えさせていただいた文章の中に全てが含まれているというふうに私は解釈  
をしておりますけれども、これまでの経過等を町民に十分に理解していただくためにもとい  
うことで、全てが含まれていると私は思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

竹淵議員、よろしいですか。

5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ありがとうございます。

意見として申し上げたいと思いますけれども、太田の代表する面々からの陳情が出されて、  
やはり太田地区の代表の方々の思い、こういったものが陳情の文書等でやはり伝わってくる  
わけでございます。

どうであれ、太田中学校が何でだめなのかということをやはり明確に示していただいて、  
そして、より適地に庁舎を建設すべきだというふうに思います。委員長の答弁は結構ござ  
いますけれども、私の意見として申し述べておきたいと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 今、委員長報告の中で、全体で、総論としてお話をさせていただ  
いたんですけれども、多分、各委員さんの、不採択になる過程の中で、いろんな意見が多分あ  
ったと思うんですけれども、その辺の各委員さんの意見というものを、今、このところでお話、  
報告していただければありがたいんですけれども。こういった意見があったと。多分全会一  
致ではないですよ、今の説明の中で全会一致という言葉は出ませんでしたもんね。全会一  
致で不採択となりましたということではなかったと思ったものですから、その辺の、それぞ  
れの委員さんの、各7人、委員長は除いて6人の方の意見をここで発表していただければあ

りがたいんですが、お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） 須崎議員のご質問ですけれども、確かに多数決で不採択と申しあげましたけれども、不採択とすると言われた方が4名で、あとは採択が1名、それと継続が1名だったかと思うんですけれども、その中の意見等を集約しますと、やはり役場庁舎は原町に置くべきだというような意見の方もいらっしゃいましたし、いずれにいたしましても、要するに原町に置くべきという意見が多くて、4名という形になったかと思われまますけれども。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 再度お聞きしますけれども、今のお話の中で、採択というふうなことの意見を述べられた委員さんもおられたということなのですが、その採択の理由等について報告していただければと思います。

○議長（一場明夫君） 総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） その理由につきましては、先ほど申しあげましたように、原町地区に庁舎を置くべきだということだと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 不採択の理由を聞いていると思います……。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） 不採択の理由は、やはり……、太田地区は確かに利便性は向上するであろう、あるけれども、やはり今の町の執行部の考えというのが、方向で進んでいるとすれば、やはりこの陳情については、採択ということには混乱が生じてしまうというようなことで、そういう意見だと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 委員長、採択の理由を聞いているみたいですが、採択の意見を申しあげた人の理由だと思います、すみません。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） 不じゃなくて、採択ですか。

（「1人の」と呼ぶ者あり）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それはやはり、12月の議会にも同じ陳情が出され、その内容については、やはりそういう方向で私は進むべきではないかという考え方で、採択という意見だったと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） それと、継続というような、慎重にもう少し継続して審議すべきで

はないかというようなご意見を申し上げた委員さんはおられなかったのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） そうですね、継続に、今の進んでいる、温泉センターとして進んでいるんだけど、やはり決定がまだ出ているわけではないので、継続で審査をするべきという判断で継続を入れたんだと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 最後になりますけれども、この陳情者を見ますと、太田地区全町民の、住民の方が対象みたいな形がするんですが、というのは区長会長連名ですので。そういったことに対するその重みに対して、委員さんの中で、これは非常に太田地区の住民の皆さんの気持ちをやっぱり察したり、またそれも、重みもそうなんですけれども、今、町が進めている部分だけではなくて、温泉センターですね、じゃなくて、太田中がやっぱり最適地なんだというような意見を述べられた委員さんはおられなかったのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） 今のは、旧太田中が最適だからという意見ですか。  
具体的にそういった発言はなかったと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案についてお諮りいたします。  
平成27年陳情10号 陳情書（旧太田中学校の活用について）を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(一場明夫君) そのままお待ちください。

5番、10番、13番起立。

お座りください。

起立少数。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

陳情1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情を議題といたします。

本件については、去る3月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長(竹淵博行君) 陳情1号。それでは、3月7日の本会議で文教厚生常任委員会に付託されました陳情1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情の審査結果についてご報告申し上げます。

3月8日開催の当委員会において、委員全員で陳情書及び参考資料等を参考に審査を行いました。

陳情者の藤本さんは都合によりお見えになりませんでした。委員から、外傷性脳損傷は、けがをした本人はもちろんのこと、家族にとっても大変切実な問題であり、国の機関による対策、支援が急務である等の意見が出されました。

それらを踏まえ、委員会で慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は採択とすることに決定いたしました。

陳情3号 硬式テニスコートへの改修に関する陳情書を議題といたします。

本件については、去る3月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） 陳情3号。それでは、3月7日の本会議で文教厚生常任委員会に付託されました陳情3号 硬式テニスコートへの改修に関する陳情書の審査結果についてご報告申し上げます。

3月8日開催の当委員会に、陳情者の町スポーツ協会会長の綿貫氏、同硬式テニス部長の高橋氏の2名にお越しいただき、意見陳述をお願いいたしました。お二方から、町内の硬式テニス愛好者や、施設に関する実態や、競技人口に応えるだけの設備整備の要望を伺いました。

それらを踏まえ、委員会で慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますよう、よろしくお願います。

なお、審査の過程で、硬式コートの整備については旧岩島中学校に特定せず、地域や費用等を総合的に検討し、早急に進めるべきであるとの意見が一部委員からありましたので、申し添えます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は採択とすることに決定いたしました。

陳情4号 町立中学校の運営についてのアンケート調査実施に関する陳情書を議題といたします。

本件については、去る3月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長(竹淵博行君) 陳情4号。それでは、3月7日の本会議で、文教厚生常任委員会に付託されました陳情4号 町立中学校の運営についてのアンケート調査実施に関する陳情書の審査結果についてご報告申し上げます。

3月8日開催の当委員会において、陳情書を参考に委員全員で審査を行いました。陳情者の方は都合によりお見えになりませんでした。委員からは、中学校が統合1年を迎える中で、学校運営を検証し、今後の教育環境整備のためにもアンケート調査が急務である等の意見が出されました。

それらを踏まえ、委員会で慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、審査の過程で、教育環境の整備のため、遊具を含む施設整備も項目に入れるべきで

あるとの意見が一部委員からありましたので、申し添えます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は採択とすることに決定いたしました。

陳情2号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情を議題といたします。

本件については、去る3月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してあります。総務建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。本件については委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

---

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第40、発委第1号 意見書の提出について（若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） 発委第1号 意見書。若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほどの請願1号の審査結果の中でも報告いたしました、年金額の実質引き下げは深刻な問題を引き起こしており、生存権さえも脅かしております。今回、委員会として発議させていただくのは、お手元に配付のとおり、年金制度は高齢者世代だけでなく、若者、現役世代の将来にとって非常に大切なものであり、最低保障年金制度の早期実現を国に求めるものであります。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第41、発委第2号 意見書の提出について（農業用ハウス耐雪補強工事への県補助制度創設を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、意見書の提出におきましての趣旨を説明させていただきます。

先ほど請願2号ですか、その中でも申し上げましたけれども、やはり農家にとって、平成26年の豪雪で大被害を受け、その結果は、県の補助事業で何とか復元はされたわけですが、再び、現在の異常気象はどんなことが起こるかわかりませんので、倒壊することになれば、経営破綻は必定であること等々を踏まえますと、やはりこの意見書を提出し、県の事業としてお認めいただくためにも、ぜひとも意見書の提出にご賛同をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第42、発委第3号 意見書の提出について（軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） 発委第3号 意見書。軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほどの陳情1号の審査結果の中でもご報告いたしましたが、外傷性脳損傷は、けがをした本人はもちろんのこと、家族にとっても切実なものがあります。今回、委員会として発議させていただくのは、お手元に配付のとおり、それらの現状を踏まえ、早期に国の機関による対策、支援を求めるものであります。議員各位におかれましては趣旨をご理解の上、ご賛同いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（一場明夫君） 日程第43、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） ありません。

○議長（一場明夫君） 文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、文教厚生常任委員会の閉会中の審査、調査についてご報告いたします。

去る1月21日午後1時より役場3階第2委員会室において、教育長、教育課長、保健福祉課長の出席をいただき、所管事務調査を行いました。

調査の内容といたしましては、幼稚園、保育所の運営の今後の運営の考え方、幼・小・中学校給食等のアンケート調査について、学校のいじめに関する現状、怪しい人、侵入者対策、第3子からの保育料無償の現状、条件等、そして東地区学童の新年度の対応等の確認と質疑をさせていただきました。

審査の過程で、第3子からの保育料無償の条件で、第1子が18歳以下であることが、現在の生活環境では高校を卒業し進学するケースが大半であり、経済的にもっと大変であることから、条件の見直しの検討が必要であるとの意見が一部委員からございました。また、その

他さまざまな意見交換ができ、有意義な調査でありました。

以上、文教厚生常任委員会の閉会中の審査、調査の報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 議会運営委員会。

○議会運営委員長（茂木恒二君） ありません。

○議長（一場明夫君） 行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

（行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をいたします。

まずは、当特別委員会として、去る2月4日に議員全員協議会で示された岩櫃ふれあいの郷改修調査報告書を検証すべく、2月24日に現地調査、視察を総務課次長並びに課員による説明のもと行いました。役場庁舎に戻った後は、総務課長出席のもと、現地調査を踏まえての質疑応答を行いました。

委員からは、町民説明の必要から、他施設との比較検討がどの時点で行われたのか、さらに、岩櫃ふれあいの郷を改修調査したことへの経過説明を求める意見が出されたために、次回の当特別委員会に時系列を示しての説明をすることなどを求めました。

委員から出された旧太田中学校跡地の現地調査を行う件に関しては、各委員の同意がなされなかったことから行わないことと決めました。

定例会中の当特別委員会は、3月11日、第1、第2委員会室において、町長、副町長、総務課長、企画課長出席のもと委員会を開催いたしました。

初めは、当委員会に付託されている調査事項の行財政改革推進に関することで、東吾妻町行財政改革推進プラン実施計画27年度進捗状況の資料説明を企画課長に求め、説明後、各委員による質疑応答を行いました。

主な質疑応答では、財政改革のスピードを上げるため、抜本的な発想の転換なくして健全化は絶望的で、このままでは100億円を超す町債残高がなくなるまでには200年かかり、将来世代に負担を残すことへの危機が指摘されました。

榛名吾妻荘の経営は失敗であったかの指摘に対して、最後までかみ合う議論にはなりませんでした。

28年度から始まる人事評価制度では、職員のモチベーションを考慮することを求める意見が出されております。

次に、庁舎建設に関しては、総務課長より庁舎建設化問題のこれまでの流れをつかむための時系列の説明がなされました。23年5月から検討に入り、7カ所選定の後、3カ所ぐらいに絞り込みした時点で、東支所や太田中学校跡地は、立地条件等で外されたとの説明がありました。

各委員からの改修調査報告について適当かどうかの意見集約では、財政的な判断として、毎年5,000万円もの一般会計からの持ち出しの解消、全町的に見て、町民の利便性や災害を勘案しての緊急性と、合併特例債との関係などを考慮して、この報告書は適当との発言が出されました。しかし、全員の委員から同意があったわけではありません。

ただし、当特別委員会は、平成21年5月に特別委員会として行財政改革推進特別委員会の検討結果に基づき指摘された事項に対し、早急に改善や対応措置を講じることを求める決議を決議しております。その中では、岩櫃ふれあいの郷については、温泉センターを廃止し、他に転用することを求めていることも考慮し、おおむねこの報告書は適当であると、当特別委員会は判断いたしました。

なお、各委員から注文としては、温泉センターや健康増進施設利用者の理解を得ることや、進入路と駐車場の問題、そして、行財政推進本部が決めたことが決定だとする強引なやり方が目につくことから、町民理解のために丁寧な説明を行っていくことを求める意見が多く出されたことを報告いたします。

今後も問題点が生じることが考えられることから、委員各位で全町を通じて調査、検討することといたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（一場明夫君）　八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会。

八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長。

（八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長　根津光儀君　登壇）

○八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長（根津光儀君）　八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会より報告いたします。

今定例会までの閉会中の審査（調査）について報告いたします。

平成28年3月2日午後1時より、八ッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会委員7名及び議長の参加を得て現地調査を行いました。国交省八ッ場ダム工事事務所職員、県八ッ場ダム水源地域対策事務所職員、県中之条土木事務所職員、町建設課職員の方々より説明を受けました。調査箇所は大柏木トンネル、骨材プラントヤード、猿橋現場、県道川原畑・大戸線

です。

この調査をもって、会期中10日午前の特別委員会に臨みました。

以上です。

○議長（一場明夫君） 地方創生調査特別委員会。

地方創生調査特別委員長。

（地方創生調査特別委員長 青柳はるみ君 登壇）

○地方創生調査特別委員長（青柳はるみ君） 地方創生調査特別委員会からです。

議会では、住民に一番近い立場から議論を重ねてまいりました。人口減少問題の克服や、成長力の確保に向け取り組むべき実効性のあるものであるとの結論に至ったものを、提言書として本部長である中澤町長に、浦野副委員長とともに提出いたしました。

今委員会では、戦略本部で議会の提言を取り入れた箇所、また取り入れられない理由等を答えていただきました。最終版となる戦略について3カ所訂正を要請して、でき上がったものに対して了承していきました。

以上、地方創生調査特別委員会からです。

○議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員長。

ありますか。

議会広報対策特別委員長。

（議会広報対策特別委員長 山田信行君 登壇）

○議会広報対策特別委員長（山田信行君） 議会広報対策特別委員ですが、再度皆さんにお願いをしたいと思います。

先日もお諮りしたように、議会だよりがリニューアルするということで、41号に向かって今、準備をしています。閉会中も、また開会中14日にも委員会が開かれ確認をされました。手順等、いろいろ問題もあると思いますが、皆さんに再度ご理解をいただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査(調査)事件が決定いたしました。

ここで休憩とします。

再開を午後2時10分とします。

(午後 2時00分)

---

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 2時10分)

---

#### ◎町政一般質問

○議長(一場明夫君) 日程第44、町政一般質問を行います。

---

#### ◇ 根 津 光 儀 君

○議長(一場明夫君) 7番議員、根津光儀議員。

(7番 根津光儀君 登壇)

○7番(根津光儀君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

平成28年第1回定例会において次年度予算が審議され、可決されました。この予算の中にまち・ひと・しごと創生総合戦略にかかわる配慮がどの程度組み込まれていたのか。審議に当たった私ですが、十分に読み解くことができなかったというのが正直な気持ちです。アクションプランの中には、既に取り組んでいることや、28年度で取り組むべきことも多くあり、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、行政の本来業務の延長にあり、行政の意思の再確認という意味合いが強いものであると認識いたしました。

企業誘致の具体策として、コンパクトシティーの実現がうたわれていますが、コンパクト

シティーとはどのような定義でしょうか。郊外型店舗の出店により寂れてしまった旧市街地を復活させるために、郊外への出店を規制し、道路、上下水道の布設利用効率の悪化を防ぐ。そのため旧市街地に人口を回帰させる施策を行うというのがコンパクトシティーの定義と思われれます。広大な平野を有する都市の悩みに起因する概念です。吾妻川に沿った狭小な扇状地を中心とした町並みをよりどころとする我が東吾妻町とはちょっと違うと思います。

原町中心街とはと考えてみますと、国道145号バイパス部分の大型店舗は、郊外型と言えなくはありませんが、旧市街とは極めて近接しており、一体化した機能を担っていると言えます。保育所、幼稚園、学校、警察、消防、役場、公民館、公園、運動場、駅、コンビニ、大規模店、専門店、飲食店、日帰り温泉、寺、教会、神社、医療機関、ガソリンスタンドなどが凝縮されたかわいい町です。この愛すべき中心市街地をさらに発展させ守っていくことが、地方創生の1つの柱であるということを述べて、質問をいたします。

中心市街地づくりと交通手段について。

公共機関集積を中心とした町づくりのプランをお持ちですか。

大規模小売店の存在と機能について、どのように評価していますか。

辺在地域からのアクセス確保について、どのような考えをお持ちですか。

中心市街地の機能停止を防ぐための除雪対策について。

除雪についての基本的考え方を教えてください。

次に、臨時職員のことについてです。

12月の第4回定例会におきまして、109人の臨時職員を雇用しているということをお答えになりました。時給単価800円は、郡内では高位にあるとお答えでした。保育所や幼稚園の正職員数をふやす考えはないとおっしゃいました。若い正規職員も一生懸命やっている、やる気を引き出していきたいとおっしゃいました。

保育所而言えば、正職員の数が15人、臨時の職員が29人、非常勤の所長が3人、実に66%が臨時の職員です。よりよい保育サービスを提供していくためには、66%の方々に頼っていかねばならないのが実情です。この方たちの処遇改善、その問題に真剣に取り組むことは、地方創生にも大きく寄与することと考えます。

そこで、お伺いいたします。

臨時職員の身分と給与について。

臨時職員の仕事ぶりについて、どのように評価していますか。

設定されている任期についてどう考えますか。

職位設定について考えはありますか。

以上質問して、自席に戻ります。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の中心市街地の定義でございますが、中心市街地の活性化に関する法律によれば、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在としている市町村の中心としての役割を果たしている市街地であることと定められております。

これを本町に当てはめてみれば、原町と太田地区の一部、770ヘクタールを都市計画区域の範囲に定め、これまでさまざまな施策に取り組んでまいりましたが、住宅地や商業地等が既に集積している群馬原町駅周辺に都市機能を集約させるほか、土地利用の整序化に向けた取り組みが必要であると都市づくりの課題も示されており、マスタープランの作成を検討しているところでございます。

なお、町総合計画第2章、社会基盤の整備、「安全で暮らしやすさが響くまち」において、中心市街地に関連する施策の展開を掲げ、取り組みを進めているところでありますが、あわせて地方創生に係る総合戦略において、雇用の創出と、住環境や生活利便性の向上を図る取り組みとして、今後コンパクトシティーの推進を検討してまいります。

次に、大規模小売店の存在と機能についての評価でございますが、大規模小売店舗は地域密着型の産業である小売業という事業特性があり、品ぞろえや接客対応、商品知識も高いことから、地域住民にとって日常生活に欠かせない存在と評価しております。また、町民の雇用も創出をされ、法人町民税を初めとする税収がふえるなど、町にとって成果があると考えております。特に原町バイパス沿線には外部資本による大型小売店が出店し、町内はもちろん、近隣町村からの集客が高まり、町内における購買力の拡大につながっております。

一方、地域の顔とも言える商店街はかつてのにぎわいが失われ、個人商店においては、消費者の管外流出や後継者不足もあって、空き店舗の増加といった環境にございます。このような現状の中、商店街のにぎわいの創出や商業の活性化のため、空き店舗利活用支援事業を創設をしたところでございます。

この制度を活用した店舗が原町駅前に最近オープンをいたしました。大規模小売店に集客された大勢の皆さんは町の財産でもありますので、こうした人たちが旧来の商店街に流れる

ような仕組みづくりが重要とっております。空き店舗利活用支援事業の利活用を推進し、町と商工会、商工業者が連携する中、商店街の魅力づくりや、大規模小売店と個人商店との調和のとれた地域づくりが図れるよう検討してまいります。

次に、辺在地域からのアクセス確保についてでございます。

議員ご指摘の辺在地域とは、本町において原町、太田地区の一部を除く他の地域のことと理解をいたしております。その上で、いわゆる中心市街地へ町民が赴くためのアクセス確保について、どのような考えを持っているのかということだと思われまます。

中心市街地は、本町の区域面積の中に占める割合は少ないものの、官公庁や鉄道駅、病院、商店、工場など、町民生活に欠かせない中枢機能を備えた町の核であり、人の流れが集中するエリアとして、その基盤整備に努める必要があると考えております。

しかしながら、本町の広大な区域面積を考えれば、中心市街地以外の地域へも当然のことながら目を向け、さまざまな施策を展開していかなければならないと常に考えておるところでございます。このことは先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、総合計画で掲げる町づくりの基本目標の1つ、社会基盤の整備の構想や計画のとおりでございます。道路整備の推進や公共交通体系の強化が重要であり、この取り組みの実現には引き続き努力してまいりたいと考えております。

また、中山間地域である東吾妻町において、将来にわたり、それぞれの地域に町民が暮らし続けることができるよう、地域の生活や仕事を支えるための体制づくりや活動、交流拠点の強化、生活サービス機能の確保、中心市街地との交通ネットワークの形成など、利便性の高い町づくりを今後も進めていくことが大切であると考えております。

2点目の除雪についての基本的考え方でございますが、最初に、平成26年2月の記録的豪雪を経験し、4点の改善を実施いたしました。

1つ目は、降雪量の把握であります。豪雪の際には、職員が現地に出向いて実際の降雪量を把握し切れないため、除雪路線の判断がおくれたことから、昨年度から役場職員の協力を得て、大字ごとに連絡員を1名配備し、閉庁日に10センチ以上の降雪の際に宿日直に報告し、各地区の降雪量を取りまとめる体制を整えております。この報告をもとに、詳細な状況把握が必要な場合は、行政区長に聞き取りを実施することといたしました。

2つ目は、緊急車両の出動に関する対応であります。生命にかかわる救急車や消防自動車が大雪の際に出動できないのでは、重大な問題となることから、東部消防署の庭の部分の除雪について、中之条土木事務所の協力を得て、県道除雪の受託建設会社が最低限の除雪を

実施をしてくれることとなりました。

3つ目は、医療機関への対応です。原町赤十字病院は、本町はもとより吾妻郡の中核的病院であり、豪雪といっても緊急患者の受け入れができないのでは大問題であることから、2年前にも実施した緊急車両の出入りの確保を実施することを協議し、依頼を受け、対応することとなっております。

4つ目は、中之条土木事務所で契約している除雪機械の三者契約です。土木事務所で管理する国・県道の除雪が済んだ後に、町道の除雪を依頼するため、ロータリー除雪機を含む除雪機械を受託している町内業者と土木事務所と町で三者契約を結び、町所有の除雪機械の故障や除雪のおくれを取り戻す対応に活用しております。

次に、現在の町の除雪体制についてですが、現在、町で管理している町道の供用総延長は643.5キロメートルであります。この間、主要町道を中心に、10センチ以上の降雪の際に除雪を実施している路線は40路線で、延長は95.5キロメートルであります。全延長に対する町の除雪割合は15%となっております。実施形態では町有除雪用機械のグレーダーと4トンダンプ及び町内8社の建設会社等に委託し、除雪を実施しております。

近年は1回の降雪量の増加と湿雪が多いため、1回の除雪後の降雪や除雪機械の能力不足等により輪堀ができてしまったり、アイスバーンになるなど、二、三回の除雪を行う路線も多く、指定路線でも1週間程度かかる状況であります。来年度以降の除雪体制につきましては、スクールバス運行路線などを指定路線としたり、委託方法などの見直しを現在検討しております。

なお、降雪の際には多くの地域住民の方や企業の方の協力を得て進めておりますが、いずれにいたしましても、全ての町道を町が除雪することは、機械、人の両面から不可能なことから、今後も地域の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

3点目の臨時職員の身分と給与についての臨時職員の仕事ぶりにつきましては、各職場ごとに与えられた業務について、支障を来すことなく適正に遂行していると認識しております。

また、地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度が導入されます。臨時職員につきましては、勤務時間が週29時間以上の臨時職員も評価の対象に含めて実施いたしますので、今後は人事評価の結果についても活用し、人材育成等につなげていきたいと考えております。

次に、臨時職員の任期についてでございますが、地方公務員法第22条の規定により任用しております。

次に、職位設定についての考えはでございますが、臨時職員の業務は臨時的、補助的な内容が主なものでございますので、職位の設定をする考えはございません。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） お答えありがとうございます。

まず、中心市街地のことについて意見を交わしていきたいと思いますが、この私たちの東吾妻町の中心部分、町長、今おっしゃいました770ヘクタールというふうなことですけれども、本当にコンパクトにまとまっていて、恐らく他の町村ではこんなうまいぐあいに町づくりができていけないと思うんですね。ここは本当に昔からの人たちの努力もあって、そしてもう一つ、地理的にもよかったんだと思います。期待される吾妻大橋がそこでかかるとすれば、吾妻川右岸の工場群とも極めて密接になってきますし、そういった意味で非常に他に例のない、かわいらしい町だなと私は思っています。

町長はこれからマスタープランをつくっていくというようなお答えでしたけれども、本当に、たまたまうまくこういうふうに来たのかもしれない、努力もあったのかもしれない。こういった流れを逃さないようにやっていただきたいと思うんですけれども、その中の1つ、まず私たちのこの行政の側のところの部分で言いますと、今、庁舎を移転するという話が出ています。この庁舎移転の中に手狭になった保健センターの設置のことは、あの図面の中には載っていませんでした。恐らくそれだけの余裕がない建物なのかなというふうに私も思っておりますし、できれば、中央公民館が老朽化している、その建設とあわせて保健センターももう少し使いやすいものにしていただけたらいいなと思うんですけれども、町長は、これからマスタープランをつくるという中の1つに、そういったことも考えていかれるでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの保健センターでございますけれども、今度の庁舎移転の中には、現在は入っておらないのでございます。これにつきましては、今、議員がおっしゃったような、隣接する中央公民館敷地等の利用等も含みながら、あるいは県の八ッ場ダムの事務所がございまして、こういうものも将来的には県が撤退をしていくものでございますので、そういった施設。ほかにも町有地がございまして、そういうものを考えながら、適地に保健センターも、町民の皆様がご利用しやすい場所に設置をするということが基本的な考えでございます。今後とも検討を進めてまいります。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） お話を聞くと、今、具体的には考えもつかないというような感じなんですけれども、ぜひ早い段階でこういったことも考えていかないと、ダムの事務所があくのなんてもうあと数年なんですですから、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

それから、もう一つ、吾高が県の土地ですけれども、統廃合の中で、この土地がどういふふうになってくるかというのは、私たちの町にとっても非常に大きい問題だと思うんですけれども、そちらへ警察署を誘致しようというようなお考えはおありですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 吾妻高校につきましては、高校の統合ということで、あいた土地になるということでございます。この跡地利用につきましても今後、これは県有地で現在ございますので、群馬県と東吾妻町でお互いに協議をする、吾妻高校跡地の検討委員会というふうなものを立ち上げて、跡地利用について協議、検討してまいりたいと思っております。

また、お話に出ました吾妻警察署につきましては、県内でも一番古い警察署の建物になったということでございます。何か高崎の北署というのが新設になるということでございまして、その北署を建設した後に吾妻警察署の順番ではないかというふうな観測も聞いておるところでございますが、まだそこら辺のところははっきりいたしません。

いずれにいたしましても、今の吾妻警察署の敷地では、ちょっと問題があるのではないかな。また交通上、もっと立地上便利な場所がいいのではないかなという考えもありますので、これにつきましても引き続き検討してまいります。また警察署の皆さんと、またそういうお話ができるようであれば、お話をしてまいりたいと思います。

何しろ町の警察署ではございませんので、群馬県警察でございますので、なかなか協議の場所も難しいものがありますけれども、今後も努力をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） ぜひ、ダム事務所の用地、それは町の土地でしょうし、そういったことも含めて検討していただけたら、警察署の問題もいいのかなと思いますし、それから、何よりも吾高跡地の協議が始まるということでありますれば、ぜひ私たちのほうにもつないでいただきたいと思います。

それから、この町、とてもすばらしい町だと思うんですけれども、マイカーがなくては、辺在地からこの中心市街にアクセスできないということがあります。町長はネットワーク化ということをおっしゃいましたけれども、非常に難しい問題だと思います。昨日、企画課の

方とお話もしましたけれども、バス、あるいは公共交通機関になりますと、国交省とのいろんなやりとり、それから許認可があって、そうそうすぐには進まない。スクールバスを混乗させるということも形態が違っていると、スクールバスは貸し切りバスで、混乗となれば路線バスだと、もう全然役所のほうの仕組みが違うというような話も伺いました。

そういった中で、マイカーがなくては成り立たないのだから、マイカーがいつまでも使えるような状況、それからもう一つ、その上で路線をしっかりと確保してもらう。一旦路線が、バス路線がなくなれば、復活はもう二度とできないということの中から、現在の湯中子線の運行方法が検討中ということでしたけれども、権田・薬師線ですか、それから大柏木線、そういったものも今後検討していただきたいと思いますけれども、その辺の、より利便性の高い路線づくりにぜひ動いてほしいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の、東吾妻町はもう車社会でございまして、車がなければ移動できないという状況にあるのでございます。そんな点でバス路線も重要なものでございまして、常に住民の皆様にご利用しやすいバス路線ということで、検討を重ねておりますけれども、今回も湯中子線におきましてルートの変更や、またルートを延長するような方向でございまして、そのようなことを行いまして、町民の皆様にご利用しやすいバス路線を続けてまいりたいと思っておりますのでございます。

また、マイカーにつきましても、お年寄りがマイカーを運転するというところで、危険性もあることではございますけれども、いずれにいたしましても、交通安全協会等のご助力もいただいで、マイカー利用につきましても、十分に今後とも検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 私の案をちょっと実行してくれという意味ではなく、例えばこんなことはどうでしょうということで申し上げますと、例えば路線バスの駐車場のところに用地を確保していただいて、シルバーカーでそこまで自宅から行けるような配慮をしてもらうと、路線バスの利用も多くなってくるのかな、あるいはそうなれば、本当にマイカーを手放した人にとって便利になるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のご提案でございます。これは、いわゆるJRの鉄道駅に駐車場を設けて、それで車で駅まで行って、目的地まで電車で行くというふうなパークアンドライ

ドという方式だと思えますけれども、そのバス版だということだと思えます。そのようなことも考えられるというふうに思えます。

今後、用地の問題等がございますけれども、用地が確保できて、そして利用の多いバスの停留所等で考えられればと思えますので、検討してまいりたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 今の検討というお言葉、いい意味でいただきましたので、ぜひよろしくをお願いします。

それから次に、除雪の問題についてお話を伺いたいと思えますけれども、私は建設課の方とお話ししました。そして今、町長からもお話を伺って、広大な面積、長い路線、600キロ以上の路線の中で、じゃどうするのかということで、やはりこの町の中心部の機能が停止しないような除雪の仕方が大切だと思えます。複数の町有の除雪の機械を所有して、役場から出動するというようなことをすれば、まずこの中心市街地の機能が保たれる。それがあってこそその辺地路線になってくるんだと思えますが、その辺はお考えいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 2年前の豪雪、大変に、町といたしましても、町民の皆様としても、大変大きな被害が出たということでございます。今後もこういうものが想定をされるのでございまして、それに備えて、議員がおっしゃるような、中心市街地の除雪につきましても、今後方策を考えてまいりたいと思えます。雪は本当に町全体の機能停止をさせてしまうものでございますので、十分に今後とも対策を考えてまいりたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 私がこう申しますのは、実は先日の1月18日、20日にかけての雪の際にも、役場の周辺が一番除雪状況が悪いように感じてしまったというのがあります。議員駐車場もかいてありませんし、私たちが一生懸命やればよかったのかもしれないけれども。それから、日赤の話が出ました。日赤については、町で除雪を手伝ってやるというようなことでしたけれども、同じように大切な病院が役場のすぐ前にありますよね、くりはら先生。ここ、必ず行くんですね。お年寄りの方、それから腎臓に障害のある方は行かなきゃならない病院です。こういったところも、個別の病院についても、入り口について確保してもらおうというようなことが大切だと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 役場周辺というふうなことをおっしゃられまして、雪の朝は職員が総

出でかいております。そこで手が回らない部分もあるのかと思いますけれども、そういうところも今後は逐次見直して除雪ができればと、そういうふうに通雪するようにしてまいりたいと思います。

また、日赤につきましては、日赤自体で建設会社等に依頼をして、通雪をしているということでございます。また、日赤に行きます町道につきましては、町のほうで優先的に今回も通雪したということを記憶しております。また、日赤以外の病院、町民にとって大変大事な施設でございますので、今後も通雪等につきましては、しっかりと通雪区域というふうなものを設定できるかどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 私は、話変わりますけれども、榛名吾妻荘を手放すのは非常に惜しかった。退席させてもらった、採決のとき。あのときの売却価格が1億99万円ですか、そのお金って、あのことはなかったと思って、ここに通雪機の購入であるとか通雪体制、それからこの町へのアクセスのための交通のところに集中して使ってもらおうというようなことはできませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員さんの1つのご提案でございますけれども、今後はそういうことも頭に入れて、協議、検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） それと、地域の方の協力がないと、どうしても集落内の町道は通雪することができません。ここで大きな問題が、農耕用のトラクターを使うということになります。現在、農耕用のトラクターの自賠償という、自動車損害賠償責任保険という仕組みはなくなっています。任意保険のみです。これは農協の任意保険で9,400円程度ですけれども、そういったものであるとか、それから、4輪にチェーンをきちっと巻かないと非常に危険だという思いが私はしています。そういったチェーンや保険に対する補助というようなことはできないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私どもがなかなか気づかない点まで調べていただいて、またご提案をいただいたのでございます。そういうことも十分に今後検討いたしまして、通雪体制の確立に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 次に、臨時職員の処遇のことについてお伺いします。

任用期間なんですけれども、現在6カ月でやっていますけれども、これを1年に延ばすことはできませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 雇用期間につきましては、基本的に6カ月以内ということでございます。これにつきましては地公法の規定に基づいておりますので、現在のところ6カ月以内ということでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 地方公務員法の中でも、1年でも構わないというようになっていると思いますけれども、その辺、ぜひ確認していただいて、1年でも可能であるなら1年にしてほしいと思います。26年7月4日に出ました総務省自治行政局公務員部長からの通達の中には、臨時の者であっても1年が可能であるように書かれていますけれども。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 基本的に6カ月を超えない範囲で雇用いたしまして、そして、それを更新することができるわけですが、それを更新するにも6カ月を超えない範囲ということで、1年というものでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） ここで同じことを繰り返せないで、ぜひちょっとそちら、町長のほうも勉強していただきたいと思います。

それから、実は岩櫃ふれあいの郷の職員の制度の中には、臨時職員であっても月給制の人もいます。月給制の人も臨時で、時間給でスタートして月給制になって、月給額で16万5,000円、それから経験を踏んで、現在一番多い金額の方で17万1,000円というふうに、金額は上がっています。これは明らかに職位がある、要するに全くの臨時的な扱いではなく、経験を積みば技能や、それから知識が上がるということで上げているんだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 職位ということではおっしゃってありますが、私どもは、今の言われた給料が経験上から違ってくるといえるものは、職位とは考えておりません。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） それから、もう一つ、町の給与条例の22条、臨時職員の規定の中には、

月給で20万円、日当で1万円、そして時給で1,250円までを支払うことができると、これは町長が決めるというふうに書いてありますが、いかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご指摘のとおりでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） そうであるならば、例えば保育所の保母さんのような方、当然同じ人を、66%ですよ、正職に比べて臨時職の割合が。当然、その人がいなければ保育所が運営できないのがわかっていて臨時なんですから、これはその処遇について改善していくべきだと私は思いますが、いかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 臨時職員の方のその家庭の状況等もありまして、勤務時間が半日しかできないとか、午前中とか午後とか、そういう希望に基づいておりますので、それによりましてそういった違いが出てくるんだということでございます。

○議長（一場明夫君） 所定の時間が過ぎました。

以上で根津議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 山 田 信 行 君

○議長（一場明夫君） 続いて、9番議員、山田信行議員。

（9番 山田信行君 登壇）

○9番（山田信行君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

東吾妻町の地域支え合い活動と行政の対応ということで、町長にお聞きしたいと思います。

当町には、行政区分けとして、また住民組織として、現在127の区数に区長を置き、町政の円滑な運営及び町民生活の利便性の推進を図っているというところであります。

少子高齢化、雇用の不安定、そんな中で地域における福祉のあり方を考えた場合、公的な福祉サービスの整備、充実を図るとともに、地域で支援を求めている人々に住民が気づき、住民みずからが地域の生活等の課題を考え、その対応に向けて動いていくような支え合いの地域づくりを進めていく必要があると考えます。

そこで、町長に4つについてお考えを質問させていただきます。

行政として、災害時をも視野に入れた平常時からの支え合いが必要な要支援者の情報把握はしているのか。

行政と地域、ボランティアの方々が情報を把握し、単身高齢者、高齢者世帯の情報をどのように活用しているか。これらの経過報告などを自主的に行っているか。

要援護者を含め、把握した後の名簿作成や、行政から地域住民への見守り、支え合い等のマニュアルなどの働きかけは考えておられるのか。

地域によってもかなり異なると思いますが、将来的にも現在のこの形態を維持していけるのか、いくのか。

4つについて質問をさせていただきます。

自席に戻り、続けさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 質疑の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後3時10分とします

（午後 3時01分）

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 3時10分）

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、町政一般質問を行います。

山田議員の質問に対し、町長の答弁をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の要援護者の情報を把握しているかについてでございますが、東日本大震災を踏まえ、国におきましては、平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布されました。この法改正では、大規模広域災害に対する即応力の強化や、住民の円滑かつ安全な避

難確保、また被災者保護対策の改善などが規定され、当町では平成27年3月に町の地域防災計画を修正したところでございます。この地域防災計画に位置づけされております要配慮者安全確保計画の中では、要配慮者のうち、特に支援を必要とする避難行動要支援者名簿を作成することとしております。

当町ではことし1月に、障害者や要介護者など一定の要件に該当する方を避難行動要支援者名簿として、625人の名簿を作成をいたしました。この名簿につきましては、役場内部の関係組織内におきまして平常時から情報共有を図り、定期的に更新していく予定でおります。また災害発生時や、災害が発生するおそれがある場合は、警察や消防などの外部機関に対しても情報提供することが可能とされております。

また、地域におかれましては、地域住民の皆様を初め、自主防災施設の支援や防災知識の普及、あるいは避難場所の周知など、平常時からの防災啓発活動が重要であると考えております。

2点目の高齢者世帯の情報についてですが、町では毎年6月に民生児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、寝たきり高齢者の調査を実施しております。調査結果につきましては名簿調製の上、関係機関において保有しております。特に緊急時や有事の際は、親族等の連絡先を調べる手段として有効に活用しております。

また、昨年6月には、住みなれた地域で安心して暮らすことができる地域づくりといたしまして、町内の新聞販売所や、生活協同組合コープ群馬などの事業所や、吾妻警察署と協定を結びまして、地域見守り支援事業を展開しております。この事業は、各協定事業者が地域において異変などに気づいたときに、町に直接通報をしていただき、速やかに対応、支援活動を行う事業でございます。

3点目の見守り、支え合いについてですが、地域において互いに支え合うことが必要不可欠ではありますが、昨今におきましては、地域におけるつき合いが希薄化する中、社会問題となっております孤独死の問題や、認知症の方の徘徊、また子供や高齢者、障害者など、社会的弱者に対する虐待など、さまざまな立場から重層的な見守りが必要とされております。

4点目の現在の区の形態を維持していけるのかでございますが、町内には200世帯を超える区から数世帯の区までその規模に大きな開きがございます。山間部などの数世帯の区においては、将来的には地域の支え合いを維持していくことは困難が生じると推察をされます。そのため町といたしましても、地域で支え合っているような規模に向けて、統合を推進していく必要があります。

しかし、行政区の変更については、当然ながら、その住民の合意形成がなされていることが前提となりますので、区の意見等を尊重し、積極的に助言や協力を行い、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 明確な回答をいただきまして、ありがとうございます。行政の認識がはっきりとわかったような気がいたします。

3.11、未曾有の災害で丸5年が経ちました。先日、防災無線でも、黙禱ということで呼びかけていただきました。私たち地域も黙禱させていただきまして、その際、たまたま集まった方々が6名ぐらいおられたので、いい機会なのでちょっと話そうかということで、話もさせていただきました。

やはり地域の皆さんが、コミュニティーとは地域の皆さんが笑顔で暮らせる元気な地域づくりが必要だと、そんな思いを持って、地域をよりよくするために活動する住民同士のつながりや集まりがあるべきだと。特に区長を中心として、また自治会や地域コミュニティーの中心的な存在として、関係団体と協力しながら、安心・安全、教育、文化、地域の防災、防犯、環境美化や地域の見守りなどを含めたさまざまな行動を地域で、みんなで支え合っていかなきゃいけないのじゃないかということで、いろいろと、その後集まって話し合いがされました。

たまたま私たちの班では地域連絡網ということで、本人の緊急連絡、血液型、本人の特徴というものを班長さんが持っているというところまで来ています。やはり地域のコミュニティーというものはかなり必要だと思いますけれども、具体的に行政として、区長なり、これからどんなお願い、啓発活動をしていくのか、お答えできればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 山田議員の地域の皆さんの実情、現状等もお話をいただきまして、まことにありがとうございます。地域のコミュニティーづくりにお互いに考えながら行動しているということでございます。

先日、駅前にオープンしたよってんべえですか、よってんべえの活動なども、地域のコミュニティーづくりに大変適した事業だと、取り組みだと思っております。こういうものも生かして、地域の皆さんがお互いに協力し合って、そして地域で、もしものときにはお互いに

力を尽くして、あわせてその災害に取り組んでいくということができるかと思えます。

今後も地域の皆様のそういった地域づくりのための気持ちを高めるような、そういった町の1つの資料等も皆様にお配りをして、お互いに認識を高め合っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） いろいろ地域が支え合えるということの中で、地域には公民館とか、集落のいろいろ施設がありますけれども、なかなか管理上とか、利便性がいいところばかりじゃないということで、その点、拠点となる、空き家も含めて、町としてそういうような集まれるような場所というのは考えておられますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） コミュニティーの拠点でございますけれども、平均的な集落の区にいたしましては、公民館なり集会所等がその場所になるかと思えます。

ただ、先ほども申し上げましたように、大変多くの皆様がお暮らしの区につきましては、そういうものも手狭になったり、足りなかったりということもあるかと思えます。そういうものにつきましては、今、議員がおっしゃるような、空き家を利用する、そういうことも考えられるかと思えます。また、岩島地区におきましては、地域振興センター等もその1つでございまして、そういうものも使っていただいて、地域の皆様が協力できるような、そういう集まれる場所にしてまいりたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 関連してですけれども、目的型活動組織というNPOとかボランティア団体があちこちで立ち上がっているようです。先ほども町長がお話したように、駅前でNPOが立ち上がり、先日、オープニングセレモニーがあったということで、町長も出席をしていただいたと、大変皆さん喜んでいらっしゃるようです。

それに関連しまして、町通りに蔵があります。皆さん、ご承知だと思いますけれども、この蔵は大変歴史があって、重みのある蔵で、2階づくりということでもあります。群馬銀行の前身の群馬大同銀行というところがつくられて、現在、町が教育委員会の関係の書類をしまっているということで、管理をされているようです。

地域の区としても、またNPOとしても、地域の婦人会としても、拠点として、町が管理しておられる施設等、はっきり言って蔵を開放して、支援の1つとして利用されたいという

希望がありますけれども、その辺、町長、お考えを、言える範囲で結構ですけれども、お願いをしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原町上之町区の町の蔵でございますけれども、今、東吾妻町を見ても、蔵づくりというのはなかなかないのでございまして、あそこにあるだけで非常に貴重なものでございます。ただ、見てみますと、ちょっとかなり傷んでいるような状況もあります。書類を出せば使えるかと思えますけれども、ただ、その補修や、一番心配なのは耐震ですね、町民の皆様が入って何かに使っているときに、地震が来て崩れるというふうなことも考えられますので、そこら辺のところを十分に今後検討、協議しながら、この点については進めてまいりたいと思います。

非常に、蔵づくり、きれいにしておれば、その町の歴史を感じるものでございますので、そういう点につきまして、今後とも十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 前向きなお考えをお聞きいたしました。耐震性ということで心配もありますけれども、その辺をクリアできればありがたいかなというふうに思っています。

ただ、住民の中で、行政とは関係なくと言うと語弊がありますがけれども、地域のご婦人の代表、今、名前が38名の登録をいただいたようでありますけれども、NPOと、また区、2区にまたがった行政区、区長を含めて地域の住民で、これから毎日開放してやっていきたいと。たまたま蔵の横には、皆さんにお世話になって上之町区の会館ができました。それも開放して、ともにあの広いエリアでいろいろやっていきたいということなので、ぜひご理解をいただき、ご支援もいただきたいという、お願いを含めてですけれども、以上で質問を終わります。よろしくをお願いします。

最後に、町長に一言お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の蔵の利用について熱いご意見をいただきました。先ほどお話ししたように、古い建物でございますので、修理、それから耐震性の問題が大きな問題でございますので、こういうものをクリアできるなら、町民の皆様がここを利用して、そしてコミュニティづくりに役立つならばということでございますので、今後十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 以上で山田議員の質問を終わります。

---

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（一場明夫君） 続いて、12番議員、青柳はるみ議員。

（12番 青柳はるみ君 登壇）

○12番（青柳はるみ君） 議長の許可を得ましたので、お時間をいただいて、通告に従い一般質問させていただきます。

私からは、3つの観点に対して質問させていただきます。ネウボラから女性活躍までの支援、また、2番として学習支援、3番として庁舎内の切磋琢磨を、この題に即してさせていただきます。

全国的に幼い子に対する虐待、貧困、親の情緒不安定による事件が多いことは、皆様もご存じだと思います。我が町の実態はどうか。特にひとり親家庭の孤軍奮闘している母親の支援が必要と思います。母親自身の中退などで学習が不足している人、子供の学力不足で貧困の連鎖が続く、また親子ともに学習支援が人生を豊かに暮らせる根底だと思っております。行政からの後押し、また今年度、女性に対する支援に厚生労働省も助成金を用意しています。活用を願いたいと思っています。

ネウボラからの女性活躍まで、その大きな1番の1、産前・産後を支える。

妊娠期、産前・産後サポート事業の充実で、妊産婦を支える当町の取り組みと、さらにサポートできることは何か。

その2、ワンストップ拠点。当町の子育て世代包括支援センターの考えはどうか。

地域における子育て世代の安心感を得るために、専門の相談員を。

子育てするなら東吾妻町を目に見える形の工夫を。

大きな2番、学習支援について。

女性が社会で活躍するための学習支援。

学び直し、高卒認定試験の合格支援。

高等職業訓練、看護、調理師、製菓、保育士など、資格取得支援を。

また、ファイナンシャルプランナーなど、専門化を活用した生活指導を。

学習の中で、子供についての学習支援。

確かな学力を得るための、我が町の考え、施策はどうでしょうか。

学校以外の公民館や、土曜チャレンジをしているほかの町村がありますが、住民、学生ボランティアの力をかりていく考えはありますか。

大きな3番、庁舎内の切磋琢磨を。

役場職員が感じている住民サービスや、業務の中の工夫などを話し合い、発する場を求めます。

以上、大きな3点にわたって質問いたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳はるみ議員のご質問にお答えをいたします。

妊娠、出産包括支援事業の展開については、国が平成32年までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとして示されたものであります。

子育て世代包括支援センターの満たすべき3要件。1、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援すること。2、ワンストップ相談窓口。3、関係機関とのネットワーク構築。切れ目ない支援を確保する機能を持つ仕組みでございます。この3つを掲げております。また、利用者支援事業の母子保健型基本型市町村保健センターの組み合わせは、各市町村が選択できるとされております。

県内では、館林市がコーディネーターとして助産師を1名配置し、館林厚生病院、鈴木助産院と連携している事例があります。郡内でも各町村が今後どのような対応ができるか協議した経緯はあります。しかし、郡内の産婦人科の稼働状況は厳しいものがあり、産科を拠点とした展開は難しいと感じているところであります。また、県内市町村の反応として、包括支援センターの標榜こそありませんが、妊娠期から就学まで一貫して対応できているという認識が大方を占めております。

当町としての取り組みは、1項目めの1点目、妊娠期、産前・産後サポート事業の充実ですが、妊娠期においては、両親学級の開催と家庭訪問。出産後には保健師による新生児訪問、必要に応じて助産師による訪問を実施。子育て支援事業としてラッコクラブ、ピヨピヨクラブ等を実施しております。さらに今後はおむつ等購入費補助により、経済的負担の軽減を図りたいと思います。

2点目の世代包括センターの考えはですが、子ども・子育て世代包括支援センターについては、今後の検討課題ではあります。拠点となる産婦人科、助産所がないため、今すぐの

開設は難しい状況であります。

3点目の専門相談員の配置については、地域で活動している助産師さんの活用が実現可能性として大きいと感じるところでございます。今後検討してまいります。

4点目の目に見える形の工夫というご指摘でございますが、まず子育てしやすい環境の前提として、安心して出産できる状況が確保されること、そして安心して育児できる環境が必要かと思えます。子育てするなら東吾妻町と思えるように、子育て環境の改善に向け努力するとともに、ホームページ等の工夫で魅力を発信できるよう努めていきたいと考えております。

2点目の女性が社会で活躍するための学習支援についてでございますが、女性に限ったことではございませんが、さまざまな理由で学びの達成がかなわなかったり、その機会が得られないなどした義務教育年齢を過ぎた人たちの学び直しや、職業訓練、各種資格取得支援については、関係部署からの情報提供や相談対応と、その財政支援ができるかなども今後検討していきたいと思えます。

また、子供の学習支援につきましては、確かな学力を身につけさせるために、教育委員会としてもマイタウンティーチャーを配置するなど、よりきめ細かな指導ができるよう支援しております。現在、太田地区、坂上地区で放課後子供教室を実施しておりますが、今後ほかの地区でも実施していきたいと考えております。

3項目めの役場職員が感じている住民サービスや、業務中の工夫などを話し合い、発する場をについてですが、真田丸ミーティングチームにおきましては、職員の中から希望者により結成されており、また総合戦略本部の分科会については、各課から職員を選出し、それぞれの立場から意見等を出し合い、反映をしているところです。特にアンダー35分科会につきましては、若手職員により活発な意見が出されていると伺っております。また、定例で行っております課長会議におきましても、各課からの意見が出せる場所であると認識をしております。

今後もこのような意見を出し合える機会を設け、より一層住民サービスの向上等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

ネウボラということで、ネウボラはフィンランドの言葉で、フィンランドが非常に子供の

虐待死亡率が多かったということで、妊娠がわかったときからずっと18歳になるまでアドバイスを受ける場所を設けた。それで今、人口がふえているということで注目されて、日本版ネウボラ、また東吾妻町ネウボラということで、全国で展開されているものなんです、継続的なサービスを積極的に利用するというお母さん方がふえてほしいなと思います。

今、町長のおっしゃったいろんなハッピークラブとか、手厚く子供に接していると思いますが、妊娠期から望まれた出産かどうか、望まれて生まれた子かどうかから始まって、親の非常に精神的な乱れから、かわいそうな子供が出ているのが今、報道されていますが、当町では妊娠が分かった時点で手帳が配られますが、そのときに、そこからずっとその人に添っているのか。

また、今度は赤ちゃんを産んだ後、女性というのは子宮のほうに、子供を育てるために非常にホルモンが赤ちゃんを育てるために行っているわけですが、今度は産んだ途端にホルモンが変わって母乳のほうに行きます。そのときに非常に精神不安定になって、そのとき、今、両親学級をしているとありましたけれども、非常に両親学級というのは大切で、そのときに旦那さんが出産間際のお母さんに対して、非常に手厚く、思いやりをもってわかってあげて、そうしないと、その何十年か後に熟年離婚というのがあるんだという話もあるぐらい、出産の後のホルモンの乱れによって、非常に敏感になっています。ちょっとしたことで非常に情が湧いてきて、よく妊婦さんがちょっとしたものを見て涙している姿をよく目にするんですが、非常にそういうことがあります。

その中で、今度はひとり親家庭ということで、1人でお母さん頑張っている人がいます。当町のそういうお母さんはどのくらいいるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 平成27年度における児童扶養手当受給対象者は、町内で80人です。そのうち多子世帯は26名、子供が2人以上ということですね、26名です。現在はそのような状況になっております。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 1人お母さんで頑張っている方がいます。また、父子家庭もあります。父子家庭では年収が300……、ちょっと確かな数字があったんですが、今、持っていないで三百六十何万円です。それで、お母さん家庭では、平均ですね、全国の平均が181万円だと思います。この2分の1の賃金で子供を育てている。そういうお母さんがやはり当町ではなくて全国平均でいるわけです。

この中で当町としても、そういう支援を80人の方が1人、でも、1人お母さんでも賃金が高い人もいますから、全員ではないと思いますが、対象者が本当に1人で苦しまないように。例えば今、全国的に報道されて、すごい大変悲しむべき、心が痛む事件が子供に対してあるんですが、もし当町でそういうことがあれば非常に、子育てするならということも言えなくなってしまいます。一人一人に添ってもらいたいと思うんです。

今の答弁の中で、いろんな産前産後を支える妊娠前後新生児訪問、ラッコクラブ、助産師とあります。ちょっと観点が町長のお答えと違うところがありまして、産婦人科、助産所がないから地域支援センター開設ができないとありますが、そういう専門家も必要ですけれども、助産師さんが今、当町の中で活躍してもらっています。そういう方を専門家として迎えて、子育て経験のある方、ボランティアの育成をしてもらって、そういう子供の、出産後のお母さんを支える、そんなサポートセンター、包括センターをつくっていただきたいということが目的で、そういう産婦人科とかそこまでは要求していないんです。

子育て経験のあるお母さん方を教育していただいて、サポートできる、そして一人一人の若いお母さんに添ってもらいたい、指導ではなくて添ってもらいたい、そんなことを狙って包括支援センターということを出しています。そこら辺、これからそういうボランティアの教育、またそういう助産師活用していただきたいと思いますが、ちょっと町長と違う観点なので、そこら辺、お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 3点目の専門相談員の配置というところでお答えもいたしましたけれども、今、青柳議員がおっしゃるように、町の中で活躍している助産師さんもいらっしゃるわけですので、そういう皆さんを母親、妊娠期、あるいは産前産後の母親に寄り添わせる、支援をするということの実現の可能性というものは大変大きいとっておりますので、今後十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

支援拠点、一人一人に行政から受けられる支援を、普通は自分で探すのが今までのパターンですが、1つの窓口で利用しやすく、ここは大切なんです、必要なアドバイスを1人にしてあげられる包括支援センターというものが重要だと思います。これから保育所を考えておられますが、保育所の中にそういうものが、保育所、また保健センターとか、子供の集まりやすい、若いお母さんが集まりやすいところにそういうのがあればいいと思います。必要

なアドバイスを受けられるところが窓口1つ、ワンストップということですか、そういうことを願っています。

まず、当町では本年から出産祝い金が支給されて、非常に、こんなことでこんなに喜んでいただけるのかと思うほど、若い夫婦が非常に喜んでいます。それは金額ではなくて、自分たちがこの町に帰ってきて歓迎されているんだという、そういう受け取り方なんだそうです。

それで次の、出産後の、出産前でも、健診とか町のハッピークラブとか、そういうラッコクラブに今度はお母さんたちに来てもらわなければ、子育ての支援のシステムをつくってもなかなか来られません。

それで、この当町の出産お祝い金に当たるのかもしれませんが、その相談事業に来てもらうための育児パッケージと呼ばれる母親手当をしているところがあります。もし、こういうのも可能でしたら参考にさせていただきたいと思いますが、段ボールに衣類や哺乳瓶や赤ちゃんの爪切りや、そのようなグッズを入れて、そういうセンターに来てもらうというきっかけをつくるというものもあるそうです。サポートがあっても来てくれなければ意味がないといって発案されたことですが、いろんな工夫をしていただきたいと思います。

それで、その工夫の中でアンダー35という話がありました。アンダー35の人たちに、やはり子育ての最中のいろんなアンケートもしていただきたいと思います。

ひとり親家庭の話に戻りますが、ひとり親家庭の資格取得の支援の中で、本年度からひとり親の自立の関係で高等職業訓練、今、ほとんどが看護師さんになるための訓練なんです、今までは2年間だけ補助が出たんですが、本年度から3年の補助になりました。その中で奨学金など、月額高等職業訓練に対して、今までは看護師だけだったんですが、それが調理師と製菓ですね、お菓子などにも使えるようになりまして、月額10万円の支給がされる。また就職準備金として20万円の支給がされる。また返還免除もある。このような補助、そういう1人お母さんを支えるものができていますので、このようなものをよく利用していただきたいと思います。

また、貧困ということで、学校をプラットホームとした、全ての子供が集う場で、貧困の対策のプラットホームとして位置づけて、学校における学力保障、進路支援、こんなようなことをしていますので、親子ともども学習支援をしていただきたいし、このような補助金、学習意欲がある方に対して教えてもらいたいと思います。

最後に、町長には議長の許可を得て資料が行っているんですが、ほかの課長さんはまたそれを回して見ていただきたいと思います。最後の問いの役場職員の切磋琢磨をというところ

ろで、ちょっと町長のお答えのような意味合いではなく、現場の職員が業務の中でいろんな工夫できないかということをお話し合っているというのを聞きまして、高崎市役所に聞きに行き、これは太田市役所なんです。

この中で、職員同士でこういうのがいいんじゃないということで話し合っ、これをやっ。それで太田市では何とこれを改善活動実践例表彰式なんていうことがありまして、何とことないんですよ、判こをなくしましたとか、判こをしなくてもいい書類にしましたとか、町民課でこれを、例えば印鑑証明をもらうときは幾らですとか、そうやって旗を立てて、しっかりと費用をもらうようにしましたとか、こうやってここに羅列してあります。こんなような、あと、立ったらすぐ椅子をこういうふうに入れるとか、そんな改善例を現場の職員がやったということで、ここにありますので、参考にさせていただきたいと思いますが、当町では本当に現場の窓口、高い段にあるから非常に苦しめて、心を砕いてやっていただいています。そういう、課長単位ではなくて、本当に住民に接する現場の職員に対して、町長、そんなものはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 太田市役所の改善の実施例の発表会などの資料もいただきまして、ありがとうございました。

職員間でも、先ほどお話ししましたように、若い職員が集まって検討、協議する場もできてまいりました。町民の皆様にも、東吾妻町役場の対応が非常によくなったと言われるような状況に、こういう職員を指導していきながらつくり上げてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 庁舎建設、庁舎を考えている今の段階から、中の職員のそういう切磋琢磨もお願いしたいと思います。

1つ、非常に感謝申し上げることがあります。それは保健福祉課で、歳が行くにつれて障害が出てしまった園児がいるんですが、その対応について、非常に家族の人権とその子のことと、非常に柔軟な対応を、人格尊重してやっていただきました。非常にありがとうございます。

また、このごろ一人一人の住民の対応に対して、現場に行ってもらうことが非常に多くなったと思います。相談を受ける側から、今度は出かける側になったのかなと思います。非常にうれしいことですので、動きがあって本当にありがたいと思っています。これは感謝申し

上げます。

1つ、この間の中学校の卒業式がありました。ある先生は、最後の宿題、先生の最後の宿題は、みんな幸せになれ、こういうことだと言う人がいました。この中で、中学生までは本当に周りも先生も友達もみんな支援してくれるんですが、18歳になって、18歳以上の子で、町内に、社会に出て崩れちゃって、こんなにも社会に出られない子がいたのかと実感しています。

やはり中学までに、1人じゃないよ、周りにはいっぱい手を差し伸べる人がいるよということを知ってもらうために、中学までの教育が非常に大切だなと思っています。ひとりぼっちでいる町内の若者もいっぱいいます。そういうことのないように、長期に見て、子供たちに未来投資するのは全然もったいないし、どんなに未来投資に、子供たちに教育費かけてもいいなと思っています。

当町の教育費のちょっと計算をしましたら、ちょっと少ないかなとパーセンテージで思いました。この辺も考えて、未来投資ということ、それでその子が虐待やそんなことをする家庭に生まれないように、またつからないように、中学3年までの教育をしっかりとしていきたいと思っていますし、また、その一番初めの部分の母親に対して、一人一人に添ったネウボラをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 町長、最後に答弁はありますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員からのご意見、ありがとうございます。

やはり町の将来を担うのは子供たちでございますので、東吾妻町の子供たちはよい子で、そして立派な子だと言われるような子育てをしていきたいと思っております。あとは子供たちの教育もしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

本当に、かわいそうな子が出てしまったら、どんなことも帳消しになってしまうものですので、本当に真剣に子供のことをやりたいなと思っています。

最後に、目に見える子育て支援をというのは、まだ予算が出る前のことで書かせてもらったものですから、予算を見ましたらこれが、私の求めるものがありまして、公園に遊具をとということです。これはもう見ただけで子供が喜ぶんじゃないか、ただの公園に山があるだけ

でも子供は喜ぶといえます。いろんな、危険とかいろんな観点から、安全面から大変だと思いますが、子供の喜ぶもの、見てすぐ喜ぶもの、これを願っています。

以上です。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 町長、最後の質問の答弁ありますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 新年度予算には公園における遊具の設置というものがございませう。子供たちがこの町で本当に元気に遊んで、そしてすくすくと育っていくよう、これからも取り組んでまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○12番（青柳はるみ君） はい、ありがとうございます。

○議長（一場明夫君） 以上で青柳議員の質問を終わります。

---

#### ◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。なお、次の本会議は3月17日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。本日はこれをもって延会いたします。大変お疲れさまでした。

（午後 3時59分）

平成28年 3 月 17日 (木曜日)

(第 4 号)

## 平成28年東吾妻町議会第1回定例会

### 議事日程(第4号)

平成28年3月17日(木) 午前10時開議

#### 第1 町政一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(14名)

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君
税務課長	丸山和政君	農林課長	松井秀之君
建設課長	高橋修君	上下水道課長	土屋利夫君
会計課長兼 会計管理者	荒木博之君	教育課長	角田豊君

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫

議 会 事 務 局 長  
議 係 水 出 淳

---

◎開議の宣告

- 議長（一場明夫君） おはようございます。連日ご苦労さまです。  
本日も適正な議会運営ができるようご協力をお願いいたします。  
ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

- 議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 

◎町政一般質問

- 議長（一場明夫君） 日程第1、町政一般質問を行います。
- 

◇ 里 見 武 男 君

- 議長（一場明夫君） 2番議員、里見武男議員。  
(2番 里見武男君 登壇)

- 2番（里見武男君） おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回、岩櫃ふれあいの郷温泉センターが東吾妻町役場本庁舎に転用できるか、設計事務所の調査結果が出ましたが、今後の対応と、東吾妻町のスポーツ広場の駐車場不足の対応の2点について質問させていただきます。

まず第一に、岩櫃ふれあいの郷温泉センターを東吾妻町役場本庁舎として転用可能かどうか

か、また庁舎として改修できるか、設計事務所の調査結果の報告書案が出ましたが、結果として、東吾妻町役場本庁舎として、機能的で使いやすく、町民に親しまれる岩櫃城をイメージした外観を維持した理想的な庁舎として活用できるとの調査結果が出ました。私も個人的には、全国的にも珍しいお城の役場庁舎を大いにアピールして、宣伝効果が期待でき、東吾妻町を全国に知ってもらうチャンスとっております。

そこで、もし役場本庁舎が移転可能になった場合、現在営業している温泉センターと健康増進センター及び福祉センターの今後はどうなるか、町長にお聞きします。

温泉センターは、平成26年度は約8万7,500人の人が利用しております。また、健康増進センターでは平成26年度約9,400人、福祉センターは同じく9,000名の人たちが利用しております。温泉センターでは、自分の家のお風呂に入らず、温泉センターを日課にしている人も聞いております。健康増進センターでは運動して汗をかき、温泉に入るパターンの人が多いと思われまます。

そこで、役場本庁舎の移転がもし可能となった場合、これら3施設の今後はどうなるのか、町長の見解を伺います。

次に、東吾妻町スポーツ広場の駐車場不足の対応について伺います。

東吾妻町スポーツ広場は、町のスポーツフェスティバルや地区運動会、野球、ソフト、グラウンドゴルフ、テニス大会とさまざまなイベントに利用されていて、多いときには500名規模の参加人員があります。調査したところ、広場東側Dコート側とテニスコート側及び西側広場を駐車場として利用していますが、大きなイベント時にはとめる場所が足りずに、吾妻川と並行した幅員4メートルの直線道路に駐車して、すれ違いが困難となっております。そこで県大会等が行われるときには他市町村から多くの車が来場します。

そこで、本題に入ります。まず最初に、東側Dコートにおけるソフトボール試合時に、ファースト側にファウルボールとなると、1塁とフェンスの間が狭いためにフェンスの外へボールが出て、駐車場の車に当たることがあり、フェンスを道路側まで広げてほしいとの要望があります。フェンスを広げることにより東側駐車場約15台分がなくなります。

そこで、駐車場対策として、直線道路の東側からテニスコートの駐車場までの約280メートルの吾妻川側に、駐車場として奥行き5メートルぐらいを整地すれば、約60台の駐車が見込まれます。場所が河川敷等で難題はありますが、段階的に可能かどうかお聞きします。

また、関連ですが、広場利用者より、春から秋にかけて多くの人が蚊の被害に遭い、不快になっているとお聞きします。防虫対策の検討も可能かどうか、町長の見解を伺いますので、

よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、里見議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の岩櫃ふれあいの郷改修調査結果につきましては、温泉センターを役場庁舎に転用できるかの調査を行い、この調査結果は、役場庁舎として活用できるというものでありました。この調査結果を受けて、庁舎建設検討委員会及び議会の意見を伺ったところでございまして、現在は、岩櫃ふれあいの郷を役場庁舎に転用することが最優先と考えておりますので、新年度には詳細設計を行うとともに、住民説明会等を行って理解を得たいと考えております。

なお、新庁舎につきましては、住民目線でのサービス提供による手続のワンストップ化や、プッシュ型行政サービスなどを実現する総合窓口サービスにより、1つの窓口で全ての手続が完了できる総合窓口方式を考えております。

また、健康増進センターは町民の方の利用も多いこと、福祉センターは、にこにこひろばが好評であること等を勘案し、設置場所等を検討してまいります。

なお、温泉センターにつきましては、設備等の老朽化が進んでおりますので、温泉そのものの利用も含めて検討してまいりたいと考えております。

2点目のスポーツ広場の駐車場増設整備につきましてはですが、スポーツ広場は河川占用施設であるため、工作物の設置変更等については、河川管理者の許可が必要となります。河川区域内の工作物設置は、必要やむを得ないと認められる場合のみとなっております。現在の河川側への駐車場の増設は、河川の流下断面の減少などから難しいと考えております。駐車場が不足していることは承知をしておりますが、現状では、駐車場が不足した場合には、C、Dコートを駐車場として利用するなど、道路脇に駐車することがないように配慮しているところでございます。

いずれにいたしましても、駐車場の整備を今後検討してまいります。

また、グラウンドに蚊が大量発生しているということでございますが、利用者に気持ちよく施設を利用していただけるよう努めていきたいと考えております。消毒等を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） 行政改革推進プラン実施計画では、平成29年度には改築工事の開始となっており、早期に町民説明会を実施していかないと行政改革推進プランの目標が達成できなくなると思いますので、その辺のスケジュールをお聞きしたいんですが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その件につきましては、新年度には区長会議が開催をされます。そのときに、温泉センター等につきまして説明を行ってまいりたいと思っております。

また、毎年行っております町政懇談会につきましても、ことしは前倒しをして、早目に実施をして、そしてこの庁舎につきまして説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 建設のスケジュールを聞いていたと思いますけれども。

もう一度、町長の答弁をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、スケジュールということでございますけれども、なるべく早目に実施をしていきたいということでございます。28年度予算につきまして、詳細設計等が組まれているわけでございますので、その後、29年度から建設に向けて着実に進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） 代替施設として、小規模な銭湯とか、町民の福利厚生ということで設けられないかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。源泉が33.9度ということで低い温度なんです、加温装置とか、いろいろそういうものが必要になって、経費がかさむと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 温泉センターの跡をですか、近隣住民向けのということでしょうかね。小規模な温泉施設というふうなご質問かと思っておりますけれども、これにつきましても、施設等の建設費用、また維持管理等も十分に試算、検討していきたいと思っておりますけれども、その温泉自体をまたほかの施設に使うというふうなことも考えられるわけでございますので、その点は十分今後検討、模索をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） それと、もう1点なんですが、スポーツ広場の関係なんですが、私も

先日現場へ行きまして、北側の竹林の中に大きいタイヤやら小さいタイヤやら、その中にはもちろん水が入っています。そんなことで、所有者に撤去の依頼とか、あるいはそれがもし無理なら、先ほど町長が言われたように、定期的に消毒ですか、殺虫剤を定期的にまけば、タイヤの中のボウフラ等がいなくなるんじゃないかと思います。行って見て、すごい、タイヤの中に水が結構入ってしまっていて、本当にボウフラの湧く原因だと思われまますので、その辺、対策をよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 蚊についてでございますけれども、タイヤにつきましては、その近くのご関係の方は、年間2回ほどタイヤを主に消毒もしておるということでございます。ただ、周辺環境が竹の林であったり、また、水が湧き出してくるような、そういう湿地の状況もありますので、蚊が出てくる条件はそろっているわけでございます。

タイヤ関係につきましては、今後ともその消毒につきましてご理解をいただいで行っていただくよう要望し、また町といたしましても、最近ではデング熱ですとかいろいろな蚊が媒介する病気も多くありますので、消毒等をしっかりと行ってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） それと、もう1点なんですが、Dコート、先ほどお聞きしたんですが、ファースト側のファウルボールの件なんですが、私も現地へ行きまして、照明設備があるんですが、それをどかして、あとフェンスを移動すれば、ファウルボールがあっても駐車場の車に当たることはないと思うんですが、その辺、どういうふうにお考えかお聞きしたいんですが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その件につきましては、照明といいますか、街路灯だと思います、道路沿いのですね。それにつきましては、動かすことができ、フェンスも移動ができるということでございます。それによって駐車場をほかのところに設けて、そして駐車台数も多くするというところでございますので、今後十分に検討してまいりたいと思います。

○2番（里見武男君） わかりました。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

以上で里見議員の質問を終わります。

◇ 竹 淵 博 行 君

○議長（一場明夫君） 続いて、5番議員、竹淵博行議員。

（5番 竹淵博行君 登壇）

○5番（竹淵博行君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に沿いまして一般質問をさせていただきます。

まず、皆様方のお手元には、タイトルとして平成28年度予算についてということで書いてありますけれども、要旨についてまず述べさせていただきます。

1つ、28年度の予算について、改めてその思いをお聞かせください。

2つ目といたしましては、本定例会において新規目玉事業を示されました。また、地方創生に取り組むためにも、どれをとってみても財源の確保が重要であると思います。自治体において自主財源の確保ができるふるさと納税が有効かつ最善だと思います。当町では、今までの取り組みと今後どのような取り組みをされていくのかお聞かせください。

3つ目といたしましては、地方創生に取り組むため総合戦略を策定したが、それを具現化していくための予算化と財源確保についてどう考えているのかお聞かせください。また、取り組みを進めるためには、アクションプランに対する具体的な実施計画を策定する必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

4つ目といたしまして、障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行されることにより、行政機関では合理的配慮を行う義務が生じ、民間企業でも同等の合理的配慮を行う努力義務が求められています。施設のバリアフリー化を初め、窓口業務における丁寧な説明、社員教育を含むと思いますけれども、行政文書にルビを振るなど、さまざまな対応が必要になるとと思いますが、新年度予算ではどのような処置がなされ、当町ではどのような合理的配慮がなされるのかお聞かせください。

最後になります。教育予算についてお尋ねいたします。

中学校の統合、安全な校舎移転など、ハードの面では予算計上を確認でき、充実しつつありますけれども、学力向上の面ではどのような施策を講じ、予算に反映しているのかお聞かせください。

以上でございます。あとは議席にて質問させていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、竹淵議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の平成28年度予算について、改めてその思いをお聞かせくださいのご質問ですが、平成28年度は東吾妻町版総合戦略を本格的にスタートさせる重要な年でございます。地域の実情に沿った適切な政策目標を達成するために、最少の経費投入で最大の効果を生む最善の方法を十分に吟味して予算を編成いたしました。地域住民と産官学金労言の連携により、戦略に盛り込まれた施策を推し進め、地方創生元年を元気よくスタートしていきたいと考えております。

2点目のふるさと納税の今までの取り組みと今後どのような取り組みをされていくのかのご質問ですが、これまではインターネットを介さないで町独自方式で行っていましたが、平成28年度からは、インターネットを介した寄附金の募集を行い、寄附金に対する返礼品の扱いも、直接、町を介さないで寄附者にお届けできる方法で計画をしております。

3点目の総合戦略を具現化していくための予算化と財源化確保についてのお考えをお聞かせくださいのご質問ですが、普通交付税では、算定基礎となる国勢調査人口が、速報値で平成22年度の前回調査から1,500人ほど減少しており、この減少率は県内で5番目に多い状況でございます。加えて、町村合併による特例措置が終了し、平成28年度から今後5年間で圧縮されるなど、地方の保有財産とされた普通交付税の大幅な減少が懸念されているところでございます。また、歳出面では、公共施設等総合管理計画を策定し、老朽化した施設等の更新、長寿命化を検討するなど、既存継続事業の進捗も重要な課題となっております。

総合戦略の事業展開に当たって地方創生推進交付金を受けて事業化する際には、対象事業に係る地域再生計画を作成し、総理大臣の認定を経て、地域再生法に基づく交付金として受け取ることになります。実施に当たっては、アクションプランと照らし、事業展開に努める考えでございます。

限られた予算の中ではありますが、補助財源等の掘り起こしを行いながら、地方創生が加速できるよう優位な財源の確保に努めてまいります。

4点目の障害者差別解消法に関する質問ですが、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行されます。

議員ご指摘のとおり、国の行政機関、地方公共団体等は、法的義務として障害のある方か

ら何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な、合理的な配慮を行わなければなりません。職員は事務事業を行うに当たり、ふだんから段差や乗り物への乗車に当たっての介助や筆談、読み上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応を行っています。

今般、法律の施行に伴って特別な予算計上はしておりませんが、合理的配慮の提供はさまざまなケースが想定をされますので、今後は法律の趣旨を全職員に啓発するため、研修等で周知徹底をいたしてまいります。

5点目の中学校の学力向上にどのような施策を講じ、予算に反映しているかについてでございますが、生徒の学習をサポートし学力向上を図るため、町費での人的支援を行っております。マイタウンティーチャー、特別支援員等を配置するための予算を統合前の5中学校の合計分より大幅に増額し、よりきめ細かな学習指導ができるような学校の体制づくりに努めております。

また、英語教育充実のために、現在2名任用している英語指導助手を8月から3名配置する計画であり、そのための予算も計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹渕議員。

○5番（竹渕博行君） 答弁ありがとうございます。

まず、28年度の予算について、改めて町長より思いをいただきました。毎回毎回出るようなお話なんですけれども、やはり将来負担比率、26年度決算で84.6%、実質公債費比率が12.8%、決して高い数字ではないというふうに、私は実は思っているんです。大分健全化されてきているということで、非常に評価はしておるんですけれども、県内、郡内でも決して低くない数字でありますので、行財政改革推進プランにもあるように、財政の処置の優位な地方債の活用と財政調整基金等の積み立て等を積極的に行っていただいて、そして借入と、一番ここが問題だと思うんですね。やはり借入と償還のバランス、これを維持し、引き続き改善にぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

2番目のふるさと納税の関係、ご答弁いただきました。これからは、新年度からインターネットを使って、それで多分町内のさまざまな特産品だとか、そういったものをPRして、回覧板でも何日前に拝見させていただきました。そういったものを募集しているようにございます。それはそれでいいんだと思うんですけれども、実は調べてみますと、当町においては、町長もご存じだと思いますけれども、ふるさと納税が始まってから昨年、今年度まで

でも結構なんですけれども、当町において幾らほど集まっていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、将来負担比率等のお話をちょっとさせていただきますが、将来負担比率、平成18年には180%を超えていたわけございまして、現在は80%台に改善をされてきたと。改善率はかなり高いものでございます。県内でも悪いほうのほうですね。ですが、これにつきましては、以前からの影響がなかなか一気に改善できないという状況でございます。今、議員もおっしゃったような基本的な考えを今後も徹底をさせて、これから着実に、地道に、これは進めてまいりたいと思っております。

また、ふるさと納税につきましては、4月から新たなやり方で進めてまいりますが、これにつきましては、4月6日にふるさと納税の返礼品に関する説明会を、ご関係の農産物とか、商工関係の皆さん等に集まっていただきまして、説明会を行うということになっております。今後この制度をうまく利用して、財源をよりいただければというふうに思っております。

また、今までのふるさと納税の金額等につきましては、後にご報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ありがとうございます。

これから一生懸命取り組む、こういった姿勢が見えていますので、それはそれで、ぜひ一生懸命やっていただきたいというふうに思いますけれども、数字は私が持っていますので、平成20年から27年度までの合計305万7,754円です。それは結構ですけども、町長、ここで、やはりこれから一生懸命取り組むというのは結構なんですけれども、ちょっと当町は出してくれたというような考えはございますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ふるさと納税につきましては、総務省の指導等もございまして、その扱いにつきましては、各自治体でその差があるものでございまして、総務省の考え等に沿ってきたわけでございますけれども、今後はそれをより拡大理解しながらということしていくことにいたしました。4月から新たな方法ということでございます。これがいつまで許されていくのかというのは、ちょっと未知数でございますので、これに頼り過ぎるということも危険でございますので、その点につきましては十分配慮しながら、協議しながら進めてまいります。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 今、町長の答弁の中で、これに頼り過ぎると危険である可能性があるようなことを示唆しましたがけれども、何が危険なのかよくわかりません。これをちょっと答弁いただきたいということと、総務省の考え方というのは、私も100%は理解していないのかもしれませんが、昨年の4月より寄附金が倍になっているんですね。そして申告も簡単にできるようになっている。基本的には総務省はあおっているわけですよ。こういったものの財源をぜひ確保して地域創生に役立ててほしいというのが、多分考え方なんだと思われるんですが、その辺、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これに頼り過ぎる云々の話でございますけれども、これにつきましては、これが、常にこういった財源が入ってくるということを常に頭に置きながら事業を進めるということは、危険であるということでございます。

また、総務省につきましては、指導につきましては、返礼品につきましては、余り多くの返礼品を額的にもお返しするというものはいかななものかというふうな指導が来ているものでございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） そういった慎重な考えは考えとして、悪いことではないので、特になんていんですが、現状を見ますと、やはり行政間の競争、こういったものをかなりうたわれているんですね。確かに今、最大多分50%の返礼金というか、商品券というか、そういったものが出されていると思うんですが、例えば、調べてまいりましたけれども、中之条町、平成26年度で2億1,100万円、平成27年度、12月の3月現在で、5億8,600万円。草津町、平成26年1億8,451万円、これは件数もいただいております。2,563件。平成27年度の2月末現在で1万387件、8億5,325万円。そして、3月末までの見込みとして1,500万円ぐらい見込んでおると、トータルで8億6,800万円ぐらいの一応見込みだと。そして前橋市、新聞にも載ってございましたけれども、平成26年度実績が344件で2,760万円強、平成27年度が1,941件、8,400万円、約1億円弱ですね。こういった実績になっております。

こういった中で、お金だけではなくて、商品を還流させる、要するに当町の経済活性化にも十分つながるということで、ぜひ力を入れていただきたいというふうに思っております。

それで、ホームページだけでいいのかというふうに、私は本当は思っているんです。実は、昨年より2倍にもなったと、そうすると調査しますと、そういった効果というものも十分出ているのではないかという調査結果もいただいております。そういった中で、積極的にやら

れていく中で、ふるさと納税、寄附金ですが、こういった手法でやられていくのか、本当にホームページだけのアップでやられていくのか、その辺、違った考えがあればお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほどもお答えをいたしましたように、インターネットで返礼品を選べるというふうな方式で、寄附をしていただける方をふやしてまいりたいということでございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ありがとうございます。

せっかくホームページでそういったようなことをされるんですから、1つは、有料広告をされている自治体もでございます。これは視野に入っているのでしょうか。できれば入れるべきだというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、議員がおっしゃられた有料広告の形態に近いものが当然この中で形成されるというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ぜひそのようなことも視野に入れていただければというふうに思うわけでございます。

そして、町長もご存じのように、当町においては大きな企業、さまざまな企業がございませう。そういった中で、当町の企業に勤めているんだけども当町外に住んでいらっしゃるやっぱり社員の方、役員の方というのが数百名、多分ですよ、おいでになるんだと思います。そういった中で、今回の予算の中でも、企業誘致という言葉には当てはまらないかもしれませんが、町長の英断によって岩井の町道の拡幅、こういったものも前向きに予算化されているわけでございます。

そういった中で、その企業も実態を少しはしたたかに把握していただいて、そして、勤めはうちの町の企業だけれども、住んでいるのは近隣の町村から来ているんだという社員さんに対して、やはりふるさと納税を積極的にやっていただくような、会社にも当然理解してもらわなくてはいけないと思いますけれども、その会社からまた社員さんにもご理解いただけるような、そういったような手法というものも必要なんじゃないかというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のおっしゃるとおり、東吾妻町は大変優良な企業もあるわけでございまして、こういった企業に働きかけて、東吾妻町に対するふるさと納税をさらにふやしていくという取り組みは必要なことというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） そのように、ぜひ取り組まれたらよろしいかというふうに思うわけでございます。

そしてまた、優秀な職員が十何名ですか、この3月いっぱいで一応は退職される。再任用も、私、ちょっとわかりませんが、何人かおいでになるんだと思います。そういったプロフェッショナルの経験豊富な職員の方にやはりそういったトップセールスとして、プロジェクトチームをつくっていただいて、それで率先してそういったものにとりあえず当たるというようなことも、一つ必要なのかなというふうに思いますが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員がおっしゃるような手法も今後検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ぜひそういったことも視野に入れて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、ちょっと飛ばさせていただいて、障害者差別解消法、平成28年4月1日から施行される。施行という意味はどういう意味か、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 法律の施行の意味を聞いているようです。

町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、この法律が効力を発するときを施行と申します。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） そうですね。この法律においては、平成25年6月19日に法律が成立した。そして、準備期間を得ているんでしょうね、ことしの4月より施行になるということです。そういった中でいろいろ調査もさせていただきましたけれども、教育委員会関係、これについてはある程度前からこういったような情報のもとに協議もされてきているというようなことを教育長のほうから答弁もいただいておりますけれども、まず役場本体、そして役場にかかわる支所、または指定管理をされている、例えば天狗の湯だとか、そういったものも全部かかわってくる、この法律なんですね。そういったご理解はありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 余り厳しいことを言っても仕方ないことなので、ぜひ、もう来月から施行になるわけなので、それにきちっと対応できるようなシステムの構築というか、体制づくりというか、そういったものにきちっと取り組んでいってほしいというふうに思います。

本来であれば、4月1日から対応がきちっとできなければいけない。これは窓口業務だけではなくて、今の役場においては、例えば技術系の建設課さんだとか、そういったところが入っている、そういったところにも全部関係が出てくる。ですから、来月から施行ですからね。ぜひそういった対応をお願いしたいというふうに思います。それに一言、よろしく願います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、申し上げましたように、全職員に啓発する等の研修を早急に行って、周知徹底を行います。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 残り時間も少ないようでございます。

教育予算についてお尋ねいたしました。当町においては比較的、ALTやマイタウンティーチャーということで費用をおかけしまして、子供たちにとっても非常に丁寧な教育というようなことに取り組んでいる、これについては非常に評価しております。

委員会のときに課長よりこういった資料をいただきました。これは「平成27年度第2回学校評価（保護者）の結果について」ということで、アンケート調査だと思っんですね。今回、今定例会において陳情4号が採択、要するにアンケート調査を実施すべしというようなことがございます。何が言いたいかといいますと、やはり今度の地方創生についても、現状をまず知る、徹底した分析をされている、これは非常にやっぱり基本となることなんだと思います。そういった中で、やはり学校教育についても徹底した情報、要するに全部が全部公表するという話じゃなくて、やはり事務方においてきちっと情報を持っておくということが非常に大切だと思います。

例えばこの中に、ぱっと見ますと、A、Aというのは大体いいというのですね、しかし、何が言いたいかという、例えば「生活について」という中で、「学校はいじめのない学校づくりに取り組んでいると思いますか」、78% Bから80% Aに上がっていると、これは非

常に評価できる。でも、何が重要なのかというと、20%の方が何らかの形で不満に思っていたりしているということなんですね。ですから、ここをどういうふう toるのかということが非常に重要なんだと思います。

そういった中でも、今回のアンケートというものをぜひ充実した形で実施していただきたいというふうに思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、英語教育につきましては、特に東吾妻中学校、偏差値等も大変いいものがあるというふうなことを聞いております。今取り組んでおりますことが非常に効果をあらわしているなどというふうに思っております。

また、学校に対する評価等の認識でございますけれども、今後もこういうものを継続して行って、チェックを行ってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 私の質問は、学力向上の面、やはりサポートでつけるというのは、それは、つけないよりはつけたほうがいいに決まっていると。だけれども、このアンケートを見ますと、これ、多分町長持っていらっしゃらないので、大体でいいんですが、学習について、「お子さんは授業の内容を理解していると思いますか」ということと、「お子さんの1日の学習時間はどれくらいですか」ということで、BとCランクなんです。私も余り勉強しなかったほうなので、学校があれば学校で勉強するけれども、家に帰ってほとんど遊び回っていたという覚えしかございません。今の子どもだって、できれば家に帰ったら勉強なんかしたくない人がほとんどだと思います。

そういった中で、そういった人材を確保するというのも必要なんですけれども、やはり多分、学校における授業時間というのが足りないんだと思います。ですから、自治体においては土曜日に学校もやるというようなところも出てきています。その辺も1つの視野に入れる必要はあるんじゃないかというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 土曜授業という点につきましては、まだよく県内の状況等も把握しておりませんが、多分、正式には行ってはいないんだというふうに思っておりますが、文科省等の指導等もございまして、そういうものも十分に研究しながらいきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 時間がないので。

県内ではありません。しかし、いろいろ計画の中で教育、これからも町独自のそういったようなものも、一応言葉だけじゃなくて、もう本当に、うちの町として一生懸命教育に特化した、うちの町ならではの教育というものもやっぱり必要なんだと思います。やはりその時間がないということが非常にここに出ていますので、そういったものも、今後の課題で結構でございますけれども、ぜひそういった考えを視野に入れて、今後検討の必要があるんじゃないかというふうに思いますので、最後に答弁をいただいて終了させていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹淵議員の微に入り細に入りのご質問、ご提言、ありがとうございました。今後とも東吾妻町、教育に関しましてしっかりと取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○5番（竹淵博行君） ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で竹淵議員の質問を終わります。

---

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（一場明夫君） 続いて、13番議員、須崎幸一議員。

（13番 須崎幸一君 登壇）

○13番（須崎幸一君） ただいま一場議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をいたします。

町有財産（主に普通財産であります）の有効利用について質問をいたします。

町村合併をして10年がたとうとする中であって、行財政改革の進展はどのように変化してきたのでしょうか。この機会に改めて町有財産の見直しを図り、適正な管理のもと、さらなる有効活用ができることを期待して質問をするものであります。

最初に、過去10年間で、特に普通財産として有効活用した事例として何が挙げられますでしょうか。

次に、公有財産の有効活用について、具体的に質問をいたします。

1つ目として、箱島農村公園用地がございますけれども、これについては、10年以上前か

ら場所的に利用しやすい土地にもかかわらず、有効に利用されてきていないと感じておるところであります。今後の方向性を示していただきたいと思います。

2つ目として、旧岩島第二小学校の利用についてでございますけれども、明治期に建てられて、県の近代化遺産リストに掲載をされていると聞いております。歴史的建造物として今後も残すのか、それとも取り壊しをして有効利用を図る考えがあるのかお聞きいたします。

3つ目として、旧坂上小学校跡地についてでございますけれども、新年度に建物の取り壊しを予定しているようではありますが、その後の利用についてお伺いをいたします。

4つ目として、太田中学校の利用についてであります。町長は昨年の12月定例会におきまして、同僚議員による一般質問の答弁のその中で方針として出されました、地元からも陳情を出されて現在ありますけれども、あえてここで利用方法についてもう一度お聞きするものであります。

5つ目としまして、萩生地区にあります小万沢スポーツ広場の利用状況と今後の活用についてお聞きをいたします。

6つ目として、上信自動車道の工事が進む中、その建設される道路用地に隣接します唐堀スポーツ広場の現況と今後の利用についてお聞きをいたします。

7つ目として、矢倉地区に学校給食センターが新設をされました。不用となった旧学校給食東共同調理場の利用について、今後どのように考えているのかお聞きをいたします。

8つ目としまして、旧岩島第一小学校についてですが、現在、倉庫として利用しているようでございますが、今後の活用についてどう考えているのかお聞きをいたします。

9つ目としまして、旧坂上中学校プール跡地利用について、この場所については非常に利用価値が高い土地であると思っておりますけれども、どのように考えているのか。

最後になりますけれども、旧榛名湖ふれあいの家が利用廃止をされ、10年がたとうとしております。その後の活用についてお伺いをするものでございます。

次に、町有林の活用について2点ほどお聞きいたします。

1つ目として、伐期齢に達している人工林の売り払いなどの検討はされているのでしょうか。

2つ目としまして、フォレストック認定による販売状況と今後の見通しについてお聞きをいたします。

最後になりますけれども、この町有財産の適正管理と有効活用を図るために、公有財産の整備計画を立てる考えがあるのか、お伺いをするところでございます。

以上のことについて質問をいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目めの過去10年間で普通財産の有効活用した事例はでございますが、未利用町有地の売却が3区画、旧坂上診療所、学童保育所及び緑のふるさと協力隊の住居としての利用、旧太田幼稚園を学童保育所としてNPOへ貸し付け、旧東中学校を民間企業へ貸し付け等でございます。また、旧吾妻荘については高崎市へ売却しております。そのほかに、駐車場用地等に短期貸し付けも行っております。

次に、2 項目めの1 点目、箱島農村公園用地でございますが、今月から群馬県渋川土木事務所へ吾妻川護岸工事の掘削残土の仮置き場として、約3年間ほど有料でお貸しする予定でございます。また、ほかにも利用したいとお話もございますので、検討してまいりたいと考えております。

2 点目の旧岩島第二小学校利用についてですが、校舎は近代化遺産となっております。今後、検討が必要と考えております。

3 点目の旧坂上小学校跡地利用につきましては、28年度に校舎の解体工事を予定しております。その後については、今後十分に検討していきたいと考えております。

4 点目の旧太田中学校利用につきましては、太田地区の一等地にあり、その付加価値は高いと考えておりますので、広域消防署の移転先としての活用を視野に入れ、検討してまいります。

5 点目の小万沢スポーツ広場の利用状況と活用についてですが、過去には地元で各種スポーツ大会が開催されておりましたが、住民の高齢化が進み、現在はほとんど利用されていない状況でございます。今後の活用について検討が必要と考えております。

6 点目の唐堀スポーツ広場の現況と今後の活用についてですが、こちらも、過去に比べると利用頻度は少なくなってきましたが、岩島地区のグラウンドゴルフの場として定期的に利用されておりました。管理につきましては唐堀区の区長に委託をし、草刈りや清掃を実施していただいております。今後の活用につきましては、利用状況にもよりますが、当面は現状のまま町のスポーツ振興のために活用していきたいと考えております。

7 点目の旧学校給食東共同調理場利用につきましては、今後検討し、その結果により文部

科学省に財産処分手続を行いたいと考えております。

8点目の旧岩島第一小学校の今後の活用についてでございますが、現在、役場の倉庫として利用しておりますが、校舎につきましては解体を予定しており、その後の利用について検討してまいります。

9点目の旧坂上中学校プール跡地利用についてでございますが、現在は旧幼稚園用地と一体的に利用しており、ドクターヘリのヘリポートとして利用しております。

10点目の旧榛名湖ふれあいの家廃止後の活用についてでございますが、今後の利用について検討してまいります。

いずれにいたしましても、それぞれの公有財産の有効活用については、最良な活用ができるよう検討してまいります。

3項目めの町有林の活用についての1点目、伐期齢に達している人工林の売り払いなどの検討でございますが、木材価格の長期低迷により、町として今まで手をつけてこなかったセクションの一部でございます。木材価格が回復すれば、そういったことも当然必要かとは思っております。現在のところ、様子を見ているというのが現状でございます。

町有林の整備につきましては、収入間伐等、実施をしているところでございます。

なお、伐期齢に達している木材の伐採は、フォレストック認定のCO<sub>2</sub>吸収量クレジットの算定量に影響いたしますので、慎重な対応が必要かと思います。

2点目のフォレストック認定による販売状況と今後の見通しでございますが、認定対象面積は879.96ヘクタールでございます。二酸化炭素吸収量クレジットの算定量は年間4,065二酸化炭素トンでございます。販売につきましては平成24年度から始まり、総額で142万5,555円でございます。経費につきましては委託料、認定登録事務費等で、総額で285万4,670円となっております。投資金額を現在回収できていない状況ではございます。今後につきましては、町の貴重な財産の1つでございますので、有効活用ができるよう検討を重ねてまいりたいと思います。

4項目めの公有財産の有効活用整備計画を立てる考えはあるかでございますが、国におきましては、経済財政運営と改革の基本方針、脱デフレ経済再生におけるインフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月にはインフラ長寿命化基本計画が策定されました。こうした国の動きとあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画を策定するよう総務大臣より通知があり、町では本年度に固定資産台帳の整備を行

い、28年度に計画策定を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時20分とします。

(午前 11 時 08 分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午前 11 時 20 分)

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、町政一般質問を行います。

13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 箱島の農村公園用地について、もう一度お聞きいたします。

町長の今の答弁ですと、渋川土木事務所に残土の仮置き場として3年間貸し付けというふうな答弁をいただきました。大変もったいないような気がいたします。一時的な活用ということになるのかなと思うんですけれども、恒久的な利用方法を考えていただきたいというふうに思うんですけれども、町長の答弁の中に、ほかにも利用したいという考えがあるというようなお話があるというようなことがあったんですが、具体的にその辺についてお答えいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 箱島農村公園用地でございますけれども、大変、交通立地上も非常にすぐれた場所だと思います。吾妻川の対岸にはJRの小野上駅、そして上信道の箱島インターもすぐそばにできるというふうな状況。その中で非常に2ヘクタールほどの面積が現在ございますので、これを有効利用していくということで、以前から取り組んでいるところでございます。

先月も県の企画部長にお会いをいたしまして、この土地の図面等も持って行って、企業誘致につきましてお願いをしてまいりました。また、昨年も東京事務所に企業誘致の係がござ

います。ここにも関係の図面等の資料は届けてまいりまして、これにつきましてもよくお願いをしてまいりました。県の力もおかりして、ここに入る企業の誘致を今進めているところでございます。

ほかにも、まだはっきりとした話は来ておりませんが、風の便りぐらいの話は来ておるところでございますので、今後よく吟味、検討いたしまして、この土地の有効利用というものを図ってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 私は、企業誘致も大変大切なことなのかなというふうには思いますが、道路を挟んで、現在箱島の住宅団地がございます。そういったことも加味しますと、非常に住宅として売却するのもいいのかなというふうに思っておるんですけども、また町営住宅団地、若い人に住んでもらうためにですね、そういったことも視野に入れて考えることも必要かなと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それも1つの選択肢だというふうに思います。ただ、全体の地形的な面からして、その土地の南側半分くらいはちょっと山側でございますので、日陰部分になるというふうなこともございますので、その中で住宅にできる部分とできない部分もあるかと思いますが、住宅も含めて、その点は十分今後検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） いずれにしても、早急に有効活用を図れるように対策を考えていただければというふうに思います。

次に、旧岩島第二小学校の利用についてでございますけれども、この跡地については、隣接に旧岩島第二幼稚園もあります。これは今、町で文化財の整理室として利用されているというふうに思います。また、校庭の跡地については、ゲートボール場として一部利用されているようでございますけれども、ちょっと視点を変えて、文化財整理室については違う場所に移動してもよいかというふうに思っております。例えば岩島の地域振興センターに移転するとか、また、将来的には庁舎が移転になって、東支所も広がって余裕が出てくる部分もあるんで、東支所や、または環境改善センターの一部のところにも利用は可能なかなというふうには、これは例えばのあれなんですけど、例として考えられると思います。

いずれにしても、見直しをして建物等を取り壊し、または移設して、現在とは違った有効活用が図ればよいかというふうに考えるんですけども、例えば有効利用の1つとして、

高齢者用の介護施設とか住宅等を、民間の資本を導入して、PFI方式ですか、そんなことを考えながら建設して活用することも考えられるというふうに思っております。

また、1つには、今ある建物を生かしてするとすれば、おまき桜ですか、そういった形もありますので、名所旧跡として今以上に整備活用してやることも可能ではないかなというふうに思うんですが、いずれにしても、現状のままではなくて、手を加えて何らかの形で整備をして活用すべきと私は考えておるんですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 岩島第二小学校跡地でございますけれども、ここも非常に広い場所でございます。以前にもここを他の用途にというふうなことで検討いたしました。そして、近代化遺産に登録をされているということでございますので、文化財保護の委員さんのほうにご意見をお伺いしたところ、校舎を壊すということはよろしくないだろうというふうなお話をいただいたのでございます。

しかし、非常に場所的にはいいものでございますので、今後、八ッ場ダムに近いところでございます、ほかに利用していくことが必要だなというふうには考えておるところでございます。道路整備等も必要かと思っておりますけれども、周辺はちょっと町道が狭い状況にございますので、そういうものも踏まえて、今後利用について検討してまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 次に、旧坂上小学校跡地についてでございますけれども、28年度取り壊しということで、その後にもまたどのような形で利用するかということで検討したいというふうな答弁でございますけれども、検討する中で、もう当然の話だと思っておりますけれども、活用にあたっては、周辺教育施設、ございます。そういったことを配慮して、ぜひ町長、慎重に利用を検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 坂上小学校跡地でございます。この場所も坂上地区の本当に一等地とも言える場所でございますので、これを有効に活用して坂上地区の活性化に利用していただかなければならないというふうに思っております。小学校と幼稚園が隣接をするというところでございますので、その跡地利用につきましても十分そのことを踏まえて、選択をしながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひよろしく願いいたします。

それから、旧太田中学校の利用についてでございますけれども、広域消防署の移転を考えているということで答弁をいただきましたが、非常に広大な土地であると私は思っておりますが、広域消防署だけではなくて、一部を違った形で利用する方法も考えられると思いますけれども、例えば、仮ですけれども、現在の太田公民館や太田出張所を移転して、そこで利用するとか、太田地域の振興センターとして利用したりとか、また企業に場所を貸してやるというふうな、いろいろな知恵を絞れば考えられると思いますけれども、広域消防署だけで全てあそこのところを、旧太田中学校のグラウンド等を含めて使用するというのには、ちょっともったいないような気がするんですが、その点について、町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 太田中学校跡地につきましては、上信道の植栗インターにも近いということで、また、植栗・伊勢線が上信道のインターからアクセス道路の関係で、これから整備をされて竜ヶ鼻橋も架けかえとなって、また高山村へ行くにも条件がよくなるということでございまして、非常にその利用価値の高い場所かと思っております。

そういうことからして、防災上も非常に有利な場所だというふうに思っております。そのことから広域消防署がここに来ていただければということで、現在検討しておりますのでございます。特にグラウンドにもヘリポートをつくることができ、防災ヘリもそこに着陸ができるという条件も出てまいりますので、より現在の場所と比べると機能的にはさらにすぐれた防災施設というふうになるかと思っております。

面積広いでございますので、旧中学校跡にもう一施設も入る、その余裕は十分あるというふうに思っております。そういうものも視野に入れながら、今後も十分考えてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 旧太田中学校跡地について、今、広域消防というふうな移転がまずメインだと思いますが、いずれにしても、その場所を利用することについては、この場所についても近くに学童保育所、また太田小学校がありますので、ぜひその辺についての配慮をしていただきたいというふうに思っております。

また、町長のお考えと地域住民の、太田地区の住民の方の間に私は大分隔たりがあるような気がするんですが、この太田中学校の活用についてですね。陳情書が出ていると思うんですが、そういったところを見ますと、かなり問題を抱えているのかなというふうに思います。これから、多分このまま進めていったときに、地元の方々のあつれきや不信感というもの

が生まれることのないように、地元住民の方の理解と協力が得られるように、慎重かつまた丁寧な説明を今後して、ぜひ、町長が思うような形でしたいのであれば、進めていただきたいと思います。後でしこりを残さないような形をぜひお願いしたいかなと思うんですけども、町長、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のおっしゃる陳情が出てまいりました太田中跡地を役場庁舎にというあの陳情書の関係の話だと思いますけれども、これにつきましては、太田地区の1つの大きな思いというものがそこにあったのかと思いますけれども、しかし、私が見る限り、あの跡地に役場庁舎以外でも、非常に有効な施設が設置できれば、住民の皆様のご理解というものは得やすいというふうに思っておりますので、今後、ご意見の点につきまして十分説明等もしながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、萩生地区にあります小万沢スポーツ広場の件なのですが、アクセス道路の一部が個人の所有地というようなことも聞いておるんで、また利用状況も余りないような形ですので、私とすれば、植樹をして自然林等で活用したらいかがかなんて思うんですが、町長、いかがでしょうか、その点について。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 小万沢のスポーツ広場でございます。

地域住民の希望であそこに広場が整備されたということでございます。今後の利用につきまして、また萩生地区の皆様のご意見等もお伺いしながら、この利用について、あるいは自然に復元をするというふうなことも頭に入れながら検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 次に、唐堀のスポーツ広場の現況と今後の利用について答弁をいただいたんですが、現在、グラウンドゴルフ場として利用しているということでもありますけれども、現状の利用の中ではまだ未利用の部分ですか、そういったところもあるような気がいたしますので、これは提案なんですが、あずまやなどをつくって公園として整備、もう少ししてもいいのかなというふうに、私は現状、現場を見て感じたものですが、町長とすればいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 唐堀スポーツ広場でございますけれども、現在はグラウンドゴルフが盛んでございまして、唐堀地区を中心とした皆さんのグラウンドゴルフの会場というふうになってございまして、利用いただいておりますところでございますけれども、今後も唐堀地区の皆様のご希望等もいただきながら、公園ですか、そういったものも、河川沿いですからね、1つの憩いの場となるようなところができるかどうか、よくご意見等もお伺いしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひ検討していただいて、有効利用していただければというふうに思います。かなり景観的にも非常に岩櫃山が見えてすばらしいかなというふうに、私、現地を見たときに感じたものですが、提案をさせていただきました。

次に、旧学校給食東共同調理場の利用についてでございますけれども、なるべく早くに建物等を解体していただいて、ぜひ上信道などの移転する人の移転先に提供できるようにしていただければありがたいかなというふうに私は思うんですが、その点について、町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、上信道が近くを通過するということでございまして、あるいは上信道ができますと、ちょっと条件的には余りいい場所ではないかなというふうな、私は印象がするんですけれども、そういうところでも何か、企業の1つの利用する、倉庫をつくるとか、そういうものに利用できればというふうには思っておりますので、今後そういうことで考えてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 実際に上信道のセンターというか、説明会があったんですけれども、今のところよりも北側になるんですかね、町民課長おられますけれども、ちょっと建物が当たるような気がいたしますけれども、そんな状況の中で、私の住んでいるところも実はインターができるんで、移転なんていうことも考えて、大分皆さんが先のこと、もう少し、二、三年先になるかもしれませんが、心配している、移転先のことの土地とかもありましたんで、その1つになればなということで、提案をさせてもらったところでございます。なるべく地元から離れたくないというふうな意見もございまして、東地区に住みたいなというふうな人もおるようなんで、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それから、旧岩島第一小学校、現在、倉庫で利用しておられますけれども、これについて

はたしか前に、岩島橋ですか、県代行で建てかえというふうなお話を聞いておるんですが、多分、道路用地として利用されるのかなと思うんですけども、この辺の解体予定があるということだったんですが、具体的にまだいつごろ解体をするというふうな予定はないということでしょうか。先の話になってしまうんですが、たしか今、町長の答弁の中で解体の予定がありますよということをお聞きしたんですが、その点についてお聞きいたします。予定時期ですね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 岩島の第一小学校でございますけれども、現在、倉庫として利用しておりますけれども、これにつきましては、給食センターも隣にできました。岩島橋の関係もございまして解体をするという方向で考えております。早ければ平成29年度に実施をしてみたいというふうに考えております。遅くとも30年ということになります。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、旧榛名湖ふれあいの家についてでございますけれども、非常に立地的に、湖畔にありまして、いい景観かなというふうに思っているんですけども、いろんな問題、下水関係の問題でちょっと費用がかかるというような話も聞いておるんですけども、ぜひ、売却の方向で今後速やかに検討し、処分していただければというふうには思うんですが、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、榛名湖畔の本当にそばに建つ保養所といいますか、そういうものであったと思いますけれども、高崎市に吾妻荘も売却をして利用していただくということになりました。そういう関連で、高崎市がまたこれを利用していただけるなら、そういう方向で行けば非常にいいのかなとは思っておりますけれども、それに以外にも企業や学校等で、学校といっても大学等でございますけれども、そういうもので利用していただければというふうには思っておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 平成18年に廃止されてからもう10年、たっているんで、ぜひその辺。旧東村時代から、あそこは研修所だったんですが、非常に場所的にいいものですから、ぜひ有効活用できるような形で、私はもう売却、処分でもいいかなというふうに思っているん

ですけれども、ぜひよろしく願いいたします。

それから、町有林の関係なんですけれども、フォレストック認定について、平成23年度に最初調査をしたというふうに認識しているんですが、実際には24年度から販売収入があったというふうなことですか。たしか23年度に調査業務委託をしたというふうな、これは執行部側から毎年出されている施策の実績の中に資料としてあったんで、私の調査は今回質問をするんで出させていただきました。それを見ますと、平成26年度については、モニタリングの委託料とか、業務負担金なんかも差し引いても販売収入があって、34万円ぐらいの、26年度はあったような気がいたしますけれども、これについては、町長、さらに積極的に推進していくということによろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、町有林、広大な面積がございます。そのうちほとんどが、以前から森林組合等の整備を行ってまいりまして、フォレストックのほとんど対象になったということございまして、これの二酸化炭素吸収量を買っていただくということでスタートいたしました。なかなか最初のもくろみとは違いまして、なかなかご理解も浸透しないということございまして、投資金額を回収できていないという状況でございます。

しかし、これは地球の温暖化防止のために自治体としてこういう取り組みをしているんだという、1つの特異な例だというふうに思っております。これを行っているということは、1つの大きな町のPRにもなるというふうに思っております。

去る1月に上毛新聞に載りました、富岡市のゴルフ場で小・中学生を集めたゴルフの大会に80人の子供たちが出て、その中の費用の一部を東吾妻町の森林保全に充てたということございまして、これはこのクレジットを買っていただいたということございまして、こういうものも新聞の記事に載っているのございまして、地方の自治体がこういったことにも取り組んでいるという、非常によい例だというふうに思っておりますので、今後検討しながら、今後またこのクレジットを町で直接的に販売できるのか、そういうものを含めて、また今後検討して、この有効活用ができるのかどうかも進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 積極的に推進していくということの質問だったんですけれども、そういうことよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 我が国の、社会全体の地球温暖化防止に対する考え方等の進みぐあい等も十分に配慮しながら、これも先進的なことでございましたので、そういう面でいまだちょっと回収には届いていないということでございますので、そういうものも十分に判断しながら、今後またフォレストック協会等ともお互いに話し合っ、その後のことにつきましては考えてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 町長、取り組みの積極性について聞いているようでしたけれども、町長。

○町長（中澤恒喜君） わかりました。それにつきましては、方針としては積極的に行うということで、当然、自治体として先駆けて行ったものでございますので、そういう気持ちであります。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） ぜひよろしく願いいたします。ほかの自治体とはまた違った特異な部分があるのかなというふうに思っております。

次に、公共施設等総合管理計画策定を28年度より行うというふうなことでございますけれども、その計画内容について議会に示される時期はいつごろになりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の点につきましては、年度後半ということになるかと思えます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 計画策定の中間報告ができる段階でも、ぜひ行財政改革推進特別委員会もございますので、そういったところで報告をしていただき、議会と共同で策定していただければいいのかなというふうに思っております。議会の意見等もよく聞いていただく場を設けていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中間報告等の協議ということでございますけれども、適した時期に行ってまいりたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 最後に申し上げますけれども、町全体の状況を把握していただいて、人口減少対策の1つとしてこの問題を捉えて、町有財産の適正管理と有効活用される施策の

展開をぜひスピード感を持ってしていただきたいというふうに思っております。

町長の行政手腕に期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

最後に町長、決意のほどをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のご質問、ご意見等をいただきまして、まことにありがとうございます。

今後も町有の財産等につきまして、しっかりとその内容を把握し、また改めるものは改めながらしっかりと整備、管理をしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） いいですか。

以上で須崎議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 金 澤 敏 君

○議長（一場明夫君） 続いて、11番議員、金澤敏議員。

（11番 金澤 敏君 登壇）

○11番（金澤 敏君） では、通告に従って、私の一般質問をさせていただきます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律、略して子どもの貧困対策法が2013年に第183回国会で衆参ともに全ての政党の賛成により成立いたしました。なぜこのような法律が成立したのでしょうか。世界第3位のGDPを誇る日本です。ただ、国民1人当たりのGDPは、世界では27位と低く、香港に抜かれ、今、韓国が後ろに迫っております。きっと、昨今の日本では、貧困という言葉がこれほど前面に出てきたことに関して、みんなは不思議だと感じているのではないのでしょうか。しかし、現実には、国連開発計画の2014年のデータでは、国民生活の豊かさを示す数値は先進20カ国中下位の17位であり、韓国の15位より低くなっております。

さて、子供の、これは相対的貧困率なんですけれども、に至っては、厚生労働省の国民生活基礎調査で、直近の2012年のデータでは16.3%でありました。これは6人に1人が貧困状態にあり、ひとり親世帯では5割強が貧困になっております。その数は全国的には325万人に上がっております。この数字はますますふえていく可能性があります。

そもそも、子供の貧困率とはいかがなものでしょうか。OECDが作成した基準では、年

間収入から税金や社会保険料を引き、社会保障の給付金、これは児童手当や児童扶養手当、これを加えた可処分所得額をもとに算出した中央値の半分以下とされており、言いかえれば、人並みの所得の半分以下と言えます。前出の国民生活基礎調査の2012年のデータでは、貧困ラインは122万円、親子2人世帯で年間173万円です。月額14万円。親子4人世帯では約244万円、月額20万円であります。この額から生活費、食糧費、教育費を払うわけですから、ほとんど手元に残らないのが実情です。

子供の貧困に関して、先日新聞報道がありました。山形大学の戸室准教授の算出した結果であります、群馬県では10.3%と、全国平均の13.8%より少ない数字を示していますが、20年前の1992年の3.8%に比べて3倍弱と大幅にふえております。このまま子供の貧困を放置していると、貧困の世代間連鎖となり、社会的なナショナルミニマム、これは国が保障すべき当たり前の生活水準でありますけれども、これが崩壊します。既に崩壊は始まっているのが現状ではないでしょうか。

資源の少ないこの国において、人材が大きな力となるはずなのに、人材に投資しない風潮は確実に見受けられます。それは自己責任、自助努力という言葉で、全ての責任を個人に押しつける風潮です。しかし、データとしてあるのですが、労働人口が減る中で、貧困により能力を發揮できない子供が多ければ、国の財政にもマイナスが起きてしまいます。

さて、これからは当町に関して伺います。

まずは、今まで述べた子供の貧困についての当町の現状はいかがでしょうか。もし、つかにいたらお示してください。

そして次に、学校教育法で、経済的理由で就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない、同法第25条、同項第40条とされている就学援助制度があります。平成24年度のデータでは、全国的な数字でありますけれども、利用者数は155万2,000人です。そのうち準要保護者数は139万9,000人、過去最高の数字で、15.6%で6人に1人が受けているという数字になっております。

当町の就学援助者数は、そして当町ではどのようなやり方で保護者に周知徹底しているのか伺います。

次に、適用基準は自治体によって違うとのことですが、目安の基準は、生活保護費基準の1.0倍から1.5倍までですが、自治体によっては2.6倍に広げているところもあります。当町の基準はどうなっていますか。基準値の引き上げや援助額の増額の取り組みはいかがでしょうか。

そして最後に、当町も子育て支援を不十分ながら行ってきていますが、子供を産み育てる若い世代がふえないのが現状です。この現状を打破するためには抜本的な意識改革が必要だと思いましたが、その意識はあるのか伺いたいと思います。

あとは自席にて質問を続けてまいります。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、金澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の子供の貧困の当町の現状と認識はでございますが、平成26年度版内閣府発表の「子ども・若者白書」によりますと、子供の相対的貧困率は、1990年代半ばごろからおおむね上昇傾向にあり、全国的にも問題になっているものであります。子供がいる現役世代の相対的貧困率は14.6%であり、そのうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が50.8%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっております。

当町では、ひとり親世帯に支給している児童扶養手当の件数は、平成22年度では77件、平成27年度では63件となっており、また就学援助を受けている小学生、中学生の割合も全国的に上昇が続いております。当町の就学援助受給率は、平成22年度では3.3%でありましたが、平成27年度は4.3%に上昇しているのであります。このように、当町においても子供の貧困化は憂慮すべき状況と認識をしております。

2点目の就学援助の周知についてでございますが、要保護、準要保護就学援助費制度につきましては、年1回広報で周知をするほか、民生・児童委員の定例会において、担当職員が説明を行っております。小・中学校で日ごろの生活態度や集金のおくれ等、気になった場合には、面談等で保護者へ制度の紹介を行うこともあります。年1回、学校、教育委員会、主任児童委員、民生児童委員での候補者認定会議を行い、地域からの声を聞きながら認定作業を行っております。また、年度の途中でも、申し出のあった場合には随時追加認定を行っておりますのでございます。

3点目のその実態と援助額の増額への取り組みについてでございますが、就学援助費につきましては、給食費の全額のほか学用品費や修学旅行費等の一部を支給しております。国で定める要保護児童・生徒就学援助費補助金、予算積算単価を基準として増額しておりますが、平成22年度には小学6年生の児童に対し3万8,850円支給しておりました。平成27年度には5万9,330円と増額の支給となっております。当町独自の取り組みといたしましては、小・

中学校の入学祝い金 3 万円を支給しております。

4 点目についてですが、当町の児童福祉は、平成21年度に東吾妻町次世代育成支援後期行動計画を策定し、社会全体として少子化に対応する子育て支援体制の構築に取り組んでまいりました。この間、国においては、平成24年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を制定し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量的拡充や、質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が平成27年 4 月より本格施行されました。

当町におきましても、平成26年度にこれまでの計画の取り組みを継承しつつ、今後の子育て支援の指針となる東吾妻町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。子供の健やかな成長のために、適切な環境がひとしく確保されるよう、教育、保育及び学童保育所を含む地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びそれに関連する業務を円滑に実施するための計画となります。本計画に基づき、今年度より事業を実施しております。

また、今年度、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定中であり、これらの計画を確実に実行していくことにより、子供を産み育てる希望がかなえられるとともに、子育ての喜び、楽しさを感じることができ、全ての子供が健やかに成長できる町を実現するため、福祉、保健、教育等の子育てに係る部署が相互に連携し、子育て支援、少子化対策事業を積極的に推進をしてまいります。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後 1 時ちょうどとします。

(午後 零時 07 分)

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

---

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、町政一般質問を行います。

11 番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） では、自席での質問に移りたいと思いますけれども、まず最初に、2013年に子どもの貧困対策法が国会を通りました。それによって、各都道府県も同じように子どもの貧困対策会議をつくって、子供の貧困問題を解決するために活動するように求めていますけれども、当然、群馬県もできていると思います。そこからの各自治体に対しての指導というものは、どんなものなのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点については、ちょっと細部まで承知はしておりません。

また、担当課長よりその点につきまして報告をさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） はい、わかりました。じゃ、後ほどお願いいたします。

町長、いろいろ答えていただいたんですけども、おおむね、我が町としては、それほど子供たちの貧困というものに対しては危機感がないというか、少ないですよというような雰囲気の答弁だったと思います。

これ、就学援助なども、本来ならば、学校が始まるときに、学校からこういう制度がありますよというのを一括して全生徒の父兄に渡すというようなものが本来必要ではないかなと思うんですね。申請してくるまで待っているというのは、この趣旨に合っていないような気がしてならないんですけども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員おっしゃるとおりでございます。そういうものにつきましてまだ保護者も認識していない部分もかなりあるかと思っておりますので、当然そういうものにつきましては今後十分に検討して行っていきたいと思っておりますけれども、特に学校の日ごろの生活態度等の中で、そういう状況にあるかなというふうなものが推測される場合には、面談等を行いまして、その保護者にそういう制度につきましてもお知らせをしているということでございます。

議員のおっしゃるのは、きめ細かなということだと思いますので、その辺につきまして今後対応してまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 本当にきめ細やかにやってもらいたいなと思っております。

なぜならば、大体こういう問題、保護者、基本的に恥ずかしくて余り公にしたくないというのが普通の感覚なんです。特に日本は全体主義ですから、教育は家庭でというような形

で、全て家族が、家庭が自己責任で、自助努力で行っていく、そういう考えが蔓延しているんですね。ですから、公的な支援を求めるといような感覚が乏しいんです。そういうことも含めて、申請主義じゃなくて、ちゃんと4月の入学時というか進学時のときに、こういう制度がありますからということを通して先生を通じて知らせるべきだと思います。年1回の広報で、これはちょっと真剣味が足りないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほど申し上げましたように、きめ細かな、そういう周知も必要かと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） では、今度は視点をちょっと変えまして、子供の教育費が今、この日本という国はどうなっているかということをお聞きしたいと思いますけれども、一番最初の幼稚園、保育園も含めてなんですけれども、公立小・中・高、そして大学は国立、こういう子供がいて、この子供にかかる教育費、どのくらいかかるか、町長、お答え願います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 細かく検討したことはございませんけれども、ある程度感覚的に1,000万円を超えるのではないかなというふうには思っておりますけれども。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 正解です。1,000万円ですね。公立にずっと行って国立に入ると大体1,000万円かかると言われています。これは1人です。子供2人、3人いるとなったら、2,000万円、3,000万円ですよ。なかなか当町でそういう道を進ませられる親というのは少ないのかなと思います。これが、じゃ幼稚園、大学は私立、ここは幼稚園に私立がないですけれども、小・中・高、公立、こういう子たちは大体どのくらいかかるか、想像はつくと思います。先に言ってしまいますけれども、1,300万円から1,400万円かかると言われております。これも同じように、1人、2人であれば、その倍、3倍とかかかっていくわけですよ。こういう中で、本当にその家庭に全部責任を負わせて、この国は今いるんです。

前に同僚議員が、農家はもう大学に出せなくなっているんだと、子供を。一般質問のときそういう発言がありました。そのときは、ああ、そういう事態に今なっているのかと、私もびっくりしたんですけれども、私も調べてみると、これではもう大学に出せるような、公務員の方は別として、なかなか難しいのではないのかなという状況になってきてお

ります。

何でこんなにみんな生活を切り詰めても、親が大学まで出そうと頑張っているのか、その気持ちというか、そういうのを町長、どうお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、我が国は学歴社会といいますか、そういうものができ上がっておりまして、やはり子供の将来を考えると、大学まで出していかなければならないという気持ちだと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そうですね。これ、貧困から抜け出すためにはという、より、大学を出たほうが有利な就職ができるんじゃないかということで、歯を食いしばって親たちが子供たちを大学に出すわけです。国立が大変だったら高い私立でも仕方がないと、そうやって出します。子供たちも親の苦勞がわかりますから、しっかりとバイトをしながらやっていきます。それでも今、卒業して正規社員になれない子たちが多いんです。

今、当然、毎日毎日のようにニュースで流れていますけれども、非正規労働者、特に若者の非正規労働者はどのくらいいらっしゃるか、わかっていらっしゃると思っておりますけれども、それについての感想をお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 最近、若者で非正規労働者というものが多くなっているということは認識をしているところでございます。今まで、かつての我が国の社会と違って、大変厳しい状況の中で若者も苦勞をしているということを認識しております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 一般会計の当初予算案に対して、私、反対討論をいたしました。その中で申し上げましたように、子供の貧困、これも大きな問題です。そして下流老人という言葉もあります。今、問題になっているのが女性の貧困です。このように全体的にこの国は貧困にずるずると入っていつているのが現状だと思います。

そこで、やっぱり子供たちに、大人たちはしっかりとあなたたちを支えていくんだよという、その姿勢が見えなければ、この町を誇りに思って、東吾妻町は本当にいい町だったなというような気持ちになるのでしょうか。私、今ずっと町長の答弁を聞いていて、これぐらいのことをやっているんだからいいじゃないですかというような、そんな感覚にしか聞こえなかったんですね。もっともっと一人一人の町民に対して、そして子供に対して、目を向けるべ

きじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私自身として、現在の子供たち、少子化傾向の中で暮らしているわけ  
でございますけれども、やはり今までは、その家族が食費から何まで全て責任を持って育て  
上げてきたというところでございます。しかし、現在私、考えて、地域ぐるみで子供たちを  
育てていく時代になったかなというふうには感じているところでございます。その上で、子  
ども・子育てにつきまして、今年度から新たに支援事業も立ち上げてまいります。今後も東  
吾妻町の子供たちが育っていく中で、町としての力、地域の力を投入してまいりたいと思  
います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） ぜひとも力を投入していただきたいと思います。

今、私が言ったように、この町にとって、子供たちを、人材を育てていく、その発想が本  
当に必要なだと思います。この町にはそれしかないんだというぐらいの気概が必要なんじゃな  
いかなと思います。

ある人の言葉に、社会のために働くことに生きがいを見出す若者を育てることなくして日  
本の未来はない、社会が決して見捨てないという姿勢を見せなければ、必ず若者たちは社会  
のために働かなくなってしまうと。それは社会に対して大きな損失になるんだと。そのため  
の先行投資なんだということを自覚する必要があると思いますけれども、今、私が述べた意  
見に対して、町長はいかがでしょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員のご意見いただきました。私もそう思っておるところでござ  
います。東吾妻町の子供たちが本当に素直にすくすくと成長できるよう、町といたしまして  
もしっかりと支援をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） もうきっと、大して時間がないんであれなんですけれども、もう一  
回最後に、私のそこの演台で4番目として述べたことがしっかりとまだ答えとしてもらって  
いないので、もう一度言いますけれども、今まで確かにこの町は子育て支援、就学支援等に  
力を割いてきたと思います。それは不十分ながらというあれがつきますけれども。でも、こ  
の町が、子供たちを産み育てる若者たちは減っていく、そして生まれてくる子供たちも減っ  
ている。何か、今までやってきたことがどこか、もっともっと加速度的にやらないかとい

かったことではないのかなと思うわけなんですけれども、今、時間が出まして、大してないんであれですけれども、抜本的な意識改革が私は必要だと思うんで、その点、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 子育て支援、子供を育てるなら東吾妻町と言われるような、そういう町にしていきたいと思っておるところでございます。今までこの町でやってきた子育て支援が不十分な点というのもあったかもしれません。そういうものを今後は補填をしながら、子供たちのためにしっかりした支援事業をさらに進めてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） さらに続けていってほしいと思います。

これで私の質問を終わりにいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で金澤議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 重 野 能 之 君

○議長（一場明夫君） 続いて、4番議員、重野能之議員。

（4番 重野能之君 登壇）

○4番（重野能之君） 議長に許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

その前に、この3月をもって、再任用等もあるかと思いますが、14名の職員の方々が正規の定年退職をなされます。長きにわたり町のために、時には華やかなものではない、陰になって地域社会のために、行政に携わっていただきました。1人の町民として、一議員として、改めてこの場をおかりいたしまして、感謝の誠をささげたいと思います。本当にお疲れさまでした。

それでは、質問に入らせていただきます。

国の地方創生策に基づいて、当町でもまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が大詰めを迎えております。当然町には総合計画もあり、今後はこの2つを核にした町づくりが進められていくものと思います。

そこで、この2つの計画、戦略もさることながら、将来に向けていかなる町をつくるべきとお考えでしょうか、改めて町長の町づくりの構想をお聞かせいただきたいと思っております。

2点目として、人口減少と少子化、地方経済の低迷など、厳しい地方の時代を迎えている中で、それを克服し乗り越えるべく行政も努力されていることは、町民の方々も承知していると思います。一方で、例えば子育てに悩みながら生活をしている方、低所得の若年世代、不安と不便を抱えたひとり暮らしの高齢者、また後継者不足の心配の中、各種事業を行っている人など、この町にもさまざまな方々がおります。そして何といたっても、この町とこの社会の将来を担い生きていく、かけがえのない、私たちの宝である子供たちの存在、全ての町民の方たちのために行動を起こし、よりよき町を築いていかなければならない町長の思いや決意を含め、今、町民の方々に語りかけるとしたら、その町長のメッセージは何かお聞かせいただきたいと思います。

3点目として、本年夏から選挙権年齢が18歳へと引き下げられます。今まで以上に町内の若い世代の政治参加が期待されるところでありますが、将来を担う若き世代の政治、町政、あるいは選挙への関心と参加を促す今までの取り組み、あるいはこれから何か施策はあるのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点を質問させていただきまして、自席に戻らせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の将来に向けていかなる町をつくるべきと考えるのかでございますが、町の基本計画でございます第1次総合計画の中で、目指す町の将来像を「住民が誇りを持って暮らすまち」と掲げております。また、総合計画の中の重点プロジェクトと位置づけられる現在策定中の東吾妻町まち・ひと・しごと総合戦略においては、実現すべき町の姿を「子供も大人も生き生き暮らせる元気なまち」と掲げております。総合戦略における「子供も大人も生き生き暮らせる元気なまち」の実現を通じて、住民が誇りを持って暮らす町ができるものと考えております。

そのためには、関係機関はもとより、町全体で積極的な取り組みを推進していくことが必要でありますので、町民の皆様のご理解とご協力及びご参加と協働により、着実な計画推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

2点目のよりよき町を築くための町長の思いや決意を、今、改めて町民の方々に語るとしたらメッセージは何かのご質問ですが、先ほど答弁の中で申し上げましたが、将来目指すべ

き町の姿が、住民が誇りを持って暮らすまちでございますから、これに向けたメッセージを発信し、町づくりに向け邁進することでございます。

そのためには、現在策定している東吾妻町まち・ひと・しごと総合戦略を着実に進展をさせていくことが必須であると考えておりますので、今後、計画の周知等を含め、推進を図っていく考えでございます。

3点目の当町の若き世代の町政へのさらなる関心と参加を促す取り組みや施策はあるかのご質問ですが、町民と協働でつくる町づくりを基本に置いて、行政情報の公開や情報のできるだけわかりやすい提供に努めるなど、町政に関する情報を取得できる機会を提供することなどにより、町政が身近に感じられ、主体的に参加できる方策を模索したいと考えております。

また、公選法改正による選挙権年齢引き下げの影響を考えると、高校3年生期において選挙権付与、非付与の生徒が混在することが現実として発生をいたします。このことから町と選挙管理委員会は、学校と連携して啓発授業を行うことが、政治や選挙が身近なものであり、関心を高めるための絶好の機会と捉え、公選法改正後に啓発授業実施を申し入れたところ、幸い、吾妻高校におきましては協力が得られ、平成27年11月11日に3年生119名、本年2月18日に2年生104名を対象として出前授業を実施いたしました。

なお、授業で使用した資料につきましては、県選管から資料提供を受けながら独自に作成したものであり、県下でも町村選管が行う啓発授業としては先進的なものでございます。新年度以降も吾妻高校はもとより、東吾妻中学校や管内小学校など、啓発活動を積極的に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） 毎回まとまらない、大変、私の質問で申しわけありません、ご答弁をいただきましてありがとうございました。

今回の質問の、自分の中でテーマというか、その中には、町長、あるいは町の情報発信、そういったものをテーマに今回は1番、2番を質問させていただきました。というのも、自分は議会に携わらせていただいているんですが、なかなか、町を歩く中で町長が考えていること、思っていることと住民の方々の、もちろん全員じゃないんですが、そこら辺の町の意味というか、町長の思いというものが誤った形というか、うまく伝わっていないんじゃないのかというような思いを非常に今感じております。

例えば議会におきましても、これは自分、実際経験して言われていることなんですが、町民の方とお会いすると、今非常に多く、自分が言われるのが、本当に今、重野は議会大変だなと、議会、2つに、真っ二つに割れているみたいじゃないかと、こういったことを実際に町民の方から私も言われまして、もちろん答えるときもあれば、先日もある方にそういったことを言われまして、これはあくまでも自分の認識なんですが、我が町議会においてそういうことは全くないと、一場議長を中心にとにかくひたすら町民の方々のためにみんなで力を合わせてやっていくんだと、こういうことで今の東吾妻町の議会、特に自分の先輩議員の人たちは心を1つにして、町とスクラムを組んで、いい関係でやっていただいていると、だめなのは重野ぐらいだということで、その方にお話をさせていただいたんですが、それはちょっと別の話なんです、そこで町長が、今はいろんな媒体あると思うんですが、現在、町の意味、町長の思いとか、そういった考えを発信させる手段というか媒体というのは、今、どういったものがあるでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町のホームページに「町長の部屋」というコーナーがございます。そこにある期間を置いて、町の出来事等につきまして発信をしております。また町の広報や、また町政の懇談会等もがございます。また、各地域で行われる行事などご挨拶もさせていただいておりますけれども、そのような中で、町の状況等も町民の皆様に発信をしているところでございます。

今後ともこまめに町民の方に町の情報、それから町の皆さんのお話もお伺いするようにしていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） そういった中で町長の実感として、今現在のこういった、先ほど町長が言われたようなことで十分、絶対100%ということはないと思うんですけれども、ある程度十分であるというような認識かどうか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのご質問につきましては、十分とは言えないかと思っております。

今後何かの、全ての機会、いろんなところを捉えて、こまめに発信をしてみたいと思います。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） 僕自身は、十分ではないのではないかとこのように思っております。

ホームページ、あるいは広報、あるいは町政懇談会等あるんですが、どうしてもそれは町民の人に来てもらう、ホームページにしてもそこにアクセスをして、そこに足を運んでもらうという、どうしても受け身的な、待つというような今の姿勢、そういったものではないかなと思います。

いろんな方法があると思うんですが、ホームページはありますが、「広報ひがしあがつま」、あくまでもネットはネットですから、こういったところに例えば、よそのところなんですけど、町長室の窓とか、あるいは今月の町長の一言とか、そういった項目を少しでも設けていただいて、町長ということは、イコール、それは町ですから、ぜひともそういった情報発信を今まで以上にしていただいて、どういうことを考えて、どういう町をこれからつくっていきたいか、導いていくか、それは総合計画があるし、これから総合戦略、そういったものもあると思うんですが、もう少し心が伝わるような、思いが伝わるような町の、町長イコール、それは町ですから、そういったものを考えて実行していただきたいということを提案させていただきまして、質問はこれで終わりにいたします。もしご答弁いただければお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、広報の中に、そういった町長のコーナーというものをつくったらどうかというご提案でございます。やはり一番、お年寄りも若い人も見てもらっているのが広報かなというふうには思っております。そのような広報の使い方も今後十分に検討して、実現できればというふうには思っております。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） もう一つだけいいですか、お聞かせいただきまして。

先ほど2番目のところでご答弁いただいたんですが、今、若い人からお年寄りの方までさまざまな町民の方がいらっしゃいます。実際に議会だよりのほうも目を通して、自分の周りには、少なくとも議会だよりを楽しみにしてくれている若い世代の人もあります。そういったこともあります。もう一度この町に住む町民の人に、新年の広報でも町長であったり、あるいは議長のこの1年の抱負、そういったものが掲載されてはいるんですが、もう一度、今度総合戦略も、そういった町の戦略案も出ますので、町民に向けて今町長が聞いてほしいこととか、伝えたいこと、これからいい町をつくるためにという、そういった思いを、町民の方々にメッセージをもしあるとすれば、どういうものがあるか、議員も、私たちも一町民ですから、そういったこと、メッセージがもしあれば、それだけお聞かせいただきたいと思

います、最後に。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、東吾妻町、人口の減少が進んでおるところでございます。その中で、やはり東吾妻町のような中山間地域、こういった地域から都会へ若い人が流出していくというものが大きな原因の1つだというふうに思っております。

しかし、中山間地域というのは、この日本の成り立ちに、我が国の成り立ちに重要な役割を果たしていると思います。農地や森林を整備することによって国土保全という大きな役割を果たしております、また水田で稲作をする、そして森林で間伐等の施業をするということで、水資源、水源の涵養機能というものをさらに高めておるわけでございます。そして農業は、我々が食べる食料の生産、本当に根本的な生産でございます。そして、森林から出る木材は、我が国古来からの木の文化を支えているわけでございまして、また、地球温暖化防止という点で非常に大きな機能も果たしております。

そのような中山間地域から人口が流出をするということは、今現在の国の姿勢がやはり都会中心に考えられているのかなど。やはりこういった中山間地域に対するさらに施策、支援等も充実をさせていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。これにつきましては、議会の皆様と今後とも協力をして、国のほうに要請をしまいたいと思っております。

そして、東吾妻町でございますけれども、ハート形土偶ですとか、今回の真田丸に見られますように、歴史的、文化的にも大変誇れるものがございます。また、農産物も大変おいしいものができます。また、現代の名工で表彰されましたように、町民の中には大変優秀な技術を持った方も多くいらっしゃるわけでございます。そして上信道、これから東吾妻町に入ってもらいまして完成しますと、大変有利な状況になります。商工業にも大きなこれから効果、期待も出てくると思っております。

今回の総合戦略、地域創生に向けまして、これを活用して、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。重野議員さんのようなお若い議員もいらっしゃいます。議会の皆さんと協力し合って、今後東吾妻町の発展という大きな目標に向けてともに取り組んでまいりたいと思っております。

先日、第1回の東吾妻中学校の卒業式に出席をいたしました。大変立派な、すばらしい卒業生を送り出したなと思いました。子供たちも将来、世界を股にかけて、そうやって活躍する人も必要でございますが、しかし、東吾妻町、このふるさとで将来の発展に向けて頑張っ

ていただく人も多く必要かと思っております。

町民の皆様にも、各地域の特性、それぞれ把握をしているわけでございまして、町民の皆様のご協力をいただいて、各地域それぞれの発展、そして東吾妻町全体が大きく飛躍をしていく、そのためにこれからも町民の皆様も一緒にご理解、ご協力をいただいて取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○4番（重野能之君） ありがとうございます。

○議長（一場明夫君） 以上で重野議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

---

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

---

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

---

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成28年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会をされました本定例会におきましては、東吾妻町農業委員の任命についての人事案件1件、条例関係といたしまして、東吾妻町情報公開条例等の一部を改正する条例についてなど14件、予算関係では平成28年度一般会計予算など14件、その他9件、合わせて38件を提案させていただき、全てを原案どおりご議決をいただき、本日、閉会の運びとなりました。

今回の審議結果や一般質問などで多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後、町政を執行する中で生かしていきたいと思っております。

また、本会期で成立をいたしました平成28年度一般会計当初予算等の執行につきましては、引き続き経費の節減や効率的な運用に努めていきたいと考えております。

さて、いよいよ年度がわりの時期になりますが、中学校では東吾妻中学校として初めての卒業式が11日に挙行されました。卒業式には議員各位にもご臨席を賜り、祝福の言葉をいただきました。卒業生は在校生や関係者に見守られ、新しい世界へと羽ばたいてまいりました。

定例会終了後も公私ともにご多忙の日々を迎えることと存じますが、議員活動にご精励されるとともに、町の諸事業、諸施策の推進のため、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会に際し、ご挨拶を申し上げます。

平成28年第1回定例会は、3月4日から本日まで14日間にわたり開催され、人事案件1

件、平成28年度当初予算 8 件、平成27年度補正予算 6 件、条例関係14件、その他 9 件の執行部提案に加え、請願書、陳情書、意見書等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には 8 人が立ち、ここに終了することができました。

14日間にわたる会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からお礼を申し上げます。

会議の中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあったかと思えます。新しい年度の事務執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待しております。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上をもって、平成28年第 1 回定例会を閉会いたします。

ご協力大変ありがとうございました。

（午後 1 時 4 3 分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 根津 光 儀

署名議員 樹下 啓 示

署名議員 山田 信 行